

銀「何の爲に低利資金に運用すると限定したのであらうナ

余「こゝ等が所謂政略であつて廣く官營賛成者を求める爲にいつたものではないかと思ふのである、先達中政府は下級官廳、各地商業會議所、諸種の會等に向つて先づ民營保險業の弊害を具申させて置いて間もなく官營案の賛否を訊ねた、その時政府が得た返答のうちには、官營に大賛成であるから一日も早く之を實行して、之に依りて得た資金は自分等の所に廻はして呉れといふ露骨なのもあつた様だ、兎も角當局は保險關係者以外の者から得た答申は全部官營賛成だと吹聴して居る様だが、一二僕等の眼に觸れた答申にはこんな意味の賛成があつたり、大分條件付の賛成もあつた様だ

政「此間政府でやれば経費がかゝらぬ、普及もするなどといふことを官營論者から聽かされたがネ

余「何事業でも民營の方が官營よりも不経済だなどといふことは寧ろ冷評的反語であつて、事業界の事情に通じて居る人には反駁の必要もない位です、特に官營論者はよく株金の配當や多額の重役報酬等があるから民營にすれば、被保險者の負擔が重くなるなどといふが、之が爲に一圓の保険料に何厘影響しますか、況んや他の事で二錢も三錢も経費を減ずるとが収入を多くすれば決して被保險者の損ではない、又普及の點も同様で、山間僻陬迄郵便局が行渡つて居るから官營にすれば普及するといふが、夫は廣さの問題でそんな地方に簡易保險の必要は殆どない、而して最必要のある市街地に於て如何に普及するかといふ深さに着目することを忘れてはならぬ、今日の電話事業などを見ても如何に官業が人民の需要に應じ切れぬかといふことの實例は澤山あります

教「結局以上の理由によりて君等が自分で簡易保險をやり度いといふのですネ

余「さう誤解されては困る、僕一個人からいへば日本の生命保險事業が總て小口營業に偏するを慨して第一生命を首唱した位で、目下千圓以下の契約はせぬ位ですから假令現政府が簡易保險の民營を許可しても、決して

自分で之に關係せぬことを今から斷言して置きます、他の同業者と雖大部分同様であらうと考へます

銀「そんなら簡易保險はまだ日本には不要だといふのですか

余「否々それ處ではありません、民設の簡易生命保險會社が出来るとか、今ある生命保險會社のうちに簡易部を設ける會社が出来て、職工とか小給料取りの爲に一日も早く簡易保險が行はれたいと思ひます

政「然らば政府をして此度の案を撤回せしめたとして如何にして簡易保險の實行に入る積りですか

余「民業でさへ之を起せば結構です、而して勸業銀行の如き一個の特種會社を起して經營さすのも亦一法でありませう、但一會社しか許さぬとなれば普通の生命保險業に對して三百圓以下の契約を禁する方針を固守してはならぬことは前にも言つた通りであります、それでも尙民業では不確實だといふならば、其保險金の支拂を國庫が保證したらよいでせう、そこまで行くのは僕等は反對だがそれでも官業にするよりは餘程よいと思ふ

政銀教「すつかり解りましたが、こんなことは廣く世間へお話になつたらどうですか

余「難有う、御意見に従ひ今夜でも書いて見ませう、併し尙種々の方面から論すべきこともあらうと思ひ升が、それを書き立てると長くなつて讀む人がなくなりますから、今日お話しただけ書いて見ませう、而して尙深く研究なさる人には

志田博士の官營反對論 國家學會雜誌
本年三月以後

戸田博士の官營反對論 京都法學會雜誌
本年四月分

余の官營反對論

國家學會雜誌本年五月分
國民經濟雜誌本年二月分及四月分

大正四年

麻生義一郎氏反對理由

生命保險會社協會々報
本年四月分及十一月分

清水法學士の論評

同上昨年七月分
本年二月分

第三回保險業者大會報告中志田片岡磯野諸氏論說

等を一讀せられんことを希望します

簡易保險官營に關する陳情書

第三十七議會に簡易保險法案提出せらるゝ事を仄に拜聞仕候若し本案が議會を通過する場合に於ては直ちに簡易保險の官營實行せらるべく然るときは生命保險業者殊に徵兵保險業者は事業經營上非常なる打撃を蒙むるは今より想像するに餘りあること、恐察仕り候徵兵保險事業は普通生命保險事業と異り特殊の事情を有するを以て其事由を開陳し閣下の御賢察を賜はり度奉存候

徵兵保險は生命保險の一種類には相違なきも兵役義務の公平を計ると同時に義勇と奉公の精神を養成し勤儉と自助の美風を涵養せしむるか故に普通生命保險と其趣きを異にし現時の我國情に於て缺くへからざる事業にして國家に多大の効益を與ふるものたるは決して簡易保險と同一に論すへからざるものなり
恭く惟るに觀聖文武

先帝陛下徵兵令の大詔令を下し給ひてより以來兵制の事益々改善せられ士氣大いに振興し日清、日露の戰役の如き上下三千載の歴史中に殊絶なる大捷を奏し全世界に赫耀たる國光を發揚したることは洵に

聖明の稜威に依れりと雖も國民の忠勇義烈の精神萬國に卓越するに依らずんばあるべからず今や我帝國は益々國防の充實を要し一朝事あれば國威を宣揚し事無ければ國權を保維し以て國光を海外に發揚するの秋たり

然れとも全國の壯丁にして兵に徵せらるゝものは内顧の患なきものゝみにあらずして其多くは中産以下のものなるか故に考幼或は耕耘の力を缺き或は營業の助を失ひ遂に衣食を得るに苦しむものあり又老親の病床にありて一子の勞働により藥餌を求めて辛くも家計を營むものが其子の兵役に徵せられたるが爲め飢餓に迫り病者の床中に呻吟するものあるは屢々聞知する所なり我盡忠報國の精神に富みたる壯丁にして陣頭に臨んては其身を忘るゝ勇者なりと雖も深夜寂然として萬感交々胸に聚るの時に於て家族の困難と病者の身上とを想起することあるべきを思はずんばあるべからず茲に於てか徵兵保險は是等の壯丁者を救済するを以て目的として組織せられたるものなり

我國に於ける徵兵保險の開始は明治三十一年にして爾來十八ヶ年の星霜を閲したるに過ぎずと雖も最近の契約高は二十七萬九千六百六拾八件此の保險金額四千五百〇參萬貳百圓を有し國家に裨益する所尠しとせず而して右の契約高中壹百圓の契約件數は總契約の七割に近く貳百圓以下の契約件數は約九割を算し平均一件の契約金額は僅に壹百六拾壹圓に過ぎざるか故に徵兵保險は即ち一種の小口保險にして契約者は専ら社會中産以下の階級に屬するの事實を推知せらるべし故に若し政府事業として保險金額貳百五拾圓以下の簡易保險を實行せられんか我徵兵保險の經營上を受くる影響と打撃とは普通生命保險より一層甚しきものあるや言を俟たざる所なり或は簡易保險は貯蓄の目的に適ふものなるか故に必ずしも徵兵保險の趣旨に反するものにあらずと思惟するものなきにあらずも政府の營まんとする簡易保險は即ち小口なる生命保險にして其種類は養老及終身保險なるを以て徵兵適齡に達したるとき契約の金額を受くるものにあらずるに由り入營の諸入費及家族の生活費の助となるものにあらず故に保險金の使途に就きては深甚の差異を生ずるものなり據て簡易保險の官營は徵兵保險事業の普及に多大の妨害となり向後徵兵保險加入者を減するのみならず會社の受くる打撃

は已に加入せる二十七萬九千餘人の被保險者に迷惑を迫らすの不幸を惹起するの恐れあり是れ實に忍ぶ能はざる所なり

以上叙述せし如く國民皆兵の我國に於て國民の義務且權利として兵役に服し盡忠報國の義務に當らんことを冀ふは我國民の國民性に候へ共之が爲に一家の生計に及ぼす經濟上の痛苦を顧みれば轉た感慨禁する能はざるものに有之候然るに政府は不急の簡易保險法案を實施して壯丁者最善の救濟機關たる徵兵保險事業の經營に壓迫を加へ趣旨の普及を阻害し全國皆兵の國是に一大障害を與へ徵兵忌避者等の不謹慎者の増加するは必然のこと、被存候翼くは國務の大任に當る閣下の御高庇に由り簡易保險法案の撤廢せられんことを切望の至りに不堪候至情の餘り言語の不敬に亘り候段平に御寛恕あらんこと幸希上候 謹稟

大正四年十二月

東京市京橋區新看町拾九番地 徵兵保險株式會社

專務取締役 太田 清藏

國務大臣閣下 宛

拜啓別紙簡易保險官營反對意見書劉覽に供し候間本協會の意見を貫徹し得る様御贊助相仰ぎ度幸希望候 敬具

大正四年十二月

社團法人 生命保險會社協會

理事 片岡直温

同 安田善三郎

同 福原有信

同 阿部泰藏

兩院議員
見書反對意見

(133)

同 鈴木萬次郎

簡易保險官營反對意見

簡易保險の獨占官營に反對す

理由

政府が近く實施の計畫に係る官營簡易保險は其實體社會政策の保險に非ず其獨占官營は民營生命保險業を壓迫すること甚しきものなれば當業者は曩に建議書を政府に提出して反對意見を開陳する所ありたり其理由としたる所多々之ありと雖も其主要なるもの二三を叙述すれば左の如し

一、簡易保險官營は甚しく民業を壓迫す

政府は保險金額の最高限度を一人三百圓(二百五十圓を本則とすれども甚だ廣き範圍の者に二割の割増を附するが故に)とする生命保險を獨占官營せんことを計畫せり、然るに民營會社は現在保險金額五百圓以下三百圓以下のものを多數契約し居り即ち大正三年度の調査に依れば

生命保險加入總人員百七十萬一千人

保險金額十億六千二百萬圓

内五百圓以下のもの百二十五萬七千人

保險金額四億五千五百萬圓

三百圓以下のもの五十九萬九千人

保險金額一億二千七百萬圓

あり、故に政府に於て三百圓以下の小額の契約を獨占したりとせば民營會社は其營業範圍を少なからず蠶食せらるゝの不幸に遭遇すること、なる、加之能く五百圓以上の契約を爲す資力ある者と雖も三百圓限度の官營保險に加入する者少なからざるべく一旦之に加入したる以上は容易に保險金額の増加を爲さざるは常情なるによ

大正四年

り、結局民營會社は其營業範圍の大部分を迫害せらるゝこととなり爲めに會社の基礎に動搖を起すに至るや必然なり

況んや簡易保険は其實質は普通の生命保険にして唯契約の取扱を簡便平易ならしめたるものに過ぎず保険金額の制限の如きは簡易保険の必須要件にあらざるなり、從て現當局者は保険金額の制限に重きを置きて民業の壓迫の弊を防がんとする念慮ありとするも、由來官營事業は一部局の擔任者が其業績に熱心なるの餘り思を大局の利害に致すに暇あらず識らず漸次民業に壓迫を加ふるに至りたる既往の實例に乏しからざるに徴するときは、簡易保険の必須要件にあらざる保険金額の制限の如きは將來漸く其緊度を失ひ三百圓は五百圓となり五百圓は千圓となり勢の赴く所官權を濫用して民業と競争するに非ざれば遂に生命保険業の全部を奪取するに至らんこと之なきを保せず、慘酷なる殉死が可憐なる備より來れることを思はゞ轉寒心に堪えざるなり

生命保険業は明治十四年創始以來政府より何等特別の補助を受けず數十年の辛苦を経て漸く今日あるを致したる本邦唯一の民營事業なるに拘らず政府は之を尊重せず數年以前より或は三百圓未滿の契約を許さず保険料を毎月拂とすることを禁ずる等の傾あり其何の故なるかを知らざりしなり、然るに今や社會政策の美名の下に之を獨占官營せんとす其影響の民業に及ぶ所甚大なりと謂はざるべからず

二、簡易保険は社會政策の保険にあらず

最初内閣施政方針には少額保険の實施の社會政策上必要なることを聲明せられ次で小口保険調査委員の任命あり而して調査委員は簡易保険を獨占官營せんとするの案を發表したり、此の如く其保険の名稱に變遷あり、施政方針に示したる少額保険が果して今の簡易保険を意味したるや否や疑なき能はず、抑社會政策の爲めにする保険は下級民の疾病傷害老廢失職等の不幸を救済するを目的とし一定資格者に保険加入を強制し其保険料の大

部分を國庫と雇主に分擔せしむる所謂労働者保険ならざるべからず、然るに官營案の簡易保険は僅少の死亡保険金を目的とする生命保険にして生存中の不幸を救済するものにあらず其加入者の資格を制限せず其加入を強制せず保険料の全部を加入者に負擔せしめ其利率は民營保険と大差あることなし、國庫より實施費二十萬圓を支出すと云ふも事業創始の數年間所謂創業資金を補給するに過ぎず、全く社會政策の實質を具有せざるなり

三、簡易保険官營は官業整理の政綱と矛盾するものなり

我邦の現情比較的下級民の爲めにする簡易保険經營機關の具はらざるは一大缺點たることを争はず、然れども此事業は官營を以てするの他之を經營するの途なきか、果して獨占官營に非ざれば經營し難きこと若しくは獨占官營が少くとも民營其他の方法に比し非常に優秀なる結果を齎すこと争ふべからざるに於ては生命保険業者は自己の營業範圍を幾分壓迫せらるゝも公共の利益の爲めには之に甘んぜざるべからずと雖も、歐米先進諸國の實例は簡易保険が悉く民營事業として著しく發達し唯一二例外として官營を以てするものは萎微振はざる事實なるを顧みず、唯我邦に於て生命保険學理の發達、事業經營技能の進歩今日の如くならず殊に監督制度の全く缺如したる時代に於ける微小なる會社の失敗を理由として直ちに今日の民業の基礎を危険なりとし、特別監督の方法を以てし或は特許會社の制を以てし其他種々適當なる方法を以てすること不能にあらざるに拘らず、之等の方法を調査することなく漫然獨占官營を唱ふるに至れるものは是れ畢竟何等か先入主となり調査の眼界を遮るものありたるに因るにあらずや、業に既に官業として存在するものさへも之を整理することを以て政綱としながら必らずしも獨占官營と爲すの絶對必要に非ざる簡易保険のみを創始せんとするが如きは誠に矛盾の甚しきものと謂はざるべからず

（一）三、中外商業

△事業發展の跡 生命保険契約高は今や合計十一億圓以上 件數二百二十萬に上りたるが顧みれば保険契約高が初めて一億に達したるは明治三十年二億に達せしは明治三十六年なりしも爾來其増加力は加速力となり明治四十三年以來に至りては各年一億以上を累加し就中大正元年より二年にかけての一ヶ年間に於ては殆ど二億圓近くを増加したり而して現在契約に従事する生命保險會社數は四十一會社にして一社平均二億七八千萬圓の契約高を擁するに至るの盛況を呈せるがかゝる盛況を呈するに至りし道程を顧みれば毫も政府の保護によらず徹頭徹尾自力自働獨力を以て奮闘努力したる賜物にして保險事業者の立場として肯て自ら誇るものに非ずと雖も實は尊むべき賜物たるを失はざるべし

大正五年

△官營壓迫來る 生命保險事業が斯くの如き發達と盛況を示し前途益々進展せんとするに際し政府は突如として保險事業の官營を企て簡易保險の名の下に民業と競争し之を壓迫せんとするに至れるは返す返すも民業の爲遺憾に堪へず政府簡易保險の契約金額は最高三百圓に限られ民業と競争せずと稱するも現に最低保險金額の會社は

△百圓迄のもの 萬歲、日本、日清、東洋、大同、愛國、日本教育、共同、徵兵、日本徵兵（以上十社）

△二百圓迄のもの 神國(以上一社)
 △三百圓迄のもの 日華、兼業、東海、太陽、太平、大正、高砂、八千代、富士、國光、共保、共濟、仁壽、有隣、博愛、博濟、日本共立、東華、常磐、横濱、大安、福徳、旭日、福壽(以上二十四社)
 にして官營保險に對し競争の埒外に立てるものは僅に五百圓迄のものにて帝國、明治、日之出、千代田、中央の五社と千圓迄のものにて第一相互の一社併せて六社あるに過ぎず而かも突如として民業と競争を開始せんとする政府の遺方より推せば三百圓以下の民間會社の契約を禁する位には足らず更に契約金額を五百圓、千圓に進めずとも限らず實に民間保險業者否民業全體の爲めに權力を伴ふ恐怖すべき競争者なれば飽迄其實現を防がざる可らず政府は當初社會政策の名に藉り小口保險と稱せしが途中世論に鑑み何時か小口保險を簡易保險と改め復社會政策を高唱せざる事情に積ふれば蓋し思ひ半に過ぐるものあらん乎

保險會社 供託金調 (134)

〔一・二九、中外商業〕 保險會社供託金調 各保險會社が保險業法第四條の二に依り又外國保險會社が之に關する勅令第五條の規定に依り主務官廳に供託せる其義務金額の大正四年末現在高は總計千二百七萬七千三百八十二圓に達せるが其内譯を見るに左の如し

内國會社	生命	(九社)	七六五、〇〇〇圓
	損害	(一社)	二五〇、〇〇〇圓
	計	(十社)	一、〇一五、〇〇〇圓
外國會社	生命	(五社)	七、七三九、四八〇圓
	損害	(二九社)	三、三二二、九〇二圓
	計	(三四社)	一一、〇六二、三八二圓

更に右の義務額を供託物件別に照らすに左の如し

現 金	内國會社	外國會社	合 計
國 債 證 券 (額面)	九六七、〇〇〇	三〇二、三〇四	三〇二、三〇四
地方債券 (額面の九割)	一八、〇〇〇	九、〇四〇、九一二	一〇、〇〇七、九一二
其他有價証券 (時價の八割)	三五、九九六	一、七五〇、六八〇	一、七六八、六八〇
計	一、〇二〇、九九六	一〇、八〇〇	四六、七九六
		一一、一〇四、六九六	一一、一二五、六九二

簡易保險案 提出決定 (135)

〔一・三〇、東京朝日〕 簡易保險案提出決定 簡易保險實施に對する保險業者の猛烈なる反對運動あり爲に今日まで該案の提出に躊躇し居りしも簡易保險の實施は現内閣政綱の一端として既に宣言せる關係上現状の儘にて該案を葬り去る譯には行かず政府及同志會幹部には與黨内に於ける該法實施反對の頭目たる片岡直溫氏の意見の交換を行ひ結局片岡氏より發意せる普通生命、養老保險に對する現行取締法に關する改正意見の採擇と交換的に簡易保險案に同意せしむることとなりたるを以て該法案は愈近く議會に提出の運びとなりたり夫れが爲め遞信省にては二十八日保險關係の各幹部該法案の條項に就て擬議する所ありたり

協會反對 繼續申合 (136)

〔一・三三、中外商業〕 保險業者激勵 二日協會に會合 福原有信、矢野恒太の兩氏を始め全國各生命保險會社の幹部は二日午後二時より生命保險協會に會合の上福原氏より簡易保險反對運動の經過を述べ此際尙ほ運動の熱烈を加ふるの必要あるべしとの意見を開陳し今後各自に於て貴衆兩院議員に對して反對運動を繼續すべき

第一編 一般資料
旨を申合せて四時半散會したり

〔二・一〇、時事〕生命保險業者運動 政黨本部・巡訪 簡易保險法案の議會に提出せられて以來一層の熱心をして反對運動に努めつゝある生命保險業者は九日も帝國生命の福原有信氏第一生命の矢野恒太氏太陽生命の清水文之輔氏をして同志會本部を訪問せしめ反對理由の説明を試ましめたるが今後引續き各政黨本部を巡訪する豫定なりと

〔二・一五、時事〕保險案疑議 政友聯合調査會 政友會にては十四日聯合調査會を開き政府提出の簡易保險法案に付き協議する處あり結局當該委員に一任する事となり委員は左の如く決定して之れを幹部に提出の上之れが承認を経たるが何れ代議士會に附議して黨議となるべし

一、社會政策の實行は固より異議を挟む者なかるべし然れども政府の提案に係る簡易保險は社會政策と殆んど關係する所なし

一、簡易保險を政府の獨占とし絶對に民營を禁止するは大に考慮を要す

一、政府の提案は甚しく民業を壓迫し經濟界に悪影響を及ぼすの恐あり

一、政府の調査頗る杜撰なり

一、本案の實施は暮年を争ふ問題にあらず苟くも一度實行せんか其の影響甚大なり

一、社會政策の目的を達するに適當の方法を案出せんが爲め慎重なる調査を必要とす

一、故に吾人は議院法第二十五條に依り繼續委員を設け十分なる調査研究を遂げんことを希望す

〔二・一六、時事〕簡易保險賛成 同志會代議士會 同志會にては簡易生命保險案に對する黨の態度を決定すべく十五日午前十時より本部に於て代議士會を開き箕浦選相、片岡、濱口、肥塚、坂口の四總務、富田幹事

長外百餘名出席劈頭濱口總務より黨の政策上より本案は黨議として原案可決されたと述べ淺野陽吉氏より

一、保險金額三百圓以下とあるを二百圓以下とすること

一、被保險者の資格に就ては直接國稅十圓以上を納むる者を除外すること

の修正意見を述べ次に鈴木萬次郎氏は社會政策としては本案以外他に適當の方法あるべしとて延期説を主張し

齋藤隆夫氏は原案賛成意見を述べ山田珠一氏より黨議として賛成に決定し且友黨との交渉もあれば細目は幹部

一任とすべしと語り戸井嘉作氏之に賛し淺野陽吉氏は更に選相並に總務に對し修正の餘地なきや否やを質し若

し予の修正説が議員總會に於て否決せらるる場合には予は本案の特別委員を辭任せんと述べたるに濱口總務は

淺野氏に對し保險金額修正は斟酌不可能なり被保險資格に就ては大臣とも交渉したるに其の主旨は賛成なると

實行不可能なりとのことなり又委員辭任の除外例は絶對に之を容れずと答へ次に片岡總務は鈴木萬次郎氏に對

し

簡易保險實施の結果民間會社中悲運に陰るもの三四十あらんと杞憂さるゝも政府は民業壓迫は固より不本意

とする處なれど簡易保險獎勵と同時に普通保險に對しては保護を與ふる方針にて他方官へ夫々内訓を發すべ

く既に開議決定し居り又競争を防止せしむべく方法を講じ居る旨當局は聲明せり

と答へ次に箕浦選相は原案賛成可決されんことを希望すと述べ採決の結果淺野氏の修正案は鈴木萬次郎氏一人賛

成せるのみにて否決となり山田氏の賛成説大多數にて原案可決と決したり

〔二・一八、時事〕鈴木氏脱黨 機を見て復黨か 同志會議員鈴木萬次郎氏は簡易生命保險法案に對し熱心に反對しつゝありたるも同會代議士會の結果原案賛成に決し又除外例を許さざる事となり與黨の大勢も同案無事通過に傾きたるより愛國生命保險會社長たるを並に保險協會の一員たるの立場より愈脱黨して最後まで同案に反對する事に決意し十七日午前加藤總理を下二番町の自邸に訪ねて決意を告げ更に院内に於て濱口總務と會見し脱黨届を提出したるに同總務は辭を盡して慰撫したるも聽かざるより兎に角脱黨届だけは預り置く事としたるが同氏は直ちに事務局に就きて議席變更を求め本會議に保險案上程の際は反對演説を爲す可しと云ふ最も同氏今回の舉は單に保險協會其他に對する義理合より勢ひ遂に茲に至れるものなれば事件落着の上は機を見て復黨する事となる可しと傳へらる

簡易保險官營に關し陳情歎願

謹て陳情歎願仕候

政府案の簡易保險獨占官營は民營事業を壓迫して、其基礎を危くし現在加入の多數被保險者と一般經濟上に動搖を興ふる虞甚だ多きものに御座候間左に其事情を開陳し御明鑑を仰ぎ度歎願仕候

一政府案は三百圓以下の生命保險を獨占官營せんとするものに有之候處我邦の保險事業の現状は大正三年度の保險年鑑に記載の如く生命保險加入現在人員百七十萬人中三百圓以下の契約は約六十萬人にして五百圓以下のものは約百二十五萬人有之又同年度の新契約は總人員三十八萬人中三百圓以下のもの約六萬人、五百圓以下のもの約二十四萬人有之又死亡保險を營む三十八會社中保險金額の最低を百圓とするもの八會社、二百圓とするもの一會社、三百圓とするもの二十四會社（内十五會社は明治四十一年中頃三百圓以下の契約を許さ

ざる方針となりたる以後の創立に係る）有之若し政府に於て三百圓以下の契約を獨占官營せらるゝときは民營會社は其營業の範圍を甚しく蠶食せらるゝこと、相成可申又能く三百圓以上の契約を爲し得る者と雖も無診査なる三百圓限度の官營保險に加入する者少なからざるべく從て是等の階級の者に對しては政府當局者は特に競争するの意なしとするも現業事務に従事する吏員が民營會社と競争するに至ること疑なき義に有之其結果民營會社は著しく壓迫を受くること、相成り爲めに事業の基礎に動搖を起すに至ること必然なりと認められ候從て現在加入の百七十萬餘の被保險者を危惧不安の境遇に陥れ一般經濟上容易ならざる問題を惹起し可申と懸念に堪へず候

一我生命保險事業は明治十四年創始以來政府より何等特別の補助を受けず數十年の辛苦を経て漸く今日の狀況に達したる本邦唯一の民營事業に有之然るに何故にや政府は斯かる歴史のあることを顧みず數年前より前述の如く或は三百圓以下の契約を禁じ或は保險料の毎月拂を許さざる等の事實ありて漸く之を壓迫するの傾ありたる處今や終に少額の保險を獨占官營せんとし其理由として説明せらるゝ所のもの民營會社を誣ゆること少なからず聞及び候様の義に有之從て此官營保險の實行せらるゝ曉には下級の吏員が官權を濫用して民間會社の募集員と功を争ふに至るべきことを思へば誠に寒心に堪えざる次第に御座候

一我邦の現状比較的下級民の爲めにする生命保險經營機關の缺けたることは政府が簡易保險事業を認可せず且前述の如く少額の契約を禁ぜられたる結果に有之民營會社に於て、之を經營せず又は之を經營し能はざるに因る譯には無之候歐米に於ては民營として立派に成り立ち候仕事に有之我邦に於ても既に二三簡易保險會社の認可を申請致居り候ものも有之事實に御座候

一、簡易保險は其實質は普通の生命保險に有之唯其金額の少額にして契約取扱の簡便平易なるものに過ぎず此

保險は社會政策の必要とする下級民の不幸を救済し其生活狀態の改良を目的とするものに無之加之法案に依れば加入者の資格を制限せず又其保險料の全部を加入者に負擔せしめ且其保險料は民營保險と大差あることなく從て社會政策上の施設として之を行はんとするものなりとの理由は全く根據なきものに御座候

一、簡易保險官營は一日の念を争ふ問題に無之且一旦之を實施相成候上は容易に之を廢止し若くは民業に移す等は至難の義に有之依て該法の實施は單に二三會社の興廢に關するのみに無之國家經濟上の大問題なりと確信仕候

右謹で陳情歎願仕候間事情御明察の上可然御詮議被下度伏して奉懇願候

大正五年二月十八日

生命保險業者團體總代

阿部 泰藏

貴族院議員 全部

(142)

簡保問題
關シ貴
院ニ望ム
福原氏
寄

〔二・二五、時事〕 貴族院に望む 福原有信(寄) 簡易生命保險案の議會に現はるゝや保險會社はその壓迫の爲に打撃を蒙るべしと爲し反對運動を開始したるに政府は此現狀を見なから少しも民業を壓迫せずと主張し來りたるが委員會に於て果して然らば調査の結果民業壓迫の事實を擧ぐるを得ば政府は本案を撤回するかの詰問を受け漸く民業を壓迫すべきことを認むるに至れり然れども民業を壓迫してまで之を官營となさざるべからざる理由に至つては頗る漠然たるものあり假令民業を破壊し盡すとも其弊は之を官營となすの利に比すべくも非ずとならば堂々として其利害を比較して争ふべきに事故に出でず或は民業壓迫の程度は極めて小なるべしと言ひ或は勧誘手数料は支拂へども局員等をして之を人民に勧誘せしめずと云ひ或は二十圓の保險に對して

も三百圓の保險に對しても殆ど大差なき勧誘手数料を拂ふが故に高額の保險を獎勵することゝはならずと云ひ或は單にかゝる保險の官營せらるゝことを知らしむるに止むべしと云ひ質問者の門外漢なるに乘じ殆ど無責任の言を弄するの風あるは甚だ遺憾とせざる可らず官營簡易保險の制度を設くるも郵便局之が申込を受くることを知らしむるだけにては成績を擧ぐる能はざることを英國官營保險の失敗之を證して餘りありさればこそ千分の六の勧誘手数料を支拂ふべき制度を立てたるなれ而して勧誘手数料を支給する制度を立てながら個人勧誘をなさしめずといふが如き或は二十圓の保險に對しても三百圓の保險に對しても、同様の勧誘手数料を支拂ふ積りなりといふが如き政府委員の答辯が此法律の實施後に於て如何なる效力あるべきや此案が如何なる政略的意味を以て提出され如何なる狀況の下に衆議院を通過せるかは賢明なる諸員の熟知せらるゝ所なるべし而して斯る國民經濟上特に財政上、重大なる關係ある事業を此會期切迫の時に提出せるさへあるに上述の如き無責任の説明を爲せるに満足して輕々に通過せしめ其結果我邦における保險制度を破壊せしめ去るが如きことあらば其責任は永遠に貴族院に問はるべしこれ余輩の慎重審議を望む所以にして且諸公が何故に本議會に於て此案を通過せしめざるべからざるかを知るに困しむ所以なり

謹で哀願仕候

簡易保險獨占官營に關し、曩に陳情歎願仕候處、尙ほ左に概要を具陳し明鑑を仰ぎ度候

一我民營保險の現在加入人員百七十餘萬人中其三割四分は三百圓以下の契約に屬し其七割三分は五百圓以下の契約に屬する有様に御座候依て三百圓までの簡易保險を獨占官營として民營と競争せらるゝときは三百圓以下の現在契約は概ね民營を去つて官營に移るべく又それ以上の契約も官營に赴くもの少なからず又一旦三百

(143)

貴院へ更
ニ哀願

大正五年

一七三

圓の官營保險に加入すれば三百圓以上の普通保險に加入する者殆んどなかるべく況んや一家にて數名簡易保險に加入すること容易なるを以て五百圓以上の契約を爲し得る階級の者は官民競争して勧誘すべきこと、相成り其結果民營會社は解約續出と共に新契約困難となり其基礎に動搖を生ずるに至るべく懸念に堪えず候

一簡易保險の平均金額は七十五圓なりと推算せられ居り候得共契約の募集に保險料の集金に何れも金額に割合ひ手數料を支給せらるゝ義なれば現業員は勢成るべく大口の契約を成るべく一箇所に取纏めて勧誘するに至るべく況んや其手數料の如きも民營に比し決して少しとせず從て競争上少なからず事業費を増嵩する等民營事業に影響するに至るべきは必然に御座候

一官營案の保險料は民營普通保險と大差なく從て競争に相成り可申候へ一昨年發表の案に依れば割増金を受くべき特殊階級の者に對しては保險料民營と相似たるも普通は大に高かりしを今回は此區別を廢せられたるを以て保險料は一般に低く相成り候

一政府は今回の法案提出の理由として民營の基礎の鞏固ならざるを説明せられ有之從て競争の曉には現業員は之を誇大に吹聴して民營會社に妨害を與へ候事必然の義と懸念致候

一右競争の結果民營會社中破産に至るものなきを保せず其爲め多數被保人に危惧の念を起さしめ破産會社の被保人を塗炭の苦に陥る虞少からず候

一内國會社にして其基礎に動搖を生じ數年來漸く扶殖したる信用を害するに至らば大口の契約は去て外國會社に赴くことに相成り又々外國會社の跋扈を來す虞甚だ多く可有之候

一以上の如く民營會社を壓迫し危險を伴ひ候外尙獨占官營は國庫に重大なる負擔を生ずるの虞少なからず候即ち簡易保險の被保人は外國の實例に依れば主として都會の住民に有之に簡易保險は無診査なるが故に診査を

嫌ふ女子の加入者多きこと、推測せられ都會の住民并に女子の死亡率は著しく多くして全國平均の男子死亡率の二割増位にては到底不引合のこと、相成可申懸念致候（内閣統計局調に依れば都市住民の死亡率は全國平均に比し概して二割乃至四割高に有之又女子死亡率は十五歳より四十歳までの所にては男子に比し概して一割以上高に有之候）

一簡易保險は無診査なるを以て公德心の發達せざる輩の既往症若くは現症を告げずして加入の申込を爲す者多かるべく其爲めに著しく死亡増加を來す危險有之其結果國庫に重大なる損失を來す虞多く有之若し其損害を防がんが爲め支拂を拒絶せんとすれば事實調査の手續を要し候のみならず其調査には警察權濫用の弊をも生じ容易ならざること立至り可申候

一簡易保險は無診査なるが故に何人も申込を爲すべく此の申込を爲したる者にして政府より契約を引受け難きことこの通知を受けたる者の心理状態は如何に相成可申候哉自暴自棄の風を生ずるに至るべきこと必然なりと懸念の至に御座候

要するに民業を壓迫し國庫に重大なる損失を招く危險を冒しても簡易保險を急に獨占官營すべき理由は何處に在りや疑なき能はざる次第に御座候間何卒可然御審議披成下度哀願候 謹言

大正五年二月二十五日

生命保險業者團體總代

阿部 泰 藏

貴族院議員 全部

（二・二九、東京朝日）兩院協議會經過 衆議院案の通過 △兩院協議會 簡易保險案に對する兩院協議會

は二十八日午前九時兩院協議室に於て開會抽籤の結果議長に貴族院林博太郎伯を推し先づ濱口雄幸氏修正の二條項に於て理由を質問し之に對し山本達雄氏の説明あり次で片岡直溫氏は被保險者の資格を制限することは理想として結構なるも實行困難にあらざるかと質問し山本達雄氏より會期切迫の折からの事として此點に就ては尙慎重審議を爲す餘裕なく單に勅令に依ることゝしたりこれ決して實行不可能の事に非すと答辯し前田利定子は修正案に對して衆議院にては纏まりたる意見を有するかと問ひ夫れより速記を中止し懇談に入り下岡忠治氏はこは自己一個の意見なりと前提し三百圓の最高限度を二百五十圓に低下することは讓歩しても差支なきも被保險者の資格を制限することに就ては更に考慮を要するものと信ずと述べ之に對し山本達雄氏は余は下岡君とは反對の意見を有す三百圓を二百五十圓に制限することは僅少の差に止るが故に頑強に之を固執するの必要なく如何にてもよし但し資格を制限することは修正案の眼目とする處なりと述べ仲小路廉氏は只今下岡君の述べられたる所は衆議院全體の意嚮と認むることを得べきかと質し之に對し濱口雄幸氏より下岡君一個に限りたる意見にあらす委員全體の一致したる意見なりと答へ貴族院側にては然らば更に協議すべしとて一先づ休憩時に十時十分

△懇談會と爲す 右休憩後兩院の協議員は各部内の意見を纏むべく別々に協議會を開き双方共に金額の點は讓るも資格制限の點は讓る能はずと内議を決し十一時再び協議員會を開けり爾も互に讓歩一致點を發見する能はざる爲め懇談會となして意見を交換し其間安達謙藏氏と桑田熊藏氏小松謙次郎氏と濱口雄幸氏仲小路廉氏と安達謙藏氏が各室外廊下に出で、特に個人的折衝を爲すものありしも終に一致點を見出すに至らず十一時四十分再度休憩此間に兩院最後の意見を纏むることゝして各別に再度の協議會を開きたるが衆議院側は鮑迄前議を固執して臨むこととなり一方貴族院側は結局各自の意見に依つて去就を決することゝなれり

△衆議院案可決 午後零時三十分三度協議員會を開き懇談會の繼續として下岡忠治氏より依然金額は二百五十圓に讓るも資格制限は讓歩不可能なり依つて枉げて同意あらんことを望むと述べ之れにて懇談會を打ち切り正式の協議員會となし改めて大西五一郎氏より下岡氏同様の意見を述べ貴族院側より仲小路廉桑田熊藏兩氏の賛成意見陳述あり採決の結果は十三に對する六にて左の如く決定せられ案は衆議院側の主張通り通過するに至れり

因に採決に際し貴族院側の仲小路桑田小松三氏は衆議院案に賛成せり

一金額は二百五十圓に低下する議

二資格制限の件は削除する事

(145)

簡保法案
成立

〔三・二九、東京朝日〕 保險案成立 研究會讓る 保險法案修正に關する兩院協議會の經過は別項の如くなるが右決定に對し修正案の火元たる研究會幹部にては兩院協議會の成案を承認に同意を表したり而して二十七日の研究會總會に於ては幹部に一任と決したるを以て協議會案は本會議に於ても大多數を以て通過し結局保險法案は金額のみの低減を以て成立する事となれり

〔三・一、大阪毎日〕 簡易保險の對抗

簡易保險官營に對し民間の生命保險業者が極力反對運動をなせるも

兩院協議會にて政府案の一部を修正し成立するに至れるため民間同業者二十六社發起人となり一千萬圓の資本にて民設の簡易保險業を經營すべく出願の計畫あり尤も現下の法文中何等簡易保險を官營に限るべき成規なきも政策上より到底民設の認可を與ふる如きこと萬なかるへしと

民營簡保
會社設立
ノ企

(146)

大正五年

一七七

簡保實施ノ準備 (147)

〔四・三、中外商業〕官營保險準備 肥後貯金局長談 官營小口保險は來十月一日より確實に實行すべく目下當局に於ては着々準備中なり即ち貯金局内にて特に準備部を設け之が實行上の各種事務に就て攻究し更に省内にては調査會を設け次官を會長とし貯金局長通信局長經理課長其他關係課長委員となりて審査を爲しつゝあり而して一方地方各郵便局長に對して諮問中なるを以て何れ答申取締めの上等を參考とし愈々勅令省令の發布さるゝは八九月頃なるべし次に來五月三日より開催さるべき逓信局長會議にも保險に關する協議あるべく更に地方官會議にも逓信大臣より何等かの訓示あるべき筈なり

簡保實施方針 (148)

〔五・一七、中外商業〕保險官營實施方針 簡易保險實施に關する逓信省の意嚮を聞くに保險金額は初年度五萬六千圓、二年度四十六萬圓、三年度百萬圓として之を特別會計に編入し社會政策上有利に使用せんが爲め各種産業組合公共團體庶民銀行慈善病院等に提供する筈にて物品購入費保險實施準備金は保險金千分の六保險金募集料の千分の十二を支給する豫定なりと

免許盜難保險 (149)

〔五・二六、官報〕農商務省告示第六十六號 大正五年五月二十四日東京府東京市京橋區銀座一丁目十二番地日本火災保險株式會社ニ對シ盜難保險事業及海上保險事業ヲ營ムコトヲ免許シタリ

大正五年五月二十六日

農商務大臣 河野 廣 中

【備考】〔七・二、中外商業〕盜難保險開始ト其概要 (151) 参照

簡保通過願末出版 (150)

〔六・二六、時事〕簡易保險通過願末 今春簡易保險官營案に對する朝野の論議盛なる頃、生命保險業者の間に成りし官營反對期成同盟會は同案の議會通過後仁壽生命主事玉木爲三郎氏を委員として法案通過に關する願末書を編纂し居りし所今回之を完成發刊せり收むる所兩院の議事録、現内閣施政方針、調査委員會の經過、朝野有力者の意見並に講演、各種團體の對官營案意見其他官營案に對する一切の事項を網羅し添ふるに矢野恒太氏稿の「敗戦録」を以てせり官營案が如何なる情勢の下に法律となりしやを詳細に説明して餘す所なく尙ほ全篇を通じて牽引を附せるは讀者の便とする所編纂者の用意の周到にして編纂の組織的なるは悦ぶべし

盜難保險開始ト其概要 (151)

〔七・二、中外商業〕日本最初の盜難保險 盜難保險は千八百六十年英國のロイド組合が創造し其後獨逸諸國に波及して今日では世界各國に盛に行はれるやうになつたが我邦では今回銀座の日本火災保險會社が開始する事になつて一日から契約の申込に應じてゐる其れは強盜盜が契約せる建物内に侵入し被保險物を盗み又は毀損若くは汚損を加へられた場合之を填補するもので被害は夜間を主とし晝間の被害には相當の割増を以て契約に應ずる、保險の目的は動産に限り貨幣、銀行券、手形、證書、帳簿、勳章、免許狀等は契約に應ぜず骨董品美術品、書畫類は特に一定の價格を協定し保險證券に價格を明記したるものに限つて契約する被保險物は十圓以下は問はず十圓以上は特に品目、特長、價格等を記入し十圓以下で記入しないものは十圓と見做して會社の方で責任を負ふ契約は甲乙の兩種あり甲は金額補填即ち保險金額を限り實損全部を支拂ひ乙は比例填補即ち保險價格と保險金との比例に依つて其損害額を支拂ふ例へば千圓の價格の物に千圓の保險を契約した場合被害の實損額が三百圓あれば會社は直に其全額を支拂ふのが甲種で價格千圓の物に五百圓の保險を契約した場合實損額が三百圓でも會社では其半額しか支拂はないのが乙種である保險料は被保險物を一級品（寢具、家具、米穀

大正五年

一七九

木材、鐵材) 二級品(衣類、吳服反物類、西洋雜貨小間物類) 三級品(貴金屬及同製品、寶玉及同製品、貴石及同細工品、印紙、切手、有價證券) に分ち土地を一等商業地域、二等商店と居宅との混在地、三等住宅隣接地、四等住宅の點在地、五等住宅の孤立地に別ち契約の種類に従つて等差あり假に一等地たる日本橋區三丁目居る人が二級品衣類、西洋雜貨、小間物及び三級品、貴金屬、寶玉に對し五百圓の甲種契約をすれば其保險料は八圓四十錢で乙種なら一圓七十六錢、乙種保險料の安いのは比例支拂に依るからである保險金を受取る場合は警察署の盜難證明書を添へて會社へ請求するので會社では調査の上保險金を支拂ふが盜難の物品が発見された時は保險金支拂前なら契約者に返し支拂後なら競争入札で賣つた結果保險金より超過すれば其超過額だけ返す近頃都市の盜難頻出の際此種の保險は時代の要求に應じたものであらう

(152)

簡易保險
關係法規
公布

〔七・一一、東京朝日〕 簡易生命保險法公布

第三十七帝國議會の協賛を経たる簡易生命保險法及之れが

附帶法律一件及勅令二件十日左の如く公布せり施行期日は勅令を以て之れを定むる由なるが勅令二件は即日より施行せり

一簡易生命保險法(法律第四十二號)

一簡易生命保險特別會計法(法律第四十三號)

一爲替貯金局官制中改正の件(勅令第七十九號)

一地方選信官署官制中改正の件(勅令第八十號)

【備考】 生命保險會社協會編、日本保險關係法規集 上巻參照

(153)

生保會社
所得稅
付陳情

生命保險會社の所得稅に付き陳情

生命保險會社が保險契約に對し配當を爲す場合に在りては其會社の利益又は剩餘金は其全部に對して課稅せらるべきものに非ず契約に對する配當金又は配當準備金中に包含せらるる保險料拂戻に相當する金額は之を控除せらるべきものなることは大正二年中稅務當局に内訓して其解釋を明にせられたる所に有之而して右保險料の拂戻に相當する金額の算出方法を該内訓第二項に於て定め財産利用に因る收益の總利益金に對する割合を以て契約配當金又は配當準備金を財産利用に因る部分と其他の部分、即ち保險料拂戻に相當する金額とに區別することとせられ有之候然るに公債社債利息の如き第二種所得稅を納付したるものが總利益金中に存在する場合には此金額を利益金中より控除して所得稅を課せらるべき所得を計算すること一般の規定なるを以て此金額を控除する外に尙ほ右保險料の拂戻に相當する金額を控除するときは第二種所得稅を重複に控除するものなりとの理由を以て東京稅務監督局は大正三年十月、同四年九月及同五年二月其計算方法を稅務署に通牒せられ候然るに既に保險料の拂戻と云ふ以上は之に利息收入の伴ふ筈のものに無之旁以て右通牒の趣意は吾々の承服すること能はざる所に有之此の如き疑義を生ずべく而も甚だ繁雜なる計算方法は納稅義務者を煩累に苦ましめ引いて納稅を澁滞せしむる虞多きものに有之候間此際前掲御内訓第二項の計算方法を改正し

一收入保險料中の附加保險料より事業費を控除したる殘額は保險料の過收に屬するものなれば之に相當する金額を以て契約配當金又は配當準備金中の保險料拂戻に相當する金額とすること

一利益配當なし保險と利益配當附保險とを兼營するものにして利益配當附保險の爲めに特別計算を爲す場合には其特別計算上の損益に付て前項と同様なるものとし若し特別の計算を爲さざる場合には利益配當附保險と利益配當なし保險とに事業費を區別し此區別は普通の狀態に於ける會社の實際に鑑み保險契約の維持費は利

大正五年

益配當なし保険に付ては之を收入保険料の八分として之を事業費の中より控除し其残額を新契約費とし之を
 兩種の保険の新契約高に割り當て其利益配當附保険に割當てたる事業費を其種類の保険に對する附加保険料
 より控除したる殘額を保険料の過收に屬するものとして前項に準じて計算すること
 に改められ度く右附加保険料は農商務省に提出する事業報告書に掲記を要する義に付各會社に於て之を計算致
 し居る義なれば此金額を稅務署に對する申告書に附記することは容易の業に有之候
 生命保險會社の利益又は剩餘の淵源を尙ほ詳細に調査するときは死亡差益解約より生ずる利益等財産利用に基
 かざるものも有之候得共生命保險會社の現狀より之を推せば其金額も多大ならず又解約より生ずる利益の如き
 は之を以て直ちに保険料の拂戻に相當する金額なりとすることも多少疑議ある次第に付是等は特に控除の計算
 に加へずとも差支なきものと相認め候
 右様計算方法改正の義御聽許被成下候は、前述ぶる如き公債社債利息等重複控除の疑も生ぜず計算上大に便利
 とする所に有之候間此段陳情候也

大正五年七月拾參日

東京市麴町區有樂町一丁目一番地

社團 生命保險會社協會

理事會々長 阿部 泰 藏

大藏大臣 武 富 時 敏 殿

(154)

勸誘取締
規則制定
ノ案

〔九・七、東京朝日〕保險取締法制定 歐洲戰亂以來我國保險業の不振著るしく爲めに各社共に無理なる競
 争を馴致し不識不識不正勸誘を爲すもの往々之れあるを以て農商務省にては取締の必要上保險勸誘取締役規則
 を制定すべく成案を急ぎつつあり近く脱稿を見るに至るべきが參事官會議に附したる上省議を決定し第三十八

(155)

朝鮮簡保
相違點

〔九・八、東京朝日〕朝鮮保險相違點 朝鮮に實施すべき簡易生命保險案は内務省參事官會議を経たるに付
 不日法制局に廻付さるべきが大體に於て内地法と大同小異なるも左の三點は同地の事情に鑑み相違せしめたる
 由
 一 保險解約又は失效の場合に於ては朝鮮人の被保險者に對しては其積立金を返還せず
 二 保險の失效若くは契約復活の場合には診斷書を徴することとし内地に於けるが如き削減の期間を設けず
 三 内地に於けるが如き保險契約に關する審議機關を設けず
 四、第一の規定は在鮮内地人に其效力を及ぼさず

(156)

朝鮮ニ於
ケル保險
業現狀

〔九・一三、大阪毎日〕朝鮮保險業銷沈 朝鮮に於ける保險業は何れも保險の目的物に乏しく火災保險の如
 きは家屋新築多かりし時代には加入者も多數にしてさまで激甚なる競争も行はれざりしが今日は京城のみにて
 も十五六の保險業者を有し殊に新築家屋も少く激甚なる競争行はれつつあり故に五六年前迄は平均千圓に對し
 三四十圓の高度を保持しつつありし保險率も現今にありては京城四五圓僻地に於ても十四五圓より高率なるを
 見ざる有様なり而して朝鮮從來の土造温突家屋の如きは到底保險の目的物にはならざるも未だ大火の悲酸を嘗
 めざる朝鮮人は火災保險の觀念に乏しく等閑に附し居るものも尠からざるが如し又生命保險にありては從來朝
 鮮には契と稱する組合あり組合員の積立金を以て生命に對する危險を分擔する制度あり生命保險に

大正五年

對する觀念なきにあらざるも甚だ薄く又鮮人は財力概して貧弱にして加入者も寡少なる譯なるが併合の當時は恩賜金賞與金の下賜により保險に加入し又資力なきも雷同的に加入する等の徒も尠からざりし爲後日に至り解約するもの續出し保險界に恐慌を來したることあり故に現今にては保險業者は鮮人との契約に注意し確實なる收入あるものの外申込みに應ぜざる方針を採り居れり海上及運送保險は朝鮮を起點とする海運は支那及内地に限られ危險も割合に少ければ保險金額も至つて少額にして歐洲貿易の如きは全部内地の仲繼に依つて行はれ戰亂の好影響を受くること少く陸路も又貨物至つて尠きを以て契約數保險金額共に云ふに足らず要するに各種の保險業は何れも暗闘を續け苦悶の狀なりと

〔二〇・一、東京日々〕簡易保險取扱訓示 逓信大臣は一日より實施すべき簡易保險の取扱ひに關し同日附を以て管内當務者に對し左の如き訓示を發する由

簡易生命保險は愈々本日をして以て之が實施を見るに至れり抑も本制度は多數薄資者の爲めに公濟手段を興へ不慮の窮厄に對する保障を得せしめんとするの趣旨に出づ任に斯業の經營に當る者は意を此に致し本制度の利便を普及するに努めざるべからず然れども其方法は摯實穩健を旨とし苟も他と相競争するが如きことある可からず又本制度は取扱の簡易を圖り利用者をして煩雜の勞を生ぜしめざるを旨として規定せりと雖も之が運用は一に當務者の適當なる處理に俟たざるべからず事に當る者深く此點に留意すると共に利用者に臨むに懇切と同情とを以てし以て本制度の施行に付き遺漏なきを期すべし

(158)

〔二〇・四、東京朝日〕簡保全國申込總數

逓信省貯金局の調査に係る簡易生命保險一日の全國加入申込總

簡保第一日申込數

數は八千七十二人なり内譯左の如し

東部	千六百五十五人	新潟	三百四十四人	長野	七十五人
西部	千六百八十五人	名古屋	四百七十八	廣島	二百十二人
金澤	六百十三人	北部	千八百八十三人	九州	七百九十一人
北海道	三百三十六人				

株價奔騰 (159) 産ト生保委

〔二〇・三〇、中外商業〕生命保險の生色 有價證券の奔騰 内國四十一生命保險會社の資産總額は昨年末に於て約二億圓に上れるなるべく此内貸附の六千萬圓見當を除外すれば有價證券の放資額約五千萬圓以上を最多の資産利用方法とすべく不動産貸附の如きは一千萬圓以下なるべし而して有價證券の價值は近頃益々奔騰して殆んど停止する所を知らざるもの如く而も保險會社が投資し居れる日本、勸業、正金等の各銀行株、滿鐵鐘紡、大日本麥酒等の各會社株は昨冬の時價に比すれば今日に在りては少くも三割以上多きは五割方も昂騰し居れば昨冬の五千萬圓以上は近頃その七千萬圓以上に達せるを想像し得べく此差額二千萬圓は即ち大體にて於て直ちに保險會社側の利益となり居る次第なるが有價證券にして今後更に騰貴の甚だしきを見るに至らんかこの方面の保險會社側の利益は座ながらにして更に巨大を加ふる事となるべし加ふるに財界の活躍に伴ひ都鄙共に保險契約が新秋後著しく増し來れる事實もあり彼此相待つて生命保險界は此處漸次生色を帯び來れり

〔二〇・三一、東京朝日〕簡易保險説明注意

肥後爲替貯金局長は三十日地方逓信官署に對し簡易生命保險制度普及上自然講演又は説明等を爲すに際し其趣旨内容を了知せしむるは勿論なるも之等の場合に於て普通保

(160)

大正五年

一八五

險と比較し又は之を批評する如きは、最も誤解を生じ易きを以て左様の事なき様厳に留意すべき旨通牒せり

〔九・一五、中外商業〕 保險の印度發展 本邦火災保險會社にては從來海外に於て營業しつゝあるは東京、海上、日本、東京共同、千代田、横濱、神戸の各火災保險會社にして何れも三井保險部を代理店として支那方面に活動せるものなるが今回帝國海上、横濱火災、東京火災の三會社は共同して東京火災の名義を以て印度カ
ルカツタに營業を開始すべく同地保險協會に加入し三井保險部を代理店として意々募集を開始せり

大正六年

〔二・二七、中外商業〕 保險合同傾向機運漸く到る 大戦の好影響は昨秋頃より漸く我生命保險業の上

現はれ本年の斯界は一般に相應の樂觀を以て迎へられつゝあり然も過去久しく生命保險會社の廢生を見たる其惡結果は近頃漸くにして苟宜策の盡き遣らんとするものもあり又現狀は左までの悲觀を要せずとも前途發展の見込の全く絶え切りたる者もあり斯くて表面より打眺めたる業況には特別の注目事象なきに似て而も其實甚だ心細きもの少くとも七、八個會社を數ふべきを見る而して是等不振會社の救濟は其理想的に非ざるや論なきに拘らず當該會社として自然差詰め他同業會社との合同に待つて之を庶幾せんとするの傾向を生ぜしめ近頃は益々此氣勢を高めつゝあるの姿にて昨秋決行を見たる萬歲對博愛有隣對神國の如き關係は目下密々に進行中のもの甚だ少からず日月推移と共に漸次合同關係を實現し來るべき近狀たり尤も本年の斯界も明年の斯界も大體の上よりは周圍の相應に樂觀せられ居る事とて中には合同談を進め乍ら後日に至り中止して今一度苦戰を試むる事となるべきものも之れ有るべし猶ほ一面には目下發企認可申請中に屬するものは彼此十個會社もあり一見すれば生命保險業も更に大に開拓の餘地ある様なれど目下發起認可申請中のものは唯一の戰友共濟保險の外は皆三四年前の計畫に係り近頃の前述生命保險營業難に就ては寧ろ多く之を知らざるの有様なれば此等新會社創立運動も斯界合同機運の陰密に進行し居れる實狀を審かにするに於て薄弱なるものは漸次計畫中止の餘儀な

きに至るべき歎と観測するものあり

陳情書

頃日道路の傳ふる所に依れば農商務省は保險從業者取締規程を制定し會社の爲めに直接又は間接に保險の募集又は媒介を爲すを業とする者は凡て保險從業者として登録を受くべく其登録は履歷書及寫眞を添附し會社を経由して農商務省に申請する等の手續を要し之に違反するときは懲役若しくは罰金に處すと云ふが如き制裁を附せんとするの義ありとの噂有之其事の眞否は之を知らずと雖も保險事業に伴ふ弊害の取締に關し大正三年六月商工局長より當協會始め各地商業會議所に向て諮問せられたるに徴すれば強ち一片の流言のみにも之なかるべく而して取締規程起案の理由は曩日の御諮問の如く保險事業の基礎を危殆ならしめ又は其健全なる發達を阻害すべき虞其他一般公衆の利益を無視する如き弊害を取締らんとする趣旨なりとするも而かも之に付て直接間接に保險事業に關係ある一切の者に登録を強要せんとすと云ふが如きは實に吾人の意外とする所なり殊に前記の如き登録形式と制裁とを以てせんとするが如きは斯業者の人格を毀損すること甚しく其結果は延いて事業の善良なる發達を阻害することに立至るべし蓋し我邦に於ける斯業界の實際は米國等に於けると其趣を異にし名譽信用ある人士を重役に列せしめ其他諸種の名義を以て事業の援助を依頼し代理店亦人格信用の備はる者を選んで之を委嘱し以て斯業の善良なる發達を努め居る次第にして若し此等一切の者を保險從業者として取締規程を設くるが如きことあらば彼等は何れも保險會社との關係を嫌忌し之を拒絶するに至り適く以て名譽信用ある者を保險事業界より驅逐し所謂角を矯めんと欲して牛を殺す結果を生すべきは明瞭なる所なるを以て此の如き立案果して之あることすれば速に之を撤廢せられ度又假令彼の外國に於て稀に行はるゝ勸誘員取締規則の如きもの

(163)

募集取締規則制定に付陳情

と雖も之を我邦に行はんとするには彼我の國情及事業界の實情に鑑み慎重なる御調査御考察あらむことを希望に堪えず

右陳情致候也

大正六年三月八日

社團法人生命保險會社協會

理事會々長 阿部 泰藏

農商務大臣 仲小路 廉殿

〔三・一〇、中外商業〕 保險取締の陳情

生命保險協會にては八日理事會を開き保險從業者取締の件に關し

大要左記の如き陳情書を主務大臣に提出すべき事を決議せり

〔以下「募集取締規則制定に付陳情」(一〇三)ノ要旨ヲ掲載セルモノニ付之を略ス〕

(165)

保險好況
ノ損補
ノ補

右陳情書
提出

〔三・一四、大阪毎日〕 保險會社の好況 近來各事業界の好況に伴ひ生命保險界も頗る活氣を呈するに至り現在四十一會社相應の好績を挙げ從來の缺損を負擔せる蕪業、中央、日華、高砂等は相次で之を填補したるが最近又博濟、共同の二生命保險會社が缺損填補を爲さんと計畫しつゝあり即ち博濟生命にては前經營者中澤彦吉氏當時六萬餘圓及び現繼續者堀河護鷹子に移して約二萬餘圓の缺損を出したるを本月中に現重役一同に於て填補するの豫定なりと而して共同生命にては今期の定時總會に於て新取締役として入社したる秋草正五郎氏が同社の爲め從來の缺損金九萬五千餘圓の内昨年度迄の利益金一萬六千餘圓を控除したる殘額約七萬九千餘圓を全部補填すべき協議なりたる由なれば之れ又近々實行せらるべしと

大正六年

一八九

(166) 資産運用
要考
要考

〔四・二、中外商業〕 保險界の新傾向 放資機關の活用 昨年来引續き輸出超過の激増に伴ひ正貨は未曾有の巨額に達し従つて一般事業界は概して活況を呈したりと雖も生命保險界の近時に於ける實際の狀況は其割合に實質の伴はざるものあり尤も地方に依りては蠶糸の收穫佳良にして價格も高値を告げ又秋期に入りて米價も漸く相當の價格を表すに至り既往三年間窘態を極めたる斯業も幾分か景氣恢復の徴候を現はし昨年十一月以降稍新契約の増進傾向を呈し來りたるが積年の情力は未だ以て不況の域より全然離脱するに至らず若夫れ近時に於ける新契約増進に對する内容を仔細に點檢すれば主として政府の簡易保險實施の聲に劫かされて各社が一齊に決死的態度を以て活動したるに基因するものと認むべき點なきに非らず現に各社の營業狀態に於て數字上には新契約の増進を見るも消滅高は依然として高率を示し之を相殺する時は正味増進率は必ずしも良好なりと謂ふを得ざる状態に在り而かも簡易保險實施以來各社共激烈なる競争は募集手数料を高め或は懸賞募集等に依り著しく營業費を膨脹せしめ純利益は比較的多からざるが如し而して前期決算期に於て二流以下の會社が利益を計上したる徑路を辿るに多くは時局關係に依り騰貴したる有價證券を巧に賣却し之を利益に繰入れたるもの尠からず事實斯の如き状態なるを以て何等かの開展策を講ずるに非らずんば前途頗る不安を感じるに至り從來の如く舊に新契約の獲得に向つて猛進するのみにては却つて會社の基礎を危険ならしむる虞あれば此後の問題としては如何にして有利に資産を運用すべきかの一點に在るを自覺し之が方策として生命保險協會内に於ける共同放資機關の活用を提唱するもの漸く多からんとするに至りされば從來常に協力一致を缺き居りたる當業者も今回は眞面目に相提携して新活路を開くに至るならんか該問題は火災保險に於ける料率協定問題と相對して多大の興味を以て當業者間に喧傳せられ居れり

(167) 歐航危險
引上
生命保險

〔四・三、中外商業〕 生命保險料率引上 歐航危險影響 近時歐洲航路は獨逸潜水艦の跳梁に依り益々危險の度を増加し、爲めに同航路に就航する船舶乗組員は團體を以て生命保險加入を申込む傾向を生ずるに至れるが、此等は殆ど危險状態に在る期間を目的とする契約なれば、其引受に對し現行率に據り契約するが如きは極めて危険なるを以て、之が料率を協定するの必要を認め二日午後四時より生命保險會社協會に於て全國生命保險會社代表者會合の上實施後に於ける新契約に對しては、左の保險料を徵收する事に決議し同六時散會せり

(一) 交戰國に、チャーターせる船舶乗組員に對しては、契約保險金額の一割

(二) 本邦人の直接經營する歐洲航路就航船舶乗組員は七分

(三) 一般旅客は三分の保險料を徵收すること

(168) 右料率決
定

〔四・七、大阪毎日〕 生命保險新協定 生命保險協會に於ては過般歐洲航路船舶乗組員に對する戰時特別保險料徵收に關する件につき熟議の結果左の如く決定し四日附を以て各生命保險會社に之が通牒を發したりと

一 歐洲航路汽船乗組員に對しては保險金一千圓につき一ヶ年金七十圓の特別保險料を徵收すること

二 歐洲交戰國の備船乗組員に對しては同上百圓

三 同上乗客は、同上三十圓

【備考】 船舶乗員戰時特別保險料 (172) 參照

(169)

〔四・二五、大阪毎日〕 保險制限擴大

生命保險界の營業狀態は會社の基礎の鞏固なるものほど契約高も累

進し嘗ては五千萬圓の契約高に達せるを祝賀せる當事者も今日にては一億圓以上の契約を有するもの珍らしか
らず嘗て三千萬圓の契約に達せば初めて獨立し得るものと認められたるものが今日にては五千萬圓の契約を保
有せざれば安心出來難しと云ふに至れり斯く契約高の増進と共に一人契約制限高をも擴張し五萬圓より今日に
ては十萬圓までに應ぜんとするに至り明治は既に之を開始し日本の如き帝國の如き同様十萬圓までの擴張をな
すべく目下調査中にて其他の會社にありても制限額を擴張すべく目下研究中なりこは被保險者の生活程度の進
歩を意味するものなるが一面には簡易保險の普及が普通保險をして向上せしめたる力も甚だ大なるべしと

(170)

ト官營
保險民營

〔五・六、東京日々〕 保險民營と官營 逕信省公表 最近に於ける我一般經濟界は時局の好影響を受け未曾
有の殷盛を致せり従つて保險事業も亦一般に良好なる成績を挙げ生命保險も之に伴ひ好況を呈しつゝあり今昨
年十月以降本年三月末に至る普通生命保險及徴兵保險の成績に就て之を見るに普通生命保險に於ける新規契約
高は件數一八四、〇二七件、金額一四〇、五〇五、八一四圓にして之を前年同期に比するに件數に於て二割六
分九厘金額に於て三割三分四厘の増加を示せり更に契約消滅高を前年同期に比するに件數に於て二割三分五厘
金額に於て二割四分七厘の減少を來せるを見る徴兵保險の新規契約高は件數二四、四四五件金額三、七〇一、
二〇〇圓にして之を前年同期間に比すれば件數に四割七分六厘金額に於て二割三分三厘の増加を示し又消滅解
約高は前年同期に比し件數一割七分八厘金額一割九分二厘の減少を示し何れも良好なる成績を挙げつゝあり又
簡易保險も實施以來既に約三十二萬人の加入者を得日々加入者が増加しつゝあるの狀況にして當初普通保險と
相互に抵觸するなきやを疑はれたりと雖も右は全く杞憂に過ぎざること明かなるに至れり

(171)

簡保ノ民
營壓迫

〔五・二〇、大阪毎日〕 簡易保險の壓迫 簡易保險實施の影響については政府は民營保險に何等の打撃を與
へざるが如く云ふも事實は全く之に反して五百圓以下の被保險者の多くは官營に吸收さるゝ傾向著しく其打撃
は後進會社に著しく爲に生命保險協會にては過日來委員を設け官營保險の民業壓迫を具體的に證明せんと調査
中にして不日發表せらるべく其要領は民營を解約して官營に入るもの増加せる事並に五百圓以下の被保險者は
民營に入らずして官營に契約するもの著しきを説明せるものなりと

(172)

船舶乗員
戰時特別
保險料

〔五・二八、協會々報〕 船舶乗員の戰時特別保險料 大正六年四月二日午後四時より組合會社打合會を開
き歐洲航路の船舶乗員に對する戰時特別保險料徴收方に關し協議し各社に於ける普通約款の規定其他從來の
取扱振もあることなれども大凡左記の如き標準を立て各社に於て此標準に依るや若し之に依らざる場合には其
徴收する特別保險料率は之を協會に通知し協會は更らに之を各社に通知交換することゝしたり

戰時特別保險料標準

- 一、歐洲航路乗組員に對して保險金一千圓に付一ヶ年金七十圓の特別保險料を徴收すること
- 二、歐洲交戰國備船乗組員に對して同上百圓
- 三、同上乗客は同上三十圓

右通知に對する各社の回答左の如し 【各社回答省略】

(173)

〔五・三〇、大阪毎日〕 内外火災保險協會設立 内外火災保險料協定は其後進捗したるも未だ實行方法の決
定に至らざるより此際意思疎通を旨とし内外當事者より成る聯合俱樂部を設置し協定實行に對しても協會をし

大正六年

て責任を分たしめんとの議滿まり二十九日會合の上大日本聯合火災保險協會を東京に設置する事協會定款を作
成する事協會役員の選舉及び協會費負擔方法を協定し會長には東京海上の各務謙吉氏副會長にはコンマーシャ
ルユニオン會社支配人コルチエスター氏就任に決したるが前記協定案につきては直に委員を擧げて料率の確定
罰則其他實行上の細則代理店の監督等總て協定實行に伴ふ事項につ協議をなす筈なりといふ

〔六・八、大阪毎日〕生命保險界の弊變 生命保險界が近年財界の好況に伴ふ契約申込者多く各社共に相當
の成績を收めつゝあるもそれが反面には例の契約募集勸誘人が何れも保險申込人に割引を密約せざるはなき有
様なり遣は農商務省の嚴禁する所なれども割戻の形式は發覺せざる様に注意しつゝあり各社の競争が今後益々
激甚なると共に此種弊害は生命保險の不振を醸すべき慮れあり米國にては此種の手段に對し各州多く體刑を科
するの現狀なるが我國にては何等かの制裁を必要とすべからず

〔七・一、大阪毎日〕海保官營弱點 政府が海上保險の再保險を直營にすべく法案を提出したるが同案は
既に衆議院を通過し不日貴族院の協賛を得べしと思はる從來の補償法によれば政府は無償にて八割までの負擔
を引受くるに對し新法は之を改め自ら再保險を營むことゝなるべく主義としては何等非難すべき點なきも當事
者が此法案を如何に運用すべきかと云へる其實行に對して多少の異論を生じつゝあり政府が私營會社の如く事
務的に敏活に處置し得るに於ては何等支障なく同業者の等しく歡迎する處なれども補償法にあるが如き態度な
らんには民間會社の相手たるものなかるべし補償法の下にありては無償にて取扱はるゝが故に多少忍ぶべきの
餘地あれども再保制にては再保險料を政府に收受して被害の起りたる場合を支辨するものゆゑ元受會社が支拂

を了せる際には直ちに支拂ふべきを當然とすれども之が支拂にして從來の如く半年に涉りても決せざるが如き
ことありては折角の法案も實行上何等の價値なかるべし又料率の如きも政府の現規定は當然整理さるゝことな
らんも現行にては市價に對し非常の高率のものど低率のものどありて其標準の那邊にあるかは疑はしむるもの
あり此等も普通の市價と平衡を保持して甲乙なきに至らしむるを要すべく尙政府の保有額に制限あるに於ては民
設會社が安心して再保を託し難きことなるべく海外より本邦へ積出貨物の如き一通の電報にて出帆後に契約を
なすこと珍らしからざる事なれども政府事業としてはこゝまで碎け得るや是等の點は同法案實施に於て先決す
べき所なるべく之に對する仲小路農相の具體的説明は此際世人の切に聞かんとする所なるべしと

〔七・一六、大阪毎日〕保險業の海外發展 本邦の生命火災及海上の三保險は朝鮮臺灣の領土内發展を初め
主に支那に勢力を扶植せんとし外國側保險會社の未だ手を伸ばさざるに先ち明治、日本、帝國其他の生命保險
會社を始め東京、共同、東京海上其他の火災海上保險會社約十社は南支方面に早く切込み居れるが支那人は生
命保險よりも火災保險に重きを置く爲め建築物商品其他に對する火災保險多きを占め生命保險高は餘り振はさ
るが唯支那に異とすべきは毎年未だに際し保險加入者の家に限りて頻に火災起りシカモ警察力無能の爲め出火原
因曖昧の間に葬去られ多くは保險會社の損失に歸する點にして此點を十分に警戒せば火災保險南支發展の前途
有望なるべく朝鮮は生命火災海上の各保險皆手を伸し盛んに朝鮮の資金を吸收するを以て總督府は近く發動せ
んとする保險業特別取締法中に各保險會社が朝鮮に於て得たる保險料の三分の二を朝鮮の事業に投資すべしと
の寺内式條項を設けたりとて保險業者が自ら風聲鶴唳に驚かさるゝ急に斯業者の朝鮮投資額を調査せし程なれば
其の盛んなること推して知るべし然して今後有望なるは南洋方面なる近時大正生命が或緣故に依り英領緬甸に

有力の代理店を開設の協議中なるは最も能き發展の動機を捉へしものにして保險業の如き特に信用を第一とする事業は新發展地の富豪其他に縁故を求むるを適當の方策と爲すべく既に内地の斯業は最盛期を經過せし反動の形勢なきに非ざる場合國內の小競争よりは宜しく海外の未開拓地に向つて勢力を扶植するの要あるべく支那南洋方面は外國保險界よりも多少困却されつゝあるは本邦業者の一發展を試むべき好機會なるべし

(177)

保險年金
制度虚報

〔七・二七、中外商業〕 保險年金虚報 選信省にては目下生命保險年金制度の實施に關し調査中なれば愈々之が實施を見るに至らば現在の簡易保險の事務を併せて保險局の新設を要すべしと傳ふるものあるも現に田選相が去特別議會の簡易生命保險特別會計豫算追加に關する特別委員會に於て一委員の質問に對し政府は勞働保險、失職保險、疾病保險等を近く實施するの意嚮を有し居らざる旨を言明したる位にて隨つて保險年金制に付いても簡易生命保險實施に際し種々調査したることあるも近く實施する議あることなく全く事實無根の報道に過ぎずと選信當局は打消し居れり

(178)

露國爲替
禁止=付
協議

拜啓別紙露國ニ於ケル外國向爲替禁止令「本月十八日ヨリ實施」ハ生命保險業者トモ少ナカラザル關係有之候間來八月一日午前十一時ヨリ研究部委員會開催仕候間炎暑ノ候御迷惑トハ存候得共御出席被下度此段得貴意候也

大正六年七月廿八日

生命保險會社協會

委員 宛

(179)

露國爲替
禁止ト保
險料拂込

〔八・二、中外商業〕 保險金輸送禁止 露國爲替禁止影響 露曆六月十七日發刊露國假政府官報第八十二號を以て發表せられたる外國爲替禁止令に依れば「外國に在る人及團體若くは其露國に於ける代表者の勘定に留貨を拂込むこと並に以上の拂込及爲替を誘起すべき義務の引受は之に關し大藏省の許可を経ざる限り之を禁止す」との規定あり然るに我邦生命保險會社に於て日本、太陽、萬歲、明治、有隣及太平洋等の各生命保險會社は同國浦鹽斯德、ニコライスク、プラコエチエンスク及齊々哈爾に於て相當保險契約を有し居るを以て之が適用を受くるに於ては多大の影響を蒙る可きに依り一日午前十一時より生命保險協會に於て北里、清水、甲能、玉木、海老原氏等の研究部委員參集の上善後策に就き講究したるが其窮境を脱する方策として在留當業者より直接同國政府に許可を得る請願を爲すか又は我政府より之が交渉を依頼するかとの二途に出で若し當事者の希望が容れられざるに於ては特に内地に在る契約者の親族又は友人等に拂込を依頼すべき方法を執り尙其目的を達せざれば止むを得ず同國に於ける代理店にて此狀態の復活する迄成る可く有利なる方法を以て資金を運轉せしむるの外なからんと議に一致せり尙該問題に對しては引續き研究を爲す筈なりと

(180)

米國ノ軍
人保險法
案

〔八・二一、東京朝日〕 米國戰費と保險案 【戰費ノ項省略】 軍人保險案 八月十日軍人救護並に陸海軍人保險法案、兩院へ同時に提出せられたり軍人に強制するに其の月手當（出征兵士は三十三弗）中より最低十五弗、最高月手當の半額を家族扶助に割當る事を以てし政府は戰爭繼續中を限り別に家族の數に従ひ五弗乃至五十弗の家族扶助料を支給し又廢兵となりたるときは兵士には家族の數に従ひ四十弗乃至七十五弗（？）恩給を受けざる將校には最高二百弗を毎月支給し又保險業者の引受を肯せざる軍人の戰時危險を政府にて保險する事とし一千弗に付一年八弗の保險料を以て一千弗乃至一萬弗の生命若くは廢兵保險金を支給す本法の爲米國政府の負

大正六年

一九七

擔見込額は初年度一億七千六百四十八千弗、次年度三億八千五百萬弗其大部分は家族扶助料なり本法は戦後恩給支給に代るものにして軍人の士氣を引立つるの効果ありとせらる大藏省戦時保険局主管とす（在紐育田大藏書記官發電）

簡易保險ト外人 (181)

〔八・二二、東京日々〕簡易保險と外人 簡易生命保險に對する外國人との關係に就ては何等考慮せざりしが過般偶九州選信局に於て右に關する實際問題起り其取扱方に就き選信省に申請し來れるより同省にては審議の上外國人たりとも其申込保險契約を受理し得るも被保險者又は保險金受取人たることを得ざることに決定し九州選信局に指令すると同時に一般に通牒せり

對敵取引局長通牒 (182)

〔八・二八、協會會報〕對敵取引禁止に付商工局長の通牒 對敵取引禁止令發布の結果敵國人に對し財産上の關係を生ずべき保險會社の行爲は主務大臣の認可を経るを要することとなり六月一日商工局長より各保險會社に左の通牒を發したり

本年四月二十四日を以て公布の勅令第四十一號對敵取引禁止令及其の施行に關する農商務省令第六號は五月十四日より施行せられたるを以て同日以後は對敵取引禁止令第二條各號に擧ぐる者を相手方とする取引又は其の者の爲にする取引は一定の場合を除き禁止せられたる次第に有之從て保險會社に在りても此等の者と新に保險契約を爲すは勿論既存の契約に基き保險料の收受保險金額及拂戻金の支拂保險證券に對する貸付保險料拂込延滞の場合に爲す所謂自動的貸付保險契約の復活保險料拂込済保險に變更保險期間満了の場合其の更新其の他此等の者に對し財産上の關係を生ずべき一切の行爲は本省大臣の許可を受けずして爲すことを得

ざる義に有之若し之に違反し又は違反せんとしたるときは制裁を科せらるべき義に有之候條注意相成度此段爲念及通牒候也

再保險細則ノ説明 (183)

〔八・二八、中外商業〕再保險細則公布 保險課長の説明 戦時海上保險法制定以來之が實施方法に付鋭意調査に從來したる結果漸く施行細則を二十八日公布することなれるも保險指定料率及審査會規定等は未だ調査中に屬するを以て實施には尙相當日數を要すべしされど本法の骨子は殆ど細則に包含せらるるを以て一應の説明を試みんと欲す再保險法の制定に着手せし當初より出來得る限り從來の商習慣の實際に反せず直接には海上保險業者間接には荷主船主に不便を感じしめずして運用上の圓滑を期したりしも何分府と會社とは大に性質を異にするを以て充分便宜の處置に出づる能はざる點も多々あるべしと信するを以て今後實際適用の上不備の點を發見せば朝令暮改をも敢て意とせざる考へなり抑も本事業は國家も損失を覺悟の上低廉なる保險料にて再保險を爲すものなれば民間各當業者も國家的事業に参加するの精神を以て官民力を戮せん戦時海運及貿易上に資せん事を望む次第なり本施行細則は本文四十條附則六條廣汎なるものなれば概要を摘記すれば左の如し

施行細則要點 【省略】

【備考】 生命保險會社協會編、日本保險關係法規全集上巻參照

勞働保險調査費ヲ計上 (184)

〔九・三、中外商業〕勞働保險調査事項 調査費用の計上 農商務省にては工場法實施に次いで當然起るべき勞働保險問題を解決する爲め七年度豫算案中に勞働保險法制定に關する調査費を計上せるが來る議會の協賛を得るに至らば工場保險兩課に職員を増置し夫々分擔の上具體的調査に着手する豫定なり而して法律案として

議會に提出を見るに至るは早くも二三年後なるべく右攻究調査に就ては先づ第一着手として大要左の如き事項に付き各國の制度を調査する筈なりと

- 一、絶對的強制々度と共濟組合強制々度に關する事項
- 二、傷害、疾病、老衰、失業等の各保險に關する事項
- 三、勞働保險率（國家、工場主、勞働者の各負擔率等）に關する事項
- 四、勞働傷害率統計

(185)

戰時保險局ニ就テ

〔九・一一、東京朝日〕新設の保險局 岡商工局長説明

今回設置せられたる戰時保險局は來る二十日より實施せらるる戰時海上再保險に關する業務を採る可き官廳なるが從來の補償法に於ては農商務省は契約關係の正面に立つことなく海上保險金の支拂に對し八割の補償をなすに止ましが今後は更に一步を進め戰時保險局と稱する官廳自身契約の正面に立つこととなるや、從つて官業の一種たること勿論にして保險會社との關係はプロカーを囑託せるものとも見るとを得べし今回の再保險業が簡易保險と異なる點は簡易保險の現業には全國の郵便局之に當り貯金局は之を監督するに止まれども海上再保險業には戰時保險局自身契約其他の衝に當ることゝなる點なり故に保險局は一種の現業局なり該局には業務課と經理課とあり業務課は普通の保險會社にて契約課と稱するものゝ類にして再保險契約の發生に關する業務をなし經理課は再保險契約の結果に關する事務を執る譯なり

(186)

〔九・一二、東京日々〕戰保分課規程

戰時保險局分課規程は左の如く制定の旨發表されたり

戰保分課規程

第一條 戰時保險局に業務課及經理課を置く

第二條 業務課に於ては下の事務を掌る

- (一) 再保險の成立又は消滅に關する事項
- (二) 再保險申込書、再保險明細書及確定通知書の處理並に其認證に關する事項
- (三) 再保險の査定及其免除又は返還の査定に關する事項
- (四) 再保險の範圍の制限に關する事項
- (五) 保險料率に關する事項
- (六) 船舶の再保險金額に關する事項
- (七) 戰時海上再保險審査會に關する事項
- (八) 文書の接受發送及保管に關する事項
- (九) 他課の主宰に屬せざる事項

第三條 經理課に於ては下の事務を掌る

- (一) 會計に關する事項
- (二) 再保險料の收納又は返還に關する事項
- (三) 支拂再保險金の査定及支拂に關する事項
- (四) 損害に基く處置に關する事項
- (五) 統計に關する事項
- (六) 戰時海上保險補償に關する事項

大正六年

戰時保險局開始 (187)

〔九・二一、中外商業〕 戰時保險局開始 本月十一日戰時保險局官制公布同日より農商務省内に設置の戰時保險局にては二十日より事務を開始し、片山局長は午前九時登廳各事務官技師等と共に今後の執務に付打合せを爲したり

簡保貸付開始 (188)

〔九・二九、東京日々〕 簡保貸付開始 逕信省にては簡易生命保險契約者に對しては加入後一ケ年を経過せし後其積立金中より還付金の範圍内に於て貸付を爲すこととなり居れるを以て爲替貯金局に於ては十月一日以降貸付事務を開始する由なるが右貸付金に對する利率は(一)保險料振替貸付年四分八厘(二)普通貸付年六分と公表せり右の内保險料振替貸付は一時保險料の掛續けをなすこと困難となれるものに對し設けたる制度なれば特に利率を低下して契約者の保護を期したるものなり

保險資産株式不況影響 (189)

〔二〇・一六、中外商業〕 保險資産運用 株式不況影響 昨今株式の低落は各方面に多大なる惡影響を與へたるが、特に生命保險會社の如きは、有價證券約九千萬圓を有する事とて之に因りて蒙る打撃は、蓋し尠からざるが如し、現に前期の決算状態を見るに、其評價益金及賣却益金として各社が計上したる金額は尠くも一千万圓以上に達し居れり若し株式の市價が昨今の如き不勢を持續せば一部の會社は今期の決算に多大の影響を蒙むる可く、尤も一面金利は漸次昂騰の趨勢を呈し來り、従つて銀行預金は各社共平均五分五厘以上に廻し、豫定利率より一分五厘以上の差益あり、且新契約の成立は前年に比し、三四割方の増進を示し居れば、此際資産運用を誤らざるに於ては、結局前期より好成绩を挙げ得るならんと、而して我國三十九生命保險會社の所有せる

國債、地方債、社債、銀行債、株券等に投せる最近の統計を示せば左の如し

社名	有價證券所有額	社名	有價證券所有額
明治	九、九〇八、六五九	帝國	五、九七五、三一四
日本	一九、六一七、七六三	太閤	八六六、八三一
共立	一五五、五五七	共濟	九、一七四、〇一七
仁壽	二二一、七八八	有隣及神國	一、〇二八、二九一
共保	三、八〇七、五四〇	萬歲	一、五八〇、〇九七
日教	二、六九三、四九一	大同	四、四〇六、六五六
日兵	一、〇七一、三六五	愛國	一、八二三、二五五
第一	五、六九七、八二三	東洋	一、三七一、五二七
日清	三、二七五、八二七	千代田	五、六八四、五〇六
日出	一、四六六、七六一	橫濱	一、四七二、三四七
福壽	一、〇八二、六三二	國光	六七四、二九四
太平	四九六、〇六〇	富士	一八八、〇一九
壽業	五五八、四二六	東海	九三八、六二八
福徳	四七四、一〇三	日本	八二八、六八九
常務	二五三、九七〇	旭日	二〇一、四六九
大正	一七五、五六八	八千代	二二七、四九五
大安	六四二、八九一	中央	二四二、六八〇
大濟	一六七、九二五	高砂	五四、四九〇
東華	六〇、七七五	日計	一二〇、三七〇
	九八、五〇〇		八八、七八六、四〇一

大正六年

二〇三

契約ノ効力ニ就テ (190)

〔一〇・二二、中外商業〕 保險效力問題 大審院の聯合審理 大審院にては目下問題となりつゝある生命保險契約の効力に關し去る十六日民刑聯合審理を開始し引續き裁判中なるが問題の要點は告知事項の特則たる商法第四百二十九條に依れば保險契約の當時保險契約者又は被保險者が惡意又は重大なる過失により重要な事實を告げず又は重要な事項に付き不實の事を告げたる時は保險者は契約を解除を爲すことを得るものなるが今被保險人が保險者を欺罔して保險契約を締結したる場合に於て保險者は此規程以外更に一般意思表示の規定たる民法第九十六條に依り其契約を取消すことを得るや否やに在り而して此點は從來學者實際家の間に頗る議論のある所にして現に大審院の判例に於ても區々に岐れ歸一する所を知らざる有様なるが聯合審判の結果は果して如何なる判決を下すべきや這は生命保險當業者の重大なる利害問題として注目され居れり

爆死保險ニ就テ (191)

〔一二・九、大阪毎日〕 英國爆彈被害保險 獨逸飛行機の來襲被害の増加につれ英國保險業者對普通被保險者間に於て之が賠償に關し見解を異にし保險會社側にては戰役により蒙むる被害に對しては何等責任を負はざるより敵機の襲來を極度に恐怖せる倫敦市民の如き爆彈保險を希望するもの多く爲にロイド保險會社並に倫敦非協定側保險會社は最初の程は保險契約額千圓に對し一圓二十錢内外の見當にて事業を開始せしに多數の加入申込入あるより最近に至り英國政府にても此種官營保險を開始し民間保險會社の保險率の約半額にて取扱ふ事とせるに成績頗る良好なりと

(192)

〔二一・一〇、中外商業〕 生命保險成績 未曾有の好況 本年度に於ける全國生命保險會社の成績は各社共一般財界の好調に乗じて保險契約募集に努力して居れば本年度は新契約約三億圓以上に達し其内死亡、解約、

一般ニ業績向上

失効等の消滅契約約一億圓にて純増加約一億七八千萬圓となり本年末現在契約高は約十三億五千萬見當に達するは今日迄の實績に徴し略推定せらる可き計數なるが之を斯界に於て未曾有の好況時代と稱する大正二年の募集成績に比するも尙は良好なるが如し而して生命保險會社の實績は普通の場合新契約の増加は寧ろ營業費の増加を伴ひ其年度の收支計算は不良なるを例にすれど本年は各社共營業費の節約を圖り極めて消極的方針を執り居れば新契約増進の割合に増加するに至らず却て前年度の收入保險料に對する營業費の割合二割八分五厘に比し二割五分見當に止まるならんと豫想せられ居れり只收支計算の上に惡影響を及ぼさんかと懸念せらるゝ點は本年末に於て前年末に比し有價證券の價格が如何なる成行を示すやの一點に在るも確實にして變動なき有價證券を有し又は時價以下に評價せる會社は之れに關係を有せざるを以つて少數の會社を除くの外概して前年度より剩餘金の増加を見るべき形勢なり

大正七年

〔二・三、中外商業〕生命保險今後更に發展 矢野恒太談

契約の純増加 大正六年度内の生命保險新契約高は茲に正確なる計數を知る能はざれど毎月の成績に依り推算すれば約二億四五千萬圓見當に達す可く其内死亡者の支拂が約一千萬圓解約凡そ一億圓として年末現在には約十三億三四千萬圓を算するならん之を同年始現在十二億一千八百萬圓に對比する時は約一億五千萬圓の純増加を見る次第也又本年も此趨勢を持續するに於ては更に一二億の純増加を來すべきは敢て難事に非ざるべし

貯金と保險界 蓋し歐洲大戰の餘波を受けたる我經濟界は各種の事業を通じて活氣を呈し就中銀行及郵便貯金の如きも亦空前の激増を呈せる状態なるが故に生命保險界に於て二億五千萬圓の新契約を獲得し二億の純増加を擧げ得たりとせんも別段不思議の現象には非ず貯金の激増は恰も落葉の堆積せるが如し若し一朝不景氣の風吹き到らば跡方もなく飛散する性質を有す之に反し一度保險契約を締結したる以上は假令經濟界の不況に陥ることあるも容易に破壊する事なく却て之が爲人心を緊張せしめ契約を履行せざる可らざる決意を固むるに至るは過去の實績に徴して明か也

保險金と運轉 而して我生命保險會社の所有せる財産は約二億五千萬圓にして尙毎年集まる掛金は約五千萬圓を算し其内凡そ二分の一は保險金の支拂及營業費に消費せらるべきも殘金の二三千萬圓宛は會社の財産となり

更に轉じて銀行預金となり或は諸事業の資本となり公債となり社債となりて我經濟界に活躍しつゝあり然れども之を歐米諸國の斯業と比較すれば實に外形の小なる而已ならず其内容に於て遺憾の點尠からざれば吾人は新年を迎ふる毎に其理想に向つて歩を進めんことを期するもの也

〔二・一八、中外商業〕 保險大會計畫

本年四月十日より福岡市に九州共進會を開設する筈なるが此機會に於て九州生命保險協會主催となり全國生命保險會社九州大會を開催し以て保險思想の普及を圖らんと計畫を立て目下各本社に向つて交渉中又各本社に於ては只一社のみにて態度を決する能はざるに依り近く各社參集の上其可否を決定する由

【備考】 生保九州大會ヲ開催 (209) 參照

九州二保 (194)
畫險大會計保

〔自一・一八 (三回) 時事〕

戰亂と英米獨の生命保險業

太陽生命保險 專務取締役

清水文之輔氏談

獨逸の打撃

伸張力の激減 英米獨の三國は世界に於ける三大生命保險國として聞ゆるが中にも英國は事業の普及せる點に於て一頭地を抜き米國は規模の大を以て誇り獨逸は又事業組織の整備せるを以て名あり同じく事業の大を以て聞ゆるが内にも夫れ々斯くの如き特徴あり戰亂に依る影響も自ら異らざるを得ず影響の深淺事業の消長は獨り當業者の注目する問題たるに止まらず之に依りて各國の戰績、財政狀態、國民性等を窺ひ得る點に於て一般の興味を惹く問題たるを失はざるべし戰亂の影響最も深甚なる獨逸の狀態より述べんに同國の事業は開戰前迄は堅實なる發達を續け一ヶ年の新契約高は十三億馬克に上り收入保險料亦七億二千萬馬克を算する盛況を示し

戰亂ト英 (195)
米獨ノ生保
事業 (清水氏談)

總契約高は百六十億馬克に達せり斯る情態も戰亂の勃發に依り全然狀態を變ぜり打撃の如何に大なるやは次表に依りて之を窺ひ得べし即ち千九百十五年の新契約高が開戰前の千九百十三年に比し三分の一以下に激減せる一方に於て解約高は却て増進を示し、自然收入保險料は漸減せり千九百十六年以後の數字無きを憾みとするも想ふに戰亂の續く限り此趨勢は愈甚しきものあるべし

年次	新契約	收入保險料	解約
一九一三	一、三二四萬馬	七二六百萬馬	四〇四百萬馬
一九一四	九七八	七一九	四三五
一九一五	四三七	六八六	四三〇

新契約の激減は戰亂の爲め一般經濟界の動搖せるに因るや言を俟たざるも又一には募集機關の大部分を占むる年少氣鋭の外交員が召集せられたること外國との交通絶え海外に於ける營業が中絶せること與つて大なる力あるべし

獨逸軍債不信用 然らば此等獨逸會社の財産は如何に運用せられたりやと云ふに各社の有する財産は戰前に於て五十八億馬克に達し居たるが開戰と共に各社は競ふて軍事公債の募集に應じ第四回迄の應募高のみにても八億五千萬馬克に及び尙各社の重役並に社員は被保險者を勧誘し六億三千三百萬馬克の應募を爲さしめたり保險業者が斯く軍事公債の募集に援助したるは當時獨逸軍は東西戰場何れの地點に於ても勝利を占め最後の勝利が自國軍の手に收めらるべしとは獨人一般の確く信ぜる所なりしと同時に當初の軍事公債が五分利にして普通證券類の四分五厘に比し採算上有利なりしに因る然るに戰局の進むに従ひ戰況は必ずしも當初の如く獨軍に有利ならず財政の窮迫漸く甚だしからんとする徴あるより軍事公債に對する信用漸く不安の念慮は日を逐ふて大と

なれり故に於て多數の會社は約款に改正を加へ契約の満期又は死亡に依る支拂ひは軍事公債を以てすること、せり是を名を愛國心に借りて所有公債を被保險者に轉嫁せんとするものにして軍事公債の償還に對する不安を最も露骨に證するものとして重要視すべき點なり更に奇怪なる一事は獨逸に於て最も古く且つ模範會社の稱あるゴータ會社は瑞西丁抹の公債を多額に買入れんとせしも僅かに豫定の二割を得るに止まりしを遺憾とする旨千九百十五年度報告に於て公言しつゝあることなり馬克爲替低落に依る不利を忍びながら利廻り低き中立國の公債を買入れんとせるが如き獨逸の軍債が自國民より如何に不安視し居らるゝかを語りて餘りあり獨逸に取りて一の不祥事と云ふべし

死亡率の増大 更に保險金支拂の模様を見るに死亡に依る支拂の激増せるを見る即ち戦前、開戦後の支拂額を比較するに千九百十四年は戦前に比し四割を増し千九百十五年は六割を増せり

一九一三年 一五〇百萬馬克

一九一四年 二一九

一九一五年 二四〇

戦死者多きに上れる當然の結果なるべきが行衛不明者として尙ほ支拂の手續を了らざるもの多きを以て實際の戦死者は尙ほ遙か大にして斯業の受くる打撃は前記の數字より一層大なるべし、専門保險雜誌の記する所に從へば平年に於て死亡に依る責任準備金免除額は死亡に依り消滅せる證券面額の百分の四十八に當りしに千九百十四、五年に於ける此率は百分の三十七に下れり即ち百分の十一は戦死に依る損害なるを知ると云へり尙ほ一般國民死亡率が次の如く増進せるも戦時間接の影響にして斯業の苦境を示すものと見るべし

一九一二年 千分の十四・六

一九一三年	千分の十四
一九一四年	千分の十六・一
一九一五年	千分の十九・一

獨逸の經營振り 收入保險料の減少支拂の激増等は勢ひ利益の低減を齎らざるを得ず即ち戦前（一九一三年）一億七千七百萬馬克なりしもの翌十四年には一億五千四百萬馬克に又十五年には一億五千萬馬克に下がり然も利益低減の度比較的輕微なるは經營方法を改め經費の節約に努めたるの結果と見るべし利益の處分の如きに就ても戦争に依る死亡の今後益々増加すべきこと平和克復後も募集機關の整理社員の養生に長日月を要すること一般國民の體力の疲弊に依り死亡率増進すべきこと戦後財界の反動に供り有價證券低落の損失あるべきこと等を慮り平時と異り利益の大部分を積立て將來に備へたり、又各社は開戦後直に協力して「獨逸生命保險會社銀行」なるものを設け戦争の影響に依つて會社の破産するを救はんとしたるが僅かに一小會社の救済を依頼したるを別としては他に破綻を曝露せるものなく利益の處分振と云ひ又右の銀行の設立と云ひ獨逸人が用意周到にして一致團結同業の擁護發展に努むる點は學ぶに足る

【以下一・二、時事】 英國は順調

不利なる影響 獨逸の生命保險事業が戦亂に依り多大の打撃を受けたるは前述の如し反之英國の斯業は格別の影響を被らず寧ろ順調なる發達を遂げ得たるは喜ぶべし固より戦亂が及ぼす不利なる事項は決して尠からず其重なるものを擧ぐれば（一）徴兵令の施行に依り十八歳より四十一歳迄の男子は兵役の義務を負ふに至りしより保險會社にして戦争危険を避けんとせば勢ひ加入者の範圍を婦女、幼年者、四十一歳以上の男子に限らざるを得ず尤も出征者に對しては特別保險料の制あるも百分の十乃至十五にして殆ん禁止に等しき高率なりし爲め

自然加入者多からず (二) 政府の發行せし戦時貯金券は額面小にして僅か五ヶ年を期限とし複利計算所得税免除等幾多の便宜あるに加へて各地に貯金協會起り愛國心に訴へて募集せしより應募者多く勢ひ生命保険の募集に壓迫を來さしめたり (三) 會社の役員又は社員の兵役軍務に従へるもの多く開戦直に各社員の約半數は召集に應ず樞要の地位に在るものにして國事に走りしものも少からず、例せば英國第一のブルーデンシヤル會社々長デューエー氏の軍事財政委員となりしを初めとしてアクチュアリー會員中より七百五十名の出征者を出したるが如き戦亂の爲斯業の活動力が如何に減殺されたるかを推するに足る

保險思想旺盛 然かも事業は戦前に比して遜色なし試みに戦前の千九百十三年に開戦後の三ヶ年を比較するに次の如し

年次	新契約	契約總高
一九一三	一二六百萬磅	一、一八〇百萬磅
一九一四	一二七	一、一九五
一九一五	一五三	一、二八二
一九一六	一四七	一、三一二

前項に述べたるが如き不利なる事項あるに拘らず左の如く寧ろ前進の跡を示せるは如何なる事情に基くやと云ふに戦争が英人に與へたる痛切なる教訓に三あり (一) 従來英國の政治家は勤儉貯蓄を以て國民の自發に俟つの外なきものとなし居たるが戦ひは持久戦となり軍費は日々に膨脹して然も永久的の債務となりつゝある今日之が償還には勤儉貯蓄の力に俟つ所極めて大にして一般に勤儉貯蓄は國家存立に必要にして且つ國民道德の最も重要な一要因なりと説くに至れり (二) 然も各人個々の貯金は一時的にして且つ任意に支出し得るが生命保険は継続的にして任意の支出も難く勤儉貯蓄の最大捷徑なりとせらる (三) 出征者中保險加入者は後顧の憂

ひなき爲め戰場に於ける活動も不加入者に比し遙に優れるの事實證明せられたり此等の三點は英人の克己心を刺戟し加入思想の旺盛を促し總て新契約の増加となり英人思想の一端を窺ひ得べきに似たり

國民死亡率減退 従つて收支の状態は大體に於いて満足すべきものあり

年次	財産總額	收入保險料	支拂金	營業費
一九一三	四八一百萬磅	六二百萬磅	二九百萬磅	一五五萬磅
一九一四	五一六	六五	三一	一六
一九一五	五六六	七四	三三	一七

右の内注目すべきは收入保險料の増進率特に著しきことにして是れ加入範圍極限せられ高齢者多く且つ養老保險なりし爲め平年よりも新契約の保險率高かりしに因る又經費の節約に努めたる爲め其増加率は收入保險料の増加率に及ばず只支拂の稍増加せるは戦死負傷疾病に依る死亡の相當多かりしに依るも尙ほ獨逸の如く多からず増率の歩み緩漫なり一般國民の死亡率は失職者貧民の死亡減ぜる爲め却つて低下せり戦争に依る保險金支拂額は千九百十四年には百二十七萬磅十五年は三百四萬磅十六年には五百萬磅にして別に右三年間を通じて小口保險三百二十萬磅の支拂あり此内小口保險の分は人員十八萬五千人におよび戦死負傷者總數の三分の二に當れり出征者に對する小口保險の効大なるを知るに足るべし最後に利益處分に就きて積立金を増し將來に備ふること獨逸の場合に同じ

財政上に貢献 前項の表に示せる如く英國會社の財産總額は千九百十五年に於て五億六千六百萬磅の巨額に達せり金融上重要な地位を占むる元より其所にして軍國財政の必要に際會して此財力が貢献する所極めて大なるものあるは推測に難からず最も顯著なる例を擧ぐれば (一) 従來英國の生命保險會社は米國を良好なる投資

地を爲し鐵道電氣瓦斯等の株式社債に投資し居たるが開戦後英米爲替調節の必要上、英國政府が證券動員を行ふや各社は所有證券を提供せり其額二千萬磅に及び政府の施設を援くること大なるものあり(二)次は軍事公債の募集に際しては各社は其都度熱心に應募し昨年のヴィクトリアローン發行の時の如きブルーデンシヤル會社の二千萬磅を筆頭に各社合併一億磅を超え即ち募集總額の七分の一を占め之を各社財産總額より見れば之のみにて五分の一に當れり戦前各社の利廻りは平均四分なりしが軍事公債は純利率四分五厘にて所得税の免除あり償還に就きては何等の危虞なしと歓迎を受けつゝあるものにして此の點に於て英獨兩政府財政に對する民間の信用に著しき懸隔あるは興味ある問題なるべし英獨の事情は斯くの如し次稿に於て米國の斯業に一瞥を與ふべし。

【以下一・二二、時事】 米國の繁榮

總ての記録破り 米國の生命保險事業は旺盛の一語を以て評せば足る蓋し獨逸を共同の敵として干戈を交へつゝある間に軍需品の製造供給に忙はしく世界の商工市場を殆んど獨占し其貿易業者は東西兩洋を横行濶歩し之を國內に就いて見るも東部並に中部の各工場は擴張新設せられ空前の盛況を呈し又南部並に西部の農民は小麥棉花等の稍不作なりしに拘らず價格の騰貴に依る未曾有の利益を收め即ち都鄙を通じて資金横溢事業旺盛の黃金時代を樂みつゝあり斯る一般的活況は生命保險の膨脹を促がし其發展の歩み速かなる眞に驚くべきものあり次表は其一般を示すものなり

年次	新契約	總契約高
一九一三	三、三八四萬弗	二〇、五六〇百萬弗
一九一四	三、三七五	二一、五四九

一九一五	三、六二三	二二、七七八
一九一六	四、二五八	二四、六〇二

右の内新契約は戦前既に一ヶ年三十三億弗を超え世界の記録を破れるが千九百十六年には四十二億弗臺に上れり既に歐洲開戦以後は歐洲に於ける營業は中絶の姿となり居るを以て右の巨額の新契約も米本土内にて集められたるものと見るを至當とす米國の人口一億の内年齢疾病不具其他加入の資格なきものを除外せば約六千萬人の有資格者を得べく四十二億弗を之に割當つる時は一人當り七十弗となるべく此點に於ても世界的記録なり年度末總契約高に就きて見るも千九百十六年末の二百四十六億二百萬弗は全世界總契約高の過半を占め總人口に割當れば一人二百四十六弗を算し英國の百六十二弗獨逸の六十弗佛國の三十一弗日本の十弗伊國の七弗等に對し嶄然として一頭地を拔けり事業の隆盛なるを想ふべし

毎日二百萬弗支拂 従つて收支の計數を列國に比し破格の好成績を擧げ富力の大なるを示せり

年次	總額財産	收入保險料	支拂保險金
一九一三	四、六五八百萬弗	七一五百萬弗	四六八百萬弗
一九一四	四、九四〇	七四八	五一〇
一九一五	五、一九〇	七八四	五四四
一九一六	五、五四八	八四五	五五五

此表に依れば財産總額及び收入保險料は破竹の勢を以て進み之を米國の人口に割當つれば前者は五十五弗後者は八弗に當るべし支拂保險金は當時尙ほ交戦國の列に入り居らざりしを以て増進の歩調急ならざるが然も其額の大なるは驚くべし假りに一ヶ年の營業日數に之を割當つれば一日二百萬弗の通貨は保險會社の金庫より國內へ散出さるゝことなるべし國民の生活に裨益する所大なるを知るべし但し參戰と共に諸般の情勢に多少の變化

は免れざるべきを以て今後も此状態を以て推移すべきや否やは疑問として保留するの外なし
團體保險の流行 之を要するに米國生命保險事業の近状は危大を意味する總ての形容詞を以て評すれば足るを以て深き論評を避け茲に最近數年來同國に勃興し開戦以來特に著しき發達を遂げたる二種の新しき保險に就き一言を試むべし其一是團體保險(グループインシュランス)と呼ばれ會社工場等の使用人の全體を總括して一體と見做し此團體を被保險人として雇主と契約を結ぶものにして料金は雇主の負擔とす金額は團體全部の一ヶ年分の給料總額と同額となし期間は一ヶ年なるも「不明」保險同様更新續意の儘なり料率の定め方は個人保險の場合の如く個々の身體診査を爲すことなく使用人全體の平均年齢を根本の基礎標準と爲し勞働の種別業務の如何時間設備等の諸點を參酌して定む之れを使用人側より云へば審査其他の面倒なく一旦事故ある時は自己の給料一ヶ年分の支拂を受け得るものとす即ち此保險の根本觀念は被保險者個々の健康状態に頓着することなく全體を總括し「平均の法則」を適用するものにして學理の末節に拘泥せず大握みに平均の法則に依り常識の判斷を尊重する米人の個有の長所より産れたる保險なり

戰爭にて急發達 此保險の特徴を擧ぐれば(一)多數の人員を包括する爲金額は十萬百萬千萬の多きに及ぶを常としエクイテアブル會社がユニオンパシフィック鐵道の四萬人を一括して一口三千萬弗に達したるが如き著しき例なり(二)雇主に於て一手に支拂ふ爲め保險側としては募集集金の費を要せず診査費も之を省くを得尙ほ一年更改なるを以て將來の危険に對する積立を要せず旁々料金は普通保險に比し半額以下なり(三)使用人は健康の良否に拘らず加入し得るを以て時に弱者も混入し得べし一見危険なるが如きも業務上の勤勞は自然に弱者を淘汰し多くの場合個々の健康状態は普通以上となるもの、如く米國に於ける實驗に従へば此淘汰は不完全なる診査に優ると云へり以上の如き特徴を有する此保險が政治經濟上如何なる効果を擧ぐるやと云ふに

雇傭關係を密接にし嫉視反目を除き利害を共通とし改良發達に協力せしむる等雇主使用人間の關係を改善せしむること頗る大なるものあり歐洲開戦以來雇傭關係調和の必要は愈々多きを加へ來り従つて此種の保險も社會上必要の施設として認められ發達の歩み益々急なるもの、如し

家族思想の復活 普通保險にては死亡又は満期に達したる場合受取人は一時巨額の金員を受くるが若し受取人が幼者婦女子又は無經驗者なる時は或は濫費し或は他の誘惑に會する等之を安全に保管し又は活用すること能はず保險の目的と效益を水泡に歸せしむる場合少からず此弊に鑑みて創案せられたるもの即ち所得保險にして其特徴は死亡廢疾の場合會社は指定の受取人に終身間毎月一定の金額を支給して生活費に充てしむ例せば子を受取人にしての此保險を契約し置く時は死後遺子は毎月一定の生活費を會社より受け終生衣食に窮する虞なし即ち遺族の所得を確保するものにして従つて支拂は毎月拂ひに嚴定し尙ほ生活に不必要なる多額の給付を防ぐ爲め受取人が一歳以上二十四歳迄は九十弗、二十五歳以上三十九歳迄は百弗等給付額に段階を設けたり想ふに米國人の個人主義が其極端に達し其弊漸く著しからんとする反動として近來家族思想復活の徵あり加ふるに歐洲の大戦は家族保護子孫繁榮の念慮を誘起し相俟つて此種の保險の隆盛を來したるものならんか、米國の如き國柄に於てする子孫の爲めに衣食の途を講ぜんとしつゝあるは興味ある傾向ならずとせず團體保險、所得保險は共に戦前に興り戦亂の刺戟に依りて一層の發達を爲したり、従つて戦時の米國生命保險の特殊現象として看過し難きを以て茲に一言するものなり(完)

(196)

豊保九州

〔四・三〇、時事〕生命保險九州大會 福岡市に開催 全國生命保險業者九州大會は五月一日二日の兩日に

互り福岡市に於て開催し第一日は午前九時より福岡市記念館に大會開催、正午第一縣公會堂に於て立食後西公

大正七年

二一七

第一編 一般資料

園下化學工業展覽會を觀覽し第二日は午前中九州沖繩物産共進會參觀正午より第一公會堂に於て講演會開催の豫定なるが來賓には選信次官内田嘉吉、保險課長伊藤萬太郎、九州選信局長米田奈良吉、京大教授法學博士財部靜治、同志田鉦太郎の諸氏 同業者側にては各社重役及諸名士五百餘出席すべしと

【備考】 大正八年三月刊、生命保險會社協會編、全國生命保險業者九州大會報告參照

〔五・一、中外商業〕生命保險成績 未會有の好景氣 本年一月以降に於ける全國生命保險及徴兵保險會社の營業成績を見るに保險を契約す可き最も多數を占むる農家は米價騰貴の爲め益々金融潤澤となり又商工業者も依然好景氣を呈せる事とて前年同期間に比し新契約は著しく増加し解約は却て減少の傾向を現せり左の如し (單位千圓)

月次	本年新契約	前年新契約	本年解約	前年解約
一月末	一九、一三七	一二、九六三	三、九四七	七、四四五
二月末	二五、一八七	二〇、一八七	五、〇六八	八、四〇五
三月末	三七、一〇八	二四、六〇七	九、四四一	一〇、七一六

而して第一回保險料拂込狀況は金融潤澤の結果從來の如き三ヶ月拂とか半ヶ年拂即ち分割拂の方法を以て拂込みを爲す者減少し一ヶ年拂に依り拂込む者漸次増加の傾向を生じ従つて昨年に於て契約金額一千圓に對し其收入保險料は平均四十圓の低率を示し居りしが今年は平均約四十八圓見當に増進するに至り實に未會有の好況を呈しつゝあり然るに本年一月及二月中は各地方を通じて例年より寒氣凜烈なりしが故に健康狀態を害せしに基因するものならんか兎に角死亡率は著しく増加し則ち昨年一月における各保險會社が死亡に對する保險金支拂

金額は七十八萬六千七百七十四圓又二月は百萬千二百二十五圓なりしもの本年一月は九十三萬千百十六圓二月百十九萬百八十七圓の高率を示せり尤も此増率は契約高の増進に幾分の關係を有するは勿論なれど大體に於て前年同期に比し死亡率の増加せしは事實なるが如し乍併斯の如きは大勢より見て願慮す可き事項にあらざるを以て各社共此好機運に乗じて出來得る限りの營業費を投じ懸賞募集其他外交員を獎勵すべき方法に依り新契約の獲得に努力しつゝあれば例年四月は花見時と稱し募集成績の極めて不況なる時期なるに拘らず更に前月に比し増加を見るならんを觀測せられ居れり

〔五・二五、東京朝日〕再保險開始理由 森谷業務課長談 政府は二十五日の官報を以て戰時海上再保險法

施行規則の改正を公布し船舶に付期間再保險を爲すの途を啓き告示に於て期間海上保險料率を定めたり、即ち政府の再保險は從來航海保險に就てのみ之を引受るの制度なりしが今回船舶に限り期間保險をも引受くることに改めたるものなり蓋し現下の情勢に於ては船舶の行動を確定的に豫定すること困難なる事情ありて之が爲め往々船舶を保險に付するに付不便を感じたることあり加ふるに從來の航海保險に在りては發航港又は到達港に於ける碇泊中の危險を完全に擔保せられ難き嫌ひありて船主に不安の念を抱かしむる虞ありたるに因り之を救濟するの趣旨に出でたるものなり然れども期間再保險は航海保險よりも政府の責任を密集せしめ其負擔を増大せしむる傾向あるを以て政府は無制限に之を引受くることを得ず仍て其の再保險に付ては從來の航海保險に於けるが如く單純なる申込書の發送に因りて當然に再保險が成立すと云ふが如き方法を採らず一應事前に於て政府の承諾を申請せしめ其承諾を受けたる後に非ざれば之が申込を爲すことを得ざるものとせり而して政府は承諾を爲すに當り條件を付することあるべきを以て其條件に違反したるときは損害を填補せず又其の再保險を

將來に向つて解除することを得るものと定め且つ成る可く契約關係の單純なるを便宜とする趣旨より元受保險契約が航海保險なるときは再保險に於ても航海に付之を爲し元受保險が期間保險なるときは再保險に於ても期間に付いてのみ之を爲すものと定めたり船舶の期間保險に適用する海上保險料率に就ては大體世界の海面を三個の基礎區域に分ち更に之が基礎區域を二個又は三個組合せて第一號乃至第九號總計九個の保險區域を定め各期間十日又は其端數毎に徵收す料率を指定せり今試みに基礎區域及料率を示せば(一)太平洋及印度洋十錢(二)地中海及歐洲海面一圓十五錢(三)大西洋二十錢にして各保險區域の料率は全體航海保險料率との均衡を失はざることに留意せり然るに右の基礎區域の二個又は三個を組合はせたる保險區域の或るものに付其の指定料率を以て保險契約を爲し置き其の實保險期間の大部分を其の區域中の高き區域に於て経過するが如きことあるに於ては危險と料率との調和を破り保險的基礎を害するの虞あり弊害又之に伴ふの嫌ひあるを以て一定の制限を設け其制限期間を超えて高率の保險區域に在るときは高き料率を以て海上保險料を徵することゝ定めたり

【備考】 生命保險會社協會編、日本保險關係法規全集上巻參照

各生命保險會社宛統計作成方ニ付農商務省ヨリ各生命保險會社へ通牒 大正七年五月三十一日
死亡保險ニ於テ最初數年間ノ死亡ノ場合ニ保險金額ヲ削減シテ之ヲ支拂フカ如キ契約ヲ爲シタル場合從來往々削減期間ノ滿了後會社ノ責任トナルヘキ金額ヲ保險金額トシテ諸統計表ニ記載シタル向不尠又保險契約種類別統計表及其他ノ表ニ於テ保險種類ノ細別ヲ明瞭ナラシメサル向亦不尠候處爾今左記ノ通取扱相成度此段及通牒候也

左記

- 一、最初數年間ノ死亡ノ場合ハ保險金額ヲ削減シテ之ヲ支拂フカ如キ契約ニ付テハ契約ノ經過年數ニ依リ實際會社ノ責任タリシ金額ヲ記載スルコト
但シ從來之ト異ナル方法ニ依リテ保險金額ヲ記載シタル場合ニ於テハ未タ決算ヲ終ラサル事業年度ノ新契約ヨリ之ニ準據シ差支無之儀ト承知相成度
- 二、契約ノ種類別ニ付テハ契約ノ經過年數ニ依リテ保險金額ニ變動ヲ生スルカ如キ契約ハ其一定セル契約ト區別シ且ツ其變動ノ狀況ニ依リ更ニ區別スルコト例之同シク終身保險ニ在リテモ一定年齡ニ於テ定額ノ生存分配金ヲ支拂フカ如キ契約ハ普通ノ種類ト區別シ養老保險ニ在リテハ最初數年間ノ死亡ノ場合ニ保險金額ヲ削減シテ支拂フカ如キ契約ハ或ハ保險期間滿了ニ際シ保險金額ヲ削減シテ支拂フカ如キ契約ハ普通ノ種類ト區別スルコト但シ特約ニ依リテ保險金額ヲ削減スルカ如キ契約ハ之ヲ別種ト見做サザルコト

右ニ付生命保險會社協會社協會ヨリ農商務省へ陳情 大正七年七月八日
大正七年五月三十一日商局第六九號御通牒ノ件當協會加入會社三十一個ノ中之ニ關係アルモノ十七個ノ多キニ上リ候ニ付各關係會社ヨリ其レノ利害ノ事情ヲ開陳セシメテ慎重研究ヲ相遂ケ候處御通牒ノ主旨ヲ嚴格精密ニ實行致候節ハ執務上非常ノ煩累ト少カラザル費用ヲ要シ候上ニ第一項ノ如キハ新契約金額ト收入保險料及營業トノ均衡ヲ失ヒ會社ノ信用ニモ疑惑ヲ招クノ虞有之旁々特別ノ御詮議ヲ以テ左ノ通り取扱フコトニ御承認ヲ仰度此段陳情仕候也

記

第一項 保險業法施行規則第一號附錄第一ノ中「保險金額支拂ノ事由發生シタル契約」欄ノ契約金額ノ左側へ
大正七年

死亡責任金額ヲ括弧ヲ附シテ記載スルコト

其他ハ當分延期ヲ願フコト

第二項 全部實行ノコト

(201)

〔六・六、官報〕 朕戰時海上再保險金概算渡ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

大正七年六月五日

内閣總理大臣伯爵 寺内正毅 農商務大臣 仲小路廉 大藏大臣 勝田主計

勅令第二百四號

戰時海上再保險法ニ依ル再保險金額ハ元受保險業者ガ共同海損ニ付概算ヲ以テ支拂ヲ爲シタル場合ニ限り其ノ支拂ヒタル金額ノ範圍内ニ於テ概算渡ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(202)

〔八・二、中外商業〕 軍人の官營保險加入額 廿九日華盛頓發 米國大藏卿マツカヅ一氏は發表して曰く米

國陸海軍々人中二百九十五萬四千六百九名は官營保險に加入し其額は二百五十一億四千八百一十一萬八千弗に達す過去四日間に記入を了したるもの十億弗にして七月中に記入せるもの四十億近くに達せり一人宛最高保險額は一萬弗にして政府戰時保險局の強制に由る保險金は今や全米國內に於ける正規の保險會社の普通生命保險額

米軍人官
保加入額

より三十億を超過したり

(203)

〔八・二八、東京朝日〕 戰時保險率協議 青島戰以上か 西比利亞出兵に對し生命保險業者は之が特定料率

を設定する必要を認め來る二十九日午前十時より生命保險協會に於て研究會會員會合協議する筈也而して其料率の程度に就ては未だ原案なるものなきも青島戰爭の際には新契約は百分の五舊契約は百分の三の割増を標準としたるが今回の西比利亞出兵は青島戰爭に比し(一)氣候惡きこと(二)戰線區域廣大なること(三)戰爭期間の長期に亘るものと思惟せらるゝ事(四)假りに直接戰死は尠しとするも戰爭に基因する傷病者頻出の虞ある事等に依り幾分高率を主張する向もある模様なれば寧ろ引上らるゝも低下せしむる事無らんと

【備考】 西比利亞出兵特別保險料 (204) 戰時特別保險料協議 (207) 参照

(204)

西比利亞
出兵特別
保險料

〔八・三一、中外商業〕 從軍者保險率 特別料率決定 西比利亞出兵從軍者に對する特別保險料決定に關し生

命保險協會研究部委員會に於て協議したるが其結果青島戰爭從軍者及地中海航船乘組員等より徵收したる割増金を參酌し西比利亞出兵宣言の日即ち大正七年八月二日以前の契約に就ては保險金額の百分の二、五同日以後の契約に對しては百分の五を毎年の特別保險料として徵收する事に決定せり尙戰局の推移如何に依り將來其率を増減する方針なりと

(205)

上半期業

〔九・二、中外商業〕 生命保險好況 契約十五億圓 近時物價暴騰に因り中流階級者の生活難を招來し爲に

都會の一部に於ける募集は尠からざる影響を受けつゝありと雖も一方生米市場の活躍は延ひて蠶業地方の好況

大正七年

第一編 一般資料

を伴ひ加ふるに米價は益々高値を現せることとて地方の經濟界は態々順調に發展し即ち生命保險に最も多く加入すべき農村の新契約は極めて旺盛を示し解約は其増加率の割合に比し却て減少の趨勢を辿るに至れり斯くして本年七月末現在に於ける全國會社の總契約高は十五億一千三百三十三萬三千二百二十一圓（日本共立生命は不明に付昨年末現在にて計算す）に達し昨年末現在に比し一億四千六百七十三萬五千三百三十圓を増加したり其内譯を示せば左の如し（單位千圓）

社名	七月末現在	社名	七月末現在
萬本	二八、七八七	日清	三五、二三四
日本	一八八、一〇九	東海	一三、一一七
華洋	一六、八四一	正海	三七、八八七
東洋	五四、五五一	大正	二八、一四七
當務	一三、七八二	高砂	八、三五二
中央	一〇、九一五	第一	五〇、二〇〇
太平	二六、四一〇	八代	三三、〇六一
太陽	二〇、七一三	富士	一三、五八一
福壽	一三、八〇五	共濟	七、四九八
帝國	一二、九九六	有隣	六六、一〇八
愛國	一四、一八三	共濟	三八、〇二七
共濟	四六、五六六	神壽	一二、八五〇
日出	四八、一〇七	仁壽	五〇、二六九
博濟	一一、五四八	大安	六、六四〇
東華	二、四一九	旭日	一四、〇一三
	二、九七二	教養	六、七三三

千代田	戰友兵	戰友兵
九六、九三九	五二、〇二九	
二九、二六二	二四四	
三四、四〇三	一五、一三四	
一三六、一四四	一一、〇八三	
七四、八一	一、五一三、一三〇	
合計		

〔九・三、東京朝日〕簡保支拂内定 戰死は全部支拂 出征軍人中簡易生命保險加入者にして戰死せるものある場合之が取扱方に就きては同規則中明文を缺けるを以て遞信省に於て過般來種々調査し且専門家の意見をも徴し研究中なりしが結局同規則制定の精神を酌量し災害若くは傳染病に因る死亡と同様に見做し保險金額の全部を支拂ふこと内定したりと

〔九・六、時報〕戰時特別保險料協議

生命保險同業者間に於ては今次の西比利亞出兵に對し戰時特別保險料を徴收するの必要を認め去る二十九日午前十一時より生命保險協會に於て研究會委員たる太陽の清水氏帝國の北里氏仁壽の玉木氏共濟の甲能氏明治の海老原氏日之出の岡本氏等會合し協議を遂げたる結果左の如く決定し夫々各社へ通知したる由

- 一大正七年八月二日即ち西比利亞出兵宣言當日以前の契約に係るものは千分の二十五（一箇年計算）
 - 一大正七年八月三日以後の契約に係るものは千分の五十
- 但し時局の狀況如何に依り増減する事あるべし

而して右は當事者間の特別契約に屬すべきものなるが故に勿論契約者相互の自由なり尙ほ右の率に付ては當初

青島戦に比し戦域の廣大なること氣候の宜しからざること戦期の遷延すべき恐あること等を理由として高率を唱ふる向ありたる由なるも結局青島戦當時と同一に決定せる譯なり

(208)

戦死者ト
簡易保険

〔九・六、時報〕 戦死者と簡易保険 金額支拂ひとならん 今回の西比利亞出兵に付き簡易生命保険加入者が従軍戦死せる場合に於ける保険金支拂に付きては簡易保険法には何等の規定なく従つて加入後二箇年未滿の期間内に於て戦死せる場合如何に取扱ふべきや又加入後二箇年を経過して死亡せる時は事情の如何に拘らず全額を支拂ふ規定になり居れども該規定の趣旨は戦死の如き一般災害又は傳染病等と同一視し能はざるものをも包含せるや否やに付き疑問を生じたるが故に當局者に於ては數日來協議を重ねたるが結局軍人救済の意味に於て金額支拂の事に内定したれば不日發表を見るに至るべしと

(209)

會社發起
保險支拂
差押詰問

會社發起及保險金差押禁止ニ關シ商工局ヨリ協會へ意見照會 大正七年十一月二十六日 保險會社ノ發起及生命保險ニ於ケル保險金額ヲ受取ルヘキ權利ノ差押ヲ禁スル程度ハ斯業ノ性質ニ鑑ミ特ニ考慮ヲ要スヘキ義ト認メラレ候ニ付テハ左記ノ事項ニ關シ貴會ノ御意見承知致度依命此段及照會候也

左記

- 一、發起人ノ法定數ヲ現行制度ノ七人以上ノ一定員數ニ増加スルノ可否
- 一、發起人ノ引受クル株式ノ數ヲ株式總數ニ對スル一定ノ割合以上ニ限ルノ可否（相互會社ニ於テハ發起人ハ基金醸出者タルモノトシ其ノ引受クル基金ノ額ヲ基金總額ニ對スル一定ノ割合以上ニ限ルノ可否）

(210)

右答申書

右ニ付生命保險會社協會ノ答申書 大正七年十二月二十日

左記

- 一、發起人ノ引受ケタル株式ニ付會社設立後數年間ニ於テ爲ス株金ノ拂込ニ關シ各發起人ニ連帶責任ヲ負ハシムルノ可否（相互會社ニ於テハ發起人ノ引受ケタル基金ノ支拂ニ關シ各發起人ニ連帶責任ヲ負ハシムルノ可否）
- 一、生命保險ニ於テ保險金額ヲ受取ルヘキ權利ヲ差押ヲ禁止スヘキ金額ノ限度ハ如何ニ定ムヘキカ
- 右ニ付生命保險會社協會ノ答申書 大正七年十一月二十六日附商第二二六五三號御照會ニ對シ當協會ノ意見左記ノ通りニ有之候間此段答申致候也
- 一、生命保險會社ノ發起人ハ第二項ノ如ク株式總數又ハ基金總額ノ内一定割合ヲ引受クヘキコト、シ又第三項ノ如ク其引受株式又ハ基金ノ拂込ニ關シ相互ニ連帶責任ヲ負ハシムルコト、スル以上ハ其法定員數ヲ増加スル必要ナシト思考致候
- 二、生命保險會社ノ發起人ハ株式總數ノ半數以上位ハ之ヲ引受クヘキモノトスルモ從來ノ實例ニ徴シ不當ニアラサルヘク又相互會社ノ發起人ハ基金醸出者タルヘキモノトシ且其引受クヘキ基金ノ額ハ株式會社ノ發起人ニ準シテ可ナリト思考致候
- 三、生命保險會社ノ發起人ニ會社開業後數年間其引受株式又ハ基金ノ拂込ニ關シ連帶責任ヲ負フヘキコト、スルハ止ムヲ得サル所ナルヘシ然レトモ生命保險會社ハ開業後五年ヲ經過スレハ大凡其將來ヲト知シ得ヘキヲ常トスルヲ以テ發起人ノ責任期間ハ會社開業後五年ヲ限度トスルヲ至當ナリト思考致候
- 四、生命保險ニ於テ保險金額ヲ受取ルヘキ權利ノ差押ヲ禁スル件ハ明治三十九年一月生命保險會社協會ヨリ政

大正七年

二二七

府ニ建議シタル所ニシテ當時其範圍及程度ニ付テハ特ニ案ヲ具セザリシモ其趣旨ハ要スルニ被保險者及其遺族ノ生活ノ安固ヲ圖ルコトヲ目的トスル生命保險ヲ獎勵保護セントスルニ外ナラス從テ被保險者ノ老廢ノ準備ノ爲メニスル契約及被保險者ノ扶養ノ義務ヲ果サンカ爲メニスル契約ニ付テハ其保險金ヲ受取ルヘキ權利ノ差押ヲ禁スルコトトシタシ但被保險者又ハ其遺族ノ身分相應ノ生活ヲ遂クルニ必要ナル金額ヲ以テ程度トスヘシ依テ年金ヲ以テ拂渡ス保險ニ在テハ被保險者一人ニ對シ年額金五百圓、一時ニ拂渡ス保險ニ在テハ被保險者一人ニ對シ金參千圓ハ差押ヲ許ササルモノトシ且保險金額カ此金額ヲ超過スル場合ニ於テモ其超過額ノ半額ハ亦同様差押ヲ許ササルモノトスルヲ至當ナリト思考致候

保險證券ニ對スル貸付金アル場合ニハ保險金ヲ受取ルヘキ者ハ其貸付金ヲ保險金額ヨリ控除シタル殘額ノミニ付キ請求權ヲ有スルモノト解スルコト從來ノ慣習ナリト雖モ差押禁止ノ爲メ萬一之ニ關シ疑義ノ生スルコトアラハ保險證券ニ對スル貸付ノ實行ニ支障ヲ生シ保險契約持續ノ困難ヲ來シ生命保險ノ効用ヲ減殺スルノ虞アルヲ以テ保險證券ニ對スル貸付金ハ保險金額ノ減少ト看做スコトヲ明カニシ以テ差押禁止ノ問題ニ觸レサル様相當規定セラレンコトヲ添テ希望致置候

業法改正
諮問事項 (211)

〔二一・二九、時事〕 保險事項諮問 業法改正計畫 農商務省に於ては現行保險業法の一部改正を企圖しつゝ、ありとは豫て仄聞する所なるが二十七日岡本商工局長より東京商業會議所生命保險協會其他に對し左の諮問案を送附し來り【下略】

【諮問案ハ商工局長ノ照會(208)ヲ參照】

右答申ノ
協會委員 (212)

〔二一・三、時事〕 保險答申協議會 生命保險協會にては過日農商務省岡本商工局長より回附せられし諮問案に關し來る四日研究部委員會を開き協議を重ねる由なるが問題の性質上速決を要するものにも非ざれば尙れ繼續委員を設けて慎重なる研究を遂げたる上答申するなるべしと

【備考】 協會答申書(210)ヲ參照

認可申請
中ノ會社 (213)

〔二一・五、協會々報〕 保險會社新規認可及發起認可申請中の會社
其後各會社の認可の狀況左の如し

八月中	大東海上に海上火災兼營認可	八月十五日
	東京動産に火災保險兼營認可	同月二十一日
九月中	日章火災に運送保險兼營認可	九月二十八日
	大正火災發起認可	同月二十日
十月中	東洋海上に運送及火災兼營認可	十月十一日
	日本傷害に火災海上兼營認可	同月二十五日

尙ほ目下發起認可申請中のもの左の十七會社ありと云ふ

社名	資本金	發起人總代
萬壽生命	五〇萬圓	河東田 經 清
友愛生命	五〇	元高木 豊 三
惠美壽生命	五〇	滋 谷 史 春

大正七年

第一編 一般資料

日本醫師共濟生命相互	五〇	八木逸郎
中外生命	五〇	大井ト新
日本信用	一〇〇	松方五郎
東海徴兵	一〇〇	松方五郎
日本家畜	五〇	中澤伊太郎
大日本家畜	五〇	増田熊六
八千代海上	二〇〇	吉田長敬
播津海上	二〇〇	竹内直哉
太平洋海上	二〇〇	辰馬吉左衛門
辰馬海上	二〇〇	辰馬吉左衛門
大東帆船海上	二〇〇	深川喜次郎
三菱海上火災	五〇〇	岩崎小彌太
大福海上	五〇〇	川崎芳太郎
東京小口火災	一〇〇	藤山雷太

二三〇

戰時保險廢止 (214)

〔二・七、東京朝日〕戰時保險廢止 農商務省にては遠からず戰時海上兩保險を廢止するに至るべく其結果長期に亘る戰時保險は成るべく契約せざるやう取計ふべく六日都下海上保險業者に通牒を發したりと

協會十周年福原會長挨拶 (215)

福原理事會々長挨拶 (大正十一年十二月七日協會十周年記念會)
閣下並ニ諸君本日ハ當協會滿十周年記念ノ爲メ晚餐會ヲ催シマスニ付御來臨ヲ仰キマシタ所公私御多用中ニモ拘ラズ特ニ御繰合御臨下サレマシタルコトハ當協會ノ最モ光榮トスル所デアリマス
本協會ノ社團法人トシテノ創立ハ明治四十一年十二月七日デアリマシテ本日ヲ以テ滿十年ニナルノデアリマス
法人組織トナリマシタノハ十年前デアリマスルガ其前身ハ今ヨリ二十年前即チ明治三十一年ニ組織イタシマシタ生命保險會社談話會デアリマシテ此會カラ引ツ、イテ本協會ニ於テ或ハ保險事業ニ關係アル事項ニ付キ建議ヲ爲シ若クハ諮問ニ答ヘ或ハ保險契約ニ關シ各社ノ取扱ノ步調ヲ一ニシ或ハ各社共同シテ國庫債權ノ應募其他産業資金ノ供給ニ努メ或ハ保險學理ノ研究保險事業ノ鼓吹ニ盡力シマシタコトナド細カイコトハ印刷シテ御手許ヘ差上ゲテ置イタ通リデアリマシテ是等ニ關シ着々其目的ヲ達シツ、アルコトハ本協會ノ欣幸トスルトコロデアリマス

生命保險事業ハ最近十年間ニ於テ長足ノ進歩ヲ爲シマシタ即チ今ヨリ十年前ノ明治四十年ニハ人員ニ於テ約百十七萬人保險金額ニ於テ約四億四千萬圓デアリマシタガ十年後ノ今日ニ於テハ人員ニ於テ約二百六十三萬人保險金額ニ於テ約十五億八千萬圓デアリマシテ人員ハ二倍以上保險金額ハ三倍半以上ニ増加イタシマシタ又生命保險事業ノ創始以來保險金トシテ支拂ヒタル總額ハ一億四千萬圓ノ巨額ニ達シ最近ノ所デハ一ヶ年四萬人以上ニ對シ千六百萬圓以上ノ支拂ヲ爲シテ居リマス併シナガラ我國ノ生命保險事業ヲ歐米ノ其レト比較イタシマスルト非常ノ差異デアリマス之レハ主トシテ一般保險思想ノ普及及ビ富ノ程度ニ原因スルコト、思ヒマスルガ故ニ之レ等主要原因ニ付テ向上發展ヲ圖ルト共ニ我々同業者ハ共同一致シテ益々國家ノ爲ニ斯業ノ隆盛ヲ圖ラネバナリマセヌ

大正七年

二二二

世界ノ大戦亂モ休戰條約ハ成立イタシマシテ平和克復ノ時期ハ又正ニ近キニアルコト、思ヒマス平和克復後ハ世界各國共ニ經濟力ノ發展ニ全力ヲ傾倒スルコトハ必然ノコトデアルト思ヒマス最近内務大藏逓信農商務ノ四省ノ廳府縣長官ニ對スル訓令ノ御趣旨ノ如ク勤儉ノ風ヲ獎メ質實ノ俗ヲ興シ冗費ヲ節シ以テ其餘資ヲ蓄積スルコトハ國民生活ノ基礎ヲ安定ナラシメ進ンデ生産資金ノ充實ヲ期スル所以デアリマシテ其ノ手段方法トシテハ一般銀行預金、郵便貯金、生命保險ヲ其主要ナルモノトスルデアリマスルガ就中生命保險ハ強制貯金デアルト同時ニ不時ノ災害ニ備フル社會的設備デアリマシテ其蓄積イタシマシタ資金ハ積極的ニ生産資金トシテ國家經濟上有力ナル要素ヲ爲スデアリマシテ現ニ歐洲ノ大戦亂ニ於テ歐米各國ノ生命保險事業ノ國家經濟上ニ貢獻シタ所ノモノハ計リ知ルベカラザル有様デアリマス生命保險事業ノ平時タルト戰時タルト問ハズ國家及ビ國民經濟上ニ貢獻スル所ハ一般銀行預金、郵便貯金ニ讓ル所ナキノミナラズ其レ以上デアルト云ハネバナラヌデアリマス生命保險ハ政府ノ御訓令ニハ最も適合スル制度デアルト云フノモ過言デハナイト思ヒマス生命保險ハスクノ如ク消極的及積極的ニ國家及國民經濟上缺ク可カラザル設備デアリマスルガ故ニ我々同業者ハ向後一層共同努力シテ斯業ヲ發展ヲ圖リ益々國運ノ伸暢ヲ企圖セネバナラヌデアリマス尙此上ナガラ一層ノ御後援ヲ願上マス

〔二・八、時事〕生命保險協會祝賀會 首相其他の演説 生命保險協會は本年を以て創立十周年に相當する事として七日午後六時より同協會内に於て祝賀晚餐會を開催したるが來賓としては原首相、阪谷、大倉兩男、大岡衆議院議長以下朝野の名士約八十名其他保險會社關係者約三百名にしてデザートコースに入るや協會理事福原有信氏の挨拶あり次で原首相は起ちて大要左の演説を爲せり

我國生命保險は明治十四年に初めて創業せられたるものなるが其後七年間は業績更に上らずして漸く三千人の被保險者と二百萬乃至三百萬圓の保險金額を數へ得たる程度なりしが日清戰爭の前後より他の一般産業の發達と同様に發達して現在十五億の保險金額と二百六十萬の被保險者とを有するに至れり此期間三十有六年間の當業者諸氏の奮闘努力の蓋し頗る大なりし結果と云はざる可からず日清、日露の兩戰役に際しては國庫債券の應募を以て國家に貢獻する所少なからず平時に於ては所謂勤儉貯蓄の美風を奨励するの結果となると共に一方生産資金の供給者となりて一般社會の福利民福を計りたる功著大なりと云ふ可し次の十年間には更に奮闘を重ねより以上の功績を上げられん事を希望す云々

次で阪谷男は

我國生命保險業の進歩三十六年間に十五億八千萬圓の保險金額と二百六十萬の被保險者とを有するに至りたるは當業者奮闘の效果にして實に祝賀す可き事なり吾人は以前大藏當局にありたる關係上國債の募集に際しては常に保險會社に對し一般會社の應募の模範となられん事を懇請したる經驗を有する事として保險會社が國家の爲めに盡されたる功績の偉大なるを熟知する所なれ共現在十五億の保險金額と二百六十餘萬の被保險者を有する事は我國力上より見て決して誇り得るの域に到達したりと云ふ可くも非ずして更らに當業者諸氏の一大奮發を希はざるを得ず次に隣國の中華民國は同文同種の間柄として萬事我國に學ばんとする所少なからざるが就中生命保險は戶籍法の整はざる關係もあらむが居留地等に存在する各國の會社も一向發展せざるが我社會社の同國に於ける活動も捗々しからざる状態なれば充分の攻究を遂げ同國に向ひて華々しき發展を遂げ自己を益すると共に同國生命保險經營の模範たらん事を希望して止まず

この演説を試みたり續いて鎌田榮吉氏は

我國に生命保險なる者の起りたるは明治十四年の頃にて其迄はライフインシュランスを生命請合と譯して不老不死の靈藥を販賣する藥店の廣告にでもあるが如く解せられしを恩師福澤諭吉氏が阿部泰造、莊田平五郎氏等を鞭撻して明治十四年明治生命保險會社を起さしめ自分等も千圓の口に加入する事を強要し昔時は一定の扶持米を支給せられたるを以て一朝不歸の客となるも後に残る妻子は生活の困難を見る憂なかりしも現今は左る事なきに依り生命保險に依て其道を講ずるは紳士として社會に出づる者の義務なりと云はれたるが一般には受入れらるゝ様子もなくして斯業の進歩は實に遅々たる状態なりしが屈せずして奮力せられたる結果は現今の盛況を見るに到りし譯にて其間保險會社は資本合同の活ける模範となりて他の産業會社の創設發達を助長したる事偉大なりと云ふ可し

と述べ主として現在迄の保險會社の功績を頌稱する所あり終つて主客十二分の歡を盡して八時過ぎ散會せり

〔三・二〇、協會會報〕 阿部泰藏氏陞勳 阿部泰藏氏の多年保險事業の爲め盡瘁したる功績に對し當協會創立十周年を機とし左の通り大正七年十二月八日付を以て陞勳の御沙汰ありたり

正六位勳五等 阿部泰藏

叙勳四等旭日小綬章

〔二・三〇、時事〕 生命保險界回顧 太陽生命事務 清水文之助氏談

特別現象 本年度に於ける生命保險界の特別な現象とも云ふ可きは一般經濟界は長足の發展を遂げて各種方面の新設會社は續出し事業資本額は二十億圓を突破するに到れりと雖も獨り生命保險界は全く是に反して一社

の減少を現はし四十社となり是れ全く政府當局者が生命保險會社亂興を警むる爲めに發起認可を爲し溢ると一般に生命保險事業の性質を理解せられたる爲め他の一氣可成的に利益を上げ得可き事業に向はんとするに到りし結果なりと云ふべし

會社の事業 各會社の事業を通覽するに未だ十一月及十二月分の數字を得ざるを以て正確なる事を述べ得ざれ共從來の記録に依り去る大正二年二億八千萬圓、大正六年三億二千萬圓を破りて四億萬圓を下らざる新契約を締結し得たるなるべく其割合に消滅契約は少くして昨年末の一億三千萬圓よりも減少し九千五百萬圓に止まり其結果として契約の純増加額は二億九千萬圓に上りて恐らく十六億五千萬圓以上を來年度に繰越し得らるゝ事となり純増加又レコードを破れりと云はる可し斯くて收入保險料額も亦昨年五千五百萬圓に比して約三割弱の増加を示して七千萬圓を下らざるに到れるものと見るを得可く各社の

財産運用上の収入も前年度に比し金利の騰貴に因りて一分以上有利なるものとなりしならんが有價證券は前年に比して約二割方下落となりし爲め我全生命保險會社の所有する有價證券價格一億一千萬圓に對する損失を計算すれば相當多額の打撃を蒙りたる事なりと云はるならん併し更に之を精査すれば之等の有價證券中の多くは國債地方債等にして株券は三分の一に過ぎず且つ其株券も主として電氣瓦斯銀行株の如き平和株なれば下落率比較的少くして先づ五分程度の低落に留まり唯五百萬餘圓の損失に過ぎざる様子なれば一方利廻りの收益増加に依りて其半額を補ひ得て結局二百五十萬圓内外の損失に歸す可し而して更に

出費の方面 より觀察すれば先づ事業費は物價の騰貴に因りて少からず膨脹し經常費新契約費共に相當の増加を示さんとせしを以て各社は互に節約を計りたるも前年度に比し多少の増加を免れ得ざりしが如し併し此事業費の増加は一方新契約の増加の爲めに收入保險料を増加し附加保險料の増収に依りて相償ひ得たりしならん

が
 保險金の支拂 は前年度は一千四百萬圓にして普通ならば今年度は一千七百萬圓を以て終る理なるも十月より世界的流行感冒の發生となりて全國に死亡者を瀕出し十一月、十二月の兩月間に支拂保險金額破格の増加を示したれば未だ正確なる數字を上げ得ざるも恐らく是のみにて三百萬圓を越へたるなる可く總額は二千萬圓に上りたる見込なりと云ひ得可し以上の事實を

之を要するに 本年度は有價證券の低落と流行性感胃の發生とが多くの損失を招く原因となり物價騰貴の爲に來りし事業費の膨脹が之を助けたるものなりと見る可く新保險契約の増加に因る收入保險料の増收と預金及貸付金の金利の増加に因りて是を相殺し得たりしや否やは疑問なりと云ふ可く恐らくは前年度に比し感冒に因る三百萬圓の損失は利益を減殺したるの結果に終るならんか

大正八年

七年末供託金額 (219)

〔一・二一、時事〕 保險業供託金 農商務省保險課調査に依る保險會社の保險業法第四條の二及外國保險會社に關する勅令第五條の規定に據り爲したる供託金並に其代用有價證券の大正七年末に於ける現在高左の如し

内國會社 (二十一社) 三百三十萬六千六百七十二圓
 外國會社 (三十四社) 千七百〇二萬二千六百二十圓
 合 計 (五十五社) 二千三十二萬九千二百九十二圓

之を前年度に比すれば社數に於て八、金額に於て四百四十七萬九千五百五十圓を増加せり

會社發起金差押保險金關申 (220)

〔一・二一、時事〕 東商保險答申 當局諮問に對し 東京商業會議所にて保險に關する規則改正に付疊に農商務省より諮詢ありたるに對し近く答申の運びとなれるが役員會にて決定せる該案の要領左の如し

(一) 發起人の法定數を現行制度の七人以上の一定員數に増加するの可否に關しては之を否と認む

(二) 發起人の引受くる株式の數を株式總數に對する一定の割合に限るの可否に就ては之を可と認む相互會社に於ては發起人は基金の額を基金總額に對する一定の割合以上に限るの可否に關しても之を可とす

(三) 發起人の引受けたる株式に付て會社設立後數年間に於て爲す株金の拂込に關し各發起人に連帶責任を負は

しむるの可否に關しては之を可と認む
相互會社に於ては發起人の引受けたる基金の支拂に關し各發起人に連帶責任を負はしむるの可否に關しては之を可と認む

(四)生命保險に於て保險金額を受取るべき權利の差押を禁止すべき金額の限度に關しては保險金額二百五十圓以下は全額其以上は保險金額の多寡に應じ小額より漸次大額に上ると共に差押禁止率を遞減し最高三千圓に至りて止むるを以て適當と認む

【備考】 會社發起保險金差押諮問(209)参照

〔二・七、東京日々〕流行性感冒の爲に生命保險界の大恐慌
昨年死ぬ者が被保險者の一割五分以上に達したので

流行性感冒の爲め生命保險にかゝつてゐる者がドシ／＼死ぬに従つて各生命保險會社の支拂額は日一日と多くなり今や生命保險界は大恐慌を來してゐる丸の内の保險協會は全國の會社に對し被保險者中の感冒で死んだ者及び其の支拂額等を通告せしめ目下調査中であるが、最初の損害見積額三百萬圓を突破し莫大の額に達したので各社重役に依つて設けられてある研究委員中には大會を開いて善後策を講じやうと云つてゐる、東海生命其他二三の會社に就て聞くに被保險者の全死亡中、感冒に依る死亡は實に一割五分に達してゐる、之は昨年末の調であるが昨今の如く猛烈では更に多くなつてゐる爲めに何の會社も剩餘金に狂ひを生じ會社が大きければ夫だけ損害が多く小資金の新會社に至つては大打撃を蒙つてゐる、而して各社の傾向を見るに是を機として大募集を試み聽て來るべき不景氣の爲めに備へやうとするものと之に反し新契約を中止して感冒流行中の支拂率を

少くしやうとするものと二つに別れてゐるが其の實績を見るに前者は後者に比して支拂額が多く昨年末七百萬圓の大募集を試みた帝國生命の如き莫大の額に達してゐるとの事だ、併し此の損害は一時的で將來却つて好い結果を見るかも知れぬ斯うして積極的と消極的の營業政策が今後何れが勝つか負るか頗る興味があることであるが兎に角昨今の流行性感冒は生命保險に大恐慌を來し此の有様は永びく時は何んな事にならうも知れぬ

【備考】 協會流感死亡調査報告(214)参照

〔三・九、大阪毎日〕簡易生命保險と流行性感冒との關係
逓信省簡易生命保險部に於ける流行性感冒と簡易生命保險との關係調査第一回報告(自大正七年九月至同年十二月)に據れば四ヶ月間中保險契約者として流行性感冒死亡者數は一千八百三人を算し之を保險種類別にすれば終身一千九十八人、養老六百二十五人にして其比例は終身百人に對し養老五二、一人なるも一般被保險者の割合に於ては終身百人に對し養老六二・三人なるを以て該死亡者は養老保險契約者よりも終身保險契約者の方比較的多數なる計算なり、又之を男女別に依るときは男一千七十六人女七百二十七人にして其百分比に見れば女子の死亡數比較的大なるを示したり、而して保險金額の多寡に依りて之を見るに四十圓以上五百四十八人、五十圓以上四百五十人、百圓以上三百八十四人、百五十圓以上百五十四人、二百圓以上二百六十六人になり更に職業別によりて之を見る時は左表の如し

業種	死亡人員	契約者百分比
農	三〇五	〇・二六
商	二八四	〇・三八
工	六八〇	〇・一五
雜	二三一	〇・六八

大正八年

第一編 一般資料

二四〇

職工及一般使役人	二六九	〇・三七
官公吏	一一六	〇・五七
學業生	二一	〇・二一
漁業	二七	〇・二〇
無職	四六八	〇・四五
教員	三四	〇・二九

然して雑業者（理髮者、寫字代書、看護婦、洗濯業、藝娼妓等）の死亡率最も大にして官公吏之に亞ぎ工業學生農業は其率僅少なるを見る尙普通死亡者と流行性感胃死亡者との割合は比較對照すべき正確なる數字を缺くを以て不明なるも普通死亡者百に對し流行性感胃死亡者約五十人に上りたるが如しと

(223)

業法改正
進捗セズ

〔三・一一、大阪毎日〕 保險業法改正 經濟界の發展に伴ひ本邦の保險業も長足の進歩を示したるに拘らず取締法たる保險業法は發布日久しく當業者の不便を感ずると共に監督上にも多大なる不便を感じつゝあるためこれが改正をなすべく當業者の意見及び會議所にも諮問案を發し其答申を參酌して當議會に改正案を提出すべく調査中なるも審議會は餘日なきこと故或は來期に提出さるべきかと

(224)

業法改正
大商問ニ付
申案ノ答

〔三・一五、大阪毎日〕 保險改正協議 大阪商業會議所にては十四日役員會を開き今回主務省より諮問し來れる現行保險業法改正に對し左の答申案を協議したりと

- 一、發起人の法定數を現行制度七人以上の一定員數に増加するの可否に關しては之を否と認む
- 二、發起人の引受くる株式の數を株式總數に對する一定の割合以上に限るの可否に關しては之を可と認む相互

(225)

労働保險
ノ調査

會社に於ては發起人は基金讓出者たるものとし其引受くる基金の額を基金總額に對する一定割合以上に限るの可否に關しては可と認む

三、發起人の引受くる株式に付て會社設立後數年間に於てすら株金の拂込に關し各發起人に連帶責任を負はしむるの可否に關しては之を可と認む相互會社に於て發起人の引受けたる基金の支拂に關し發起人に連帶責任を負はしむるの可否に關しては可と認む

四、生命保險に於て保險金額を受取るべき權利の差押を禁止すべき金額の制限に關しては保險金額三百圓以下は金額其れ以上は保險金額の多寡に應じ小額より漸次大額に上るに従ひ差押禁止額の増加率を遞減し禁止額最高三千圓に至りて止むるを適當と認む

【備考】 會社發起保險金差押諮問 (209) 参照

〔四・七、東京朝日〕 労働保險制度 社會政策の一端たる労働保險法の制定に就ては簡易保險實施以來遞信省爲替貯金局に於て鋭意調査を進めつゝあるが既に之を實施せる歐米先進國に於ける同保險の應用範圍を見れば死亡、傷害、疾病、失職、養老其他數種に分れ保險の實施機關としては官廳に於て之を爲さず各工場の自營に委するものもあるも我國情は之に適せざれば國家又は公共團體に於て行ふを便宜とすべし若し國家に於て實施するとせば簡易保險と共に遞信省に於て併せ行ふも決して不可能には非ず保險料は獨り労働者のみの支出に止めず特に其の一部を工場主が負擔し若くは國家が之を補助するも一方法なるべく保險加入者は労働者及び之れと大差なき收入を得る者に對しても均霑せしむる必要ありやに就ても調査中なりと

大正八年

二四一

税制調査
所ヨリ東京
商業會議
會ハ照會

(226)

東京商業會議所ヨリ生命保險會社協會へ照會 大正八年四月二十六日
拜啓當會議所ハ多年税制ノ整理ヲ希望シ屢々意見ヲ當局ニ開陳スル所アリシモ未ダ其目的ヲ貫徹スルニ至ラス
依テ此際營業税所得税通行税印紙税ヲ初メ其他一般ノ税制ニ就キ調査ヲ遂ケ之ヲ全國商業會議所聯合會ノ問題
トシテ研究シタル上其實行ヲ期シ度存候間乍御手数數右諸税ニ對スル貴會ノ御意見成ルベク詳細ニ御取調來五月
十五日迄ニ御回報相成度此段御照會旁得貴意候也

生命保險會社協會ヨリ東京商業會議所へ回答 大正八年五月二十日

右ニ對シ
意見回答

(227)

拜啓陳者本年四月二十六日附發第二〇二號ヲ以テ御照會ノ税制調査ニ關スル件ニ付當協會ノ意見別紙ノ通りニ
有之候間此段御回報申上候也
一營業税法中改正ニ關スル件

生命保險事業近來ノ趨勢ハ會社ノ組織ノ株式會社ナルモノト雖モ會社ノ利益ヲ株主ニ於テ獨占セス之ヲ保險契
約者ニ分配スル所謂利益配當附保險ヲ經營スルモノ多キ現狀ニ有之是等株式會社ノ事業中利益配當附契約ニ關
スル部分ハ其實質相互保險會社ノ事業ト異ナル所アルコトナク從テ他ノ一般株式會社ト同一ノ標準ニ依リ營業
税ヲ課セラル、ハ頗ル不公平ナルモノト考ヘラレ候間生命保險會社ノ事業中利益配當附保險ニ關スル部分ニ付
テハ相互會社ト同様營業税ヲ課セサルコトニ改正アランコトヲ希望致候(參照||保險業法第九十一條 相互會
社ニハ營業税ヲ課セス)
一收入印紙税法中改正ニ關スル件
生命保險契約ニ關スル保險料領收證其他ノ證書ハ現行印紙税法ニ依レハ金高五圓以上ノモノハ凡テ收入印紙ヲ

營業稅法
ニ付改正
ヲ建議

(228)

貼用スヘキコト、相成リ居リ候得共最近經濟界ノ膨脹著シク此ノ如キ小額ノ取引ニ關シ收入印紙ヲ貼用セシム
ルコトハ甚タ煩雜ニ堪エサル所ニ有之候間生命保險ノ保險料領收證及保險證券ニ對スル貸付金證書ニシテ金額
五十圓未滿ノモノハ印紙税ヲ納ムルヲ要セサルコト、改メラレシコトヲ希望致候 以上

〔五・三〇、中外商業〕 保險營業稅改正 建議案決議

保險業法第九十一條中相互會社には營業稅を課せず

と規定あり然るに株式組織の生命保險會社が會社の利益を株主のみにて獨占せざる主義の下に近來利益を保險
契約者に分配する所謂利益配當附保險なるものを經營せるもの漸く多からんとする傾向ある今日依然他の株式
會社と同一標準に依り營業稅を課せらるゝは不公平なるが故に株式會社組織の事業と雖も利益配當附契約に關
する部分のみに就ては相互會社と同様營業稅を免する事及生命保險契約に關する保險料領收證其他の證書は現
行印紙税法に依り金五圓以上のは總て收入印紙を貼用し居たるが最近我國に於ける經濟界の膨脹は斯の如
き小額の取引に對し一々收入印紙を貼用するは甚だ煩雜に堪へざる所なるを以て生命保險の保險料領收證及保
險證券に對する貸付金證書にして金額五十圓未滿のものは印紙税を納むるに及ばざる事に改定せらるべき旨の
建議案を今回當業者會合の上決議し之が盡力を東京商業會議所に依頼せりと

【備考】 東京商業會議所ノ税制ニ關スル照會ニ對スル場合ノ意見書(227)參照

(229)

物價高ト
生保料率

〔六・二七、中外商業〕 保險料率引上議

物價騰貴影響

生命保險會社の營業費に該當す可き附加保險料の割

合は戦前の物價を標準として算定せるもの也然るに今日物價が戦前の二倍以上に昂騰せる結果多數社員の支給
額旅費、消耗品、通信費及印刷費其他一切の經費が五割乃至十割方の上進を示し爲に附加保險料の基礎に大な

大正八年

る齟齬を生ずるに至れり去れど此際物價騰貴に比例する附加保険料を増徴して以て會社の基礎を鞏固ならしむ可しとの意見を懐き内々研究考慮し居る向もあれど一方今日の物價騰貴は一時的現象に止まり將來或時期に於て假りに戦前の程度に低落を見ざる迄も幾分緩和するならんと觀測する者及今日の物價騰貴は世界的影響を受け居るものなれば更に向上することも低落の時期は絶対に望み難しとの見解を下す者もあり旁々保険料率の改定は一々主務大臣の認可を受くるを要し市中金利の如く財界の情勢に應じ容易に上下し得べき性質のものに非ずして若し之を改定するとせば比較的長期間に亘り實行し得べき適當なる程度に定めざる可らざれば當分財界の成行を觀たる上徐に何等かの具體的調査に着手せんとの意嚮を有するか如く而して現在各社に於ける實際の營業費は第一回收入保険料に對する八割乃至十割を占め戦前約五割見當なりしに比し實に約二倍を示せり是れ最近新契約を多く獲得する會社が割合に利益を計上し能はざる所以也、然れども既に根底を造り上げたる會社としては附加保険料の割合物價騰貴に因り其比率を低下せし理なりと雖も保險契約金額は經濟界膨脹と共に増加するが故に附加保険料も亦増加し且契約増加に正比例して營業費を要するものに非ざれば營業執行方法如何に依り今日の狀態を以て凌ぎ得ざるにも非ず尤も相當の契約又は積立金を有せざる會社は頗る苦境に在るものゝ如しと

〔七・二四、時事〕 保險感冒影響 支拂六百六十萬圓 生命保險會社協會にては昨冬來暴威を逞うしたりし流行性感冒に依りて受けたる影響程度を調査中なりしが昨今殆んど完成の域に達したる由にて其大要を聞くに去る四月末日迄に實際支拂はれたるものゝみにて九千八百七十三件の契約件數に對し六百六十五萬七百四十七圓に達し之を府縣別にすれば東京府下の六百二十二件五十九萬三千一百一圓を最高とすれ共契約總額に比較する

時は大阪府下の六百十六件五十三萬六千七百八十圓を最高とし金額別にすれば百圓以下五百二十三件五萬一千七百十四圓、五百圓以下四千四百二十五件二百二十萬四千三百三圓、一千圓以下二千二百六十一件二百二十六萬四千六百八十圓、一萬圓以下十九件十七萬八千圓、二萬圓以下四件七百四十四圓にして金額に於ては一千圓級、件數に於ては五百圓級に於て多くの被害を蒙り又年齢別にすれば二十五歳以上三十歳以下一千五百二十八件百六萬二千二百三十九圓、三十歳以上三十五歳以下一千七百六十三件百二十六萬一千三百五十四圓、三十五歳以上四十歳以下一千六百五十二件、百十九萬八千五百六圓にして件數金額共に三十歳乃至三十五歳の者最も多く更らに經過年數別にすれば一ヶ年未滿千九百六十七件百五十九萬九千二百三十三圓、二ヶ年未滿一千三百三十三件、百萬七千二百三圓、三年未滿七百六十二件、五十七萬六千圓、四年未滿五百九十二件、四十八萬二千八百圓、五年未滿七百三十件四十八萬三千六百六十圓、十年未滿三百三十三件二十二萬二千六百九十六圓、二十年未滿九十九件三萬三千四百圓、三十年未滿七件五千三百圓、三十年以上を經過したものは僅かに七萬三千六百圓に過ぎずして當業者の最も警戒を加へつゝある早期死亡最高を占め年を重ねるに従つて減少を示せる狀態なれば其打撃は本數字以外に亘りて莫大なる可しと觀測さる

【備考】 協會流感死亡調査報告 (230) 参照

〔八・六、時事〕 火災保險發起頻出 一昨秋現聯合火災保險協會設立以前に於ける我火災保險界は極端なる競争時代にして所謂一流會社にても經營容易ならず二、三流會社及び新設會社は何れも缺損に繼ぐに缺損を

以てする狀態なりし爲め新設會社の如きは殆んど發企せられざりしが時局の進展は多くの當業者の副業なる海上保險業に多大の収益を得せしめたと共に料率協定の結果として其收入保険料を増加し昨年來各社共相當の

配當を爲し得るに到らしめれば頃日火災保險會社の發起せらるるもの頻出し現に發起認可申請中のもの八社に及び残らず成立する時は既に設立手續中のもの(太平火災海上)一社と既存三十八社を加へて四十七社となる可く現に外國會社の多數を包容する市場は當業者の覺悟如何に依りては何等の影響なかるべきも現状の儘にては多少の過多を氣遣はるゝが如し今發起會社を列舉せば左の如し

社名	營業種類	資本金	本社地	發企人
中 央	火災、海上	二百五十萬圓	神 戶	三宅利平 外七名
東 神	火 災	二百萬圓	東 京	根岸銀次郎 外七名
千代田再	火災、海上	二百萬圓	同	門野幾之進 外七名
富 士	火災、再	百五十萬圓	同	宇都宮金之丞 外七名
永 樂	火災、海上	三百萬圓	同	池上伸三郎 外十九名
共 濟	火災、海上	五百萬圓	同	菅原通教 外九名
新日本	火災、海上	五百萬圓	神 戶	鈴木米 外六名
大 北	火 災	二百萬圓	北海道	小藤幸一郎 外五十三名

(232)

上半期ノ業績ニ就テ

〔八・七、中外商業〕保險契約激増 收支状態は不良 本年七月末迄に於ける全國生命保險會社の新契約高は未だ全部の報告なき爲め其計數を知る能はざれど當業の主要顧客たる農家が米價及生糸價格の昂騰其他各種副産物の好況に伴ひ金融益々潤澤なる爲め保險契約も亦増加一方にして本年一月以降新契約累計を前年同期に比較すれば約五割の増加を示せるのみならず解約率も大に減少し今や特に其現在契約總額二十億を突破せんとするの形勢に在りて實に空前の盛況を呈せり然れども昨秋以來本年四月末迄各地に蔓延せし流行感冒に基因する死亡者に對して支拂ひたる保險金は六百六十五萬七千四百七十七圓に達し且つ近時殆んど底止する所を知らざる

諸物價騰貴に伴ひ經費は益々増嵩一方なれば多額の積立金を擁し其資産運用に因る利益を以て經費を支辨し得る實力を有する會社は此趨勢に對抗し得れど新契約に對する收入保險料の利益に依り經費を支辨せざる可らざるが如き會社は經營上甚だ困難を感じつゝあり要するに新契約の状態は極めて好況なるも各社の收支計算は前期より不成績を示す可き模様也

(233)

國際労働會本會

(234)

協會死亡調査報告

〔九・二八、中外商業〕保險専門家決議 労働會議問題 國際労働會議の問題中に強制失業保險の一項あり又労働保險女子妊娠保險等も自然論議に上るべきに今日まで使節顧問の選定中に此考慮なきが如くなるを以て或は國辱を招くの恐れあり之を等閑視するに忍びずとて保險専門家の團體たる日本アクチュアリー會は一行中に保險専門家を加へんことを當局者に勸奨すべく決議し會長栗津博士よりしてそれ〴〵當局に交渉を開けりと

〔九・三〇、會報〕流行性感胃死亡調査 曩に本協會に於て内國生命保險會社全體の昨秋來實驗したる流行性感胃死亡數を調査することゝしたりしが本年春期漸く終熄の模様あるを認め四月末までに各會社に於て受付けたるものを以て打切りとし調査七月に至り左の調査報告を公にしたり

死亡地方別統計

地方	件數		金額	
	件數	金額	件數	金額
北海道	四五六	三三六、四〇六	六一六	五三六、七八〇
東 京	六二二	五九三、一〇一	一八二	一三三、四一〇
神 戶	五五八	三七四、九〇三	四九一	三五四、六五〇
大 阪				
神 奈 川				
兵 庫				
大 正 八 年				二四七

〔二〇・二、中外商業〕 保險専門家派遣多分實現せん 國際労働會議には失業保險等保險の専門的知識を必要とする諸問題あれば同地に派遣す可き委員には保險専門家を顧問として随伴せしむるの必要ありとし粟津博士を會長とせる日本アクトチュアリー會は政府に向つて運動中なるは既報の如くなるが其後粟津博士は農商務

大正八年

二四九

死亡年月別統計		保險金額別統計	
死亡年月	件數	件數	金額
大正七年九月マテ	五四	百圓以下	五二三
十月	五九三	百圓以上	五、七一四
十一月	四、八八六	貳百圓	六二四
十二月	一、五二一	參百圓	一、三二八
大正八年一月	八九三	五百圓	四、四二五
計		八百圓	一、六四
		壹千圓	二、二六一
		壹千五百圓	一〇六
		計	一四八、二〇〇

死亡年月別統計		保險金額別統計	
死亡年月	件數	件數	金額
大正八年二月	一、〇八七	貳千圓	二五九
三月	七二四	參千圓	九八
四月	一一五	五千圓	六二
計	九、八七三	壹萬圓	一九
		貳萬圓	四
		計	九、八七三

【契約後經過年數別統計、男女死亡年齡別統計省略】

第一編 一般資料

地名	件數	金額
長崎	九四	六一、一〇〇
新潟	三一三	一七八、五〇〇
埼玉	一一四	七八、八〇〇
群馬	一三一	八〇、二五〇
千葉	一四五	九四、九五〇
茨城	九六	六三、七五〇
栃木	八八	五八、六〇〇
奈良	一三二	八二、三二四
三重	二四八	一三一、三八〇
愛知	四二九	二四五、九九五
静岡	二〇七	一二二、三〇〇
山梨	五七	三二、五四六
滋賀	二二七	一三八、七五〇
岐阜	二九七	一五八、八一〇
長野	三四九	二〇〇、五〇〇
宮城	九三	五一、七〇〇
福島	一三六	八〇、九〇〇
岩手	一一七	七〇、七〇〇
青森	七一	五〇、二〇〇
山形	一一七	六八、三〇〇
秋田	一〇八	七〇、七〇〇
石川	二七二	一五五、一〇〇
福井	二一〇	一〇九、九二〇
計		

地名	件數	金額
富山	二九三	一五〇、七〇〇
島根	一〇一	七八、六〇〇
鳥取	七二	四〇、二三六
岡山	一九一	一二三、一五〇
廣島	二九八	二一九、〇〇〇
山口	一四二	八三、一〇〇
和歌山	一九一	一〇七、三五〇
徳島	一一一	六六、三〇〇
香川	八九	四九、九〇〇
愛媛	一二〇	八七、二五〇
高知	七八	五九、三〇〇
福岡	二五一	一八六、七三六
大分	一六三	九四、四五〇
佐賀	一五一	七二、四〇〇
熊本	一一〇	七一、七五〇
熊谷	三七	一八、三〇〇
宮崎	一一八	九七、九〇〇
鹿児島	一〇	一二、八〇〇
沖縄	八二	六三、四五〇
臺灣	八	四、八〇〇
朝鮮	一六八	一四八、八五〇
計	九、八七三	六、六五〇、七四七

省に四條局長を訪問し此旨を具陳せしに同局長も并は相當の理由ありと認むるを以て一應審議す可きに依り兎も角適當の人物を推薦せられ度しとの相談を受けたれば同博士は保險學者にして教授たる法學博士森莊三郎氏を推薦したり尙鎌田、武藤兩氏にも諮りたる所大に賛成なる旨を表明せりと云へり假に森博士が帝大教授たる故を以て派遣不可能の場合ありとするも兎も角も保險專家を顧問中に加へて派遣する一事は多分實現せらる可き模様なりと

(236)

勞働會議
ト保險
(栗津博
士談)

〔二〇・二、中外商業〕勞働會議と保險 栗津博士談 國際勞働會議に保險專家を派遣するの必要に關し栗津博士は大要左の如く語れり

國際勞働會議の問題中に強制失業保險なる一項あり是れ蓋し勞働問題中最も重要な點にして多數勞働者が社會的及經濟的變動を受け一朝解雇せられたる場合相當の貯蓄なき者は忽ち衣食に窮す可し然も此場合勞働の紹介又は一時的救助としての相當の方法なきに非ずと雖も多數勞働者全般に之を及すが如きは到底不可能なる而已ならず斯る方法は徹底的に其効果を擧ぐる可き絶對的に不可能也、而して之が根本的政府の方策として保險に據る外良法無きが如し、今や失業保險は勞働保險中主要部分として認めらるゝに至れり、而して獨逸流派の勞働保險は其端を今を去る四五十年前に發し當時の社會状態は今日と趣を異にせしに依り該保險も勞働者の疾病、傷害、老衰、廢疾等を主要なるものとして實行せしが最近に至りて勞働保險は寧ろ失業保險に重きを置くに至れり現にロイドデヨーデ氏に依つて創始せられし英國の國民勞働保險を見るも先第一に失業保險を實行せり又米國に於て目下計畫中なる勞働保險中にも失業保險を加へざる可らずとの議論最近に至りて最も旺盛なり、即ち失業保險は勞働者が一定の職業に従事して賃銀を收得しつゝある間に其收入の一

(237)

海上保險
ト船會社
ト提携

(238)

官民合同
ノ勞働保
險調査

部を割きて保險料に充て備主も保險料の若干を分擔し場合に依りては國家も亦之が分擔に任じ茲に大資金を蒐集し失業勞働者を救濟するに在り其方法は勞働者の自覺に求めて勞働團體を組織し以て任意加入の方法を採るも可ならん、又之を強制的に實行せしむるも可なり失業保險の外女子勞働者が男子と異なる點は妊娠の一事に在れば勞働會議に於て之を如何にす可きかの問題起る場合には之に對して妊娠保險の方法あり要するに該會議に於て此等の事項か議せらるゝ場合は孰れも精緻なる専門的知識を要し保險專家の参加なくんば其使命を全ふすること甚だ困難なる可きを憂慮し保險學者の團體たる日本アクチュアリー會に於て専門家の参加の決議を爲して之を實現せんが爲め當局に運動しつゝあるものにて保險會社の運動に非ず純然たる學者の運動なれば其點は誤解なきやう希望する次第なり

【備考】 國際勞働會議へ保險顧問差加フ建議(1906) 参照

〔二〇・三、大阪毎日〕汽船と保險提携 從來東京海上保險は日本郵船を後援とし大阪海上は大阪商船を背景とし神戸海上保險は社外船を主とし營業し來りたるが最近に至り三井系は大正火災海上を三菱は三菱海上を新に組織せる外郵船は更に保險部を獨立せしむべく扶桑海上を買收せんとし東洋汽船に於ては日本海上と提携すべく秋波を送りつゝある等海上保險界に於ては汽船會社との提携漸く増加の模様ありと

〔二〇・八、東京朝日〕勞働保險調査 官民合同組織 農商務省は時勢の進運に鑒み社會政策として勞働保險法制定の必要を認め九年度豫算案中に之れが調査經費を計上せるが右は二箇年繼續事業とし經費は一箇年約十萬圓餘を支出して官民合同の勞働保險調査委員會を設置し委員數は三十名内外政府側委員は農商務、逓信、

内務、大藏陸海軍等の各省及鐵道院等より任命し民間側は専門學者、商業會議所、工業俱樂部、鑛業會其他労働團體等より適當なる人を委員に加へ我國に最も適應する労働保險法案の作成に努むべく成案の上は政府は成る可く議會へ提案する手順なりと

(239)

森林火災
保險調査

〔一〇・二二、大阪毎日〕 森林火災保險調査 最近農商務省の調査に依れば内地森林は評價百二十億圓の巨額に上り居れるも之に對する金融は頗る困難にして當業者の不便尠からず是れ森林は火災の虞ありて抵當權の目的とならざる爲なれば此點に關しては主務省の獎勵と相俟つて森林組合等の設立も漸次盛となり防火設備も次第に完備し來りたるも肝腎の森林火災保險の創始されざるため勸業、農工兩銀行等に於ても萬一の場合を慮りて抵當に取らざるより所謂寶の持腐れとなり居たるが農商務省にては之が缺陷を補ふべく森林火災保險の必要を認め既に保險率其他根本的調査に着手し一方東邦火災保險會社に於ても此點に着眼し愈々森林保險を開始すべしと云ふ元來森林保險は歐米に於ても獨り獨逸に於て實施しつゝあるに過ぎざるものにて森林事業の改良發達上緊要の事に屬するもコハ専門的に取扱ふの必要あるべくシカモ評價其他實際的に踏査する要多々あり實行に際しては幾多困難の點あるを以て之等の便宜上山林局と密接なる關係を生じ官營となすを以て最も便宜とすべく結局官營を以て森林保險事業を開始する事となるべしと(東京電話)

(240)

新契約激
増

〔一・五、中外商業〕 保險契約激増 利益却つて減少 本年に於ける生命保險は農產物其他副産物の價格騰貴に依り地方の景氣益々良好なると從來殆ど之を顧みざりし資産家階級に於ても最近米國流に取引銀行に對する信用擔保家族用遺産の目的及相続税の準備等の爲め大口契約を爲す傾向を生じたるを以て前年に比し契約件数は約三割見當の増加なるに拘らず新契約金額は約二倍を算し即ち前年末現在契約高十六億七千九百五十七萬九百四十四圓なりしもの今や實に二十億圓を突破するの盛況を呈せり従つて收入保險料の如き之に伴ふて増加せるが故に當業者は此資産運用に向つて種々苦心しつゝあれど戰後に於ける我事業界が如何なる成行を呈するかは此際種々に見定めかたき而已ならず大勢上各事業會社は漸次利益減少の兆候あれば成る可く此等株券の所有を避け多少の不利を忍び安全なる短期公債及社債に投資し若くは銀行預金と爲し置く傾向あるに依り最近に於ける各社の投資利廻は大體六分乃至七分見當にして豫定利率たる四分に對し僅かに二分乃至二分五厘の鞘あるに過ぎず然るに一方物價騰貴の影響に因る營業費の増加殊に最近保險醫師團より診察料値上を續々として要求し來り爲に第一回保險料の如きは不足を生ずるに至れり左れば新契約の増加と共に却て損失を増加し又本年四月頃迄の流行感冒に基因せる死亡仕拂金のみにて約五六百圓を算する有様なるを以て資産收益は別として單に本年度の營業利益の點より見る時は前年に比し著しく減少するならんと觀測せらる

(241)

簡保手
續人
改正

〔一・一五、東京朝日〕 簡保手續省略 遞信省は簡易生命保險規則中第十三條に左の但書を加ふる旨十五日の官報を以て公布すべしと
但し被保險者たるべき者が現役軍人又は召集中の軍人にして所屬長官の健康證明書を提出する時は之か手續を省略する事あるべし

【備考】 大正八年遞信省令第九十號ヲ以テ改正セル條項ナリ

(242)

〔一・二六、時事〕 保險界益旺盛 新設増資續出 時局中急激なる膨脹を遂げたる我經濟界は種々の成金

第一編 一般資料

的事業會社を出したるが體て反動的な不景氣時代を現出するは免れ難き事なりとし其準備として確實なる投資物を物色する者頗る多く其結果保險事業を計畫する者續出し去る十日發起認可を得て目下拂込中なる東神火災を除き現に主務省に對し登記認可申請中のものは左記十四社に上り尙計畫中にて不日申請の運びに至る可きものも二三を數へらるゝ模様なり

名	稱	資本金	申請者
大日本火災海上再保	保	五百萬圓	山口吉郎兵衛
千代田火災海上再保	保	五百萬圓	門野幾之進
片倉生命	命	五十萬圓	片倉兼太郎
富士火災	災	百萬圓	宇都宮金之丞
大北火災	災	四百萬圓	小熊幸一郎
中央火災海上	上	五百萬圓	三宅利平
永樂火災海上	上	五百萬圓	池上仲三郎
共濟火災海上	上	五百萬圓	菅原通敬
新日本火災海上	上	五百萬圓	柳原義光
神國海上火災	災	三百萬圓	岸本源太郎
護國火災	災	二百萬圓	渡邊祐作
國民火災	災	五百萬圓	藤山雷太
仁壽火災	災	五百萬圓	下郷雷平
東亞海上火災	災	一千萬圓	久米良作

而して各既設會社に於ても海外發展業務擴張其他の必要に依りて増資計畫を爲すもの多く當局者又一般經濟界發の達に伴ふ可き必要上寧ろ是を獎勵しつゝあるが如く見受けられ現に新株公募中なる帝國火災を始めとし認

可申請中なるものに日本、共同の兩火災あり東京海上火災及横濱火災は時機の問題に過ぎず千代田火災も亦倍額増資を敢行せんとする内議あるか如しと云ふ

〔二二・九、大阪毎日〕生命保險合同促進

保險經營難

最近物價暴騰の影響を受け生命保險會社經營費著

しく嵩みたるに拘らず肝腎の保險料率は保險約款上引上ぐる事を得ず縱令此際料率を引上ぐることも今後の新契約の分より爲さざる可らず斯くては其引上の適用を受くる範圍頗る少く引上の效果微弱なる事とて何れも新規契約に對する料率引上げを躊躇し徒らに經營難を啣ち居れるものゝ如し殊に従前に於て經營難を訴へたる保險會社は保險契約高三千萬圓以下のものに限られ其れ以上のものは收支計算に於て相當の利益を擧げたりしに最近營業費の膨脹甚しきため今や七八千萬圓の保險契約高を有する保險會社に於てさへ漸く經營難を訴ふるもの少からざるに至れり

合併促進、近時銀行其他諸會社の増資乃至擴張熱旺盛なる外同一保險會社に屬するものもありても東京、大阪、帝國、日本等の諸海上保險會社が増資を實行したるに引續き最近に至りては共同、日本、帝國等の各火災保險會社も増資したる間にありて獨り生命保險會社のみは増資を實行したるもの殆どなく又合同したるものも曩に有隣生命、博濟生命等二三あるのみなるが最近漸く經營難につれ漸く生命保險會社の合同を促進せしめんとする模様あり鈴木系統に屬する愛國及び大正兩生命保險の合同談を初め生命保險界の合同漸く増加せんとする模様ありと

〔二二・一二、中外商業〕

保險資産運用 銀行領金に集中

生命保險は一般財界の好調に伴ひ新契約益々増加

し本年一月以降九月迄に四億四千三百餘萬圓を算し同月末現在契約總額は實に二十億三千二百二十七萬四千圓に達するの盛況を呈し従つて其収入保険料は七百八十九萬六千三百圓、之を前年同期に比すれば二百七萬一千四十八圓の増加を示せり然るに最近諸物價昂騰に基因し營業費の増加甚だしきを以て成る可く資産運用に對し好利廻りとなる可き放資物件を選択し此難關を處せんと各社共苦慮しつゝあれど今や事業界は混沌として前途の見定め附かざるが故に此際事業會社の株券に投資するは大に危険性を有せり尤も特殊銀行の債券額にして七分乃至八分見當の利廻りとなる可きものに非ざるが最近の如く金利漸騰の傾向を辿るに於て勢ひ債券相場は低落を現し決算期に至り評價損を計上せざる可らざるの難問題あり去れば市場の相場表に現れざる確實なる工場財團及軌道財團等にて七分乃至八分見當の利廻りとなる投資物に對しては寧ろ進んで放資せんとする傾向あるも斯る適當の物件は極めて少數なるに依り已むを得ず銀行預金とし當分形勢を觀望せんとする會社多く従つて約三千萬圓見當の銀行預金昨今約五千萬圓以上に達するならんと

〔二二・一五、中外商業〕生命保險値上 實現頗る困難 生命保險附加保險料値上問題に對して諸物價昂騰の折柄主義として當業者均しく異議なき所なれど各會社附加保險料の一定し居らざる事及保險證券の内容に於ても利益配當、生存分配又は割増保險金を仕拂ふものある一方此方法を採らざるものもあり、且會社の新舊及其經營手腕如何に依り資産の内容を異にし既に安固なる基礎を建設して相當の資本配當を行ひたる上契約者に對し巨額の利益配當を爲し居る會社の如きは全然之が増加の必要を認めざるものあり又中流會社にして其必要を認むるものありとするも其程度を夫々異にするを以て茲に全國會社を通じて總括的に決定せんとするは極めて困難なる問題なり況んや事業の性質上自己の會社に加入するを最も安全にして且つ利益なりと謂ふが如き印刷

〔二二・一九、中外商業〕保險同交會例會 志田博士講演 保險同交會は十八日午後六時より木挽町萬安樓に於て第百十五回例會を開き生命火災及海上保險會社より會員四十餘名出席當番幹事の挨拶に次ぎ法學博士志田錮太郎氏は大要左の如き講演を爲し終つて宴會に移り各自歡を盡して九時過ぎ散會せり

講演の概要

歐洲大戰後社會的軍事的及經濟的に世界の改造説頗る熾烈となり、米國大統領ウヰルソン氏は先づ國際聯盟を以て世界的改造を企て今や其外形のみ稍々成りたるが如きも之を各國家に就き將又各個人に就て見るに其大目的を達成す可き素質を有せず而して我國に於ても歐米各國と同様今や勞資問題頗る喧しきが彼等の主張する所を仔細に點檢せんか孰れも不徹底にして到底之に依て改造などは期待し難きが如し更に之を我保險事業に覗ふも常に改造を叫び乍ら其改造の實現せられざるもの頗る多し余は曾て保險の定義に關し損害説の誤謬を指摘し入用説を説き之が反省を促したりき既に獨逸に於ては入用説一般に行はれ損害説を唱ふる者無く又英國に於ても生命保險は損害填補の契約に非ずして金額支拂の契約なりと認めらるゝに至り、然るに獨り我國のみ生命保險に迄損害説を以て説明し居るが如きは頗る奇異の感に堪へず蓋し總ての保險は海上保險の理論を應用して發達せるものなるが故に生命保險の如きも保險金を支拂ふを以て損害なる觀念を抱けるな

らんが保険の支拂金は損害を主眼とするに非ずして財産の入用なるものを主眼とし偶々財産の入用額が損害額と符合し且つ符合せざる可らざる制度となり居るに依り損害説を引用せざる可らざるなり、然るに生命保険の如き亦齊しく財産の入用を主眼とし居れど其財産の入用額が各自の任意に定むるを得るものにして決して生命の價值と何等關係を有するものに非ず故に入用説を以て説明すれば損害保険及生命保険共統一的且つ根本的に説明するを得べく而かも兩者の區別極めて明瞭となる可し加之我商法の如き生命保険と損害保険と對立せしめ別個の制度と認め居るを充分に説明する事を得べきなり、かゝる極めて簡明なる理論を了解せざるに於ては到底改造を口にするの資格なき者と謂はざる可らず之に依つて見るも改造論實現の日は甚だ遼遠なるが如し要するに事物の改造は各自に於ける眞の自覺に待つに非ずんば其實現は困難なるべし

〔二・二二、東京朝日〕 逓信事業 野田選相談

逓信省所管事項の八年度概況に就き野田選相談は左の如く發表せり

野田選相談ノ保險事業談

【電氣事業、貯金事業省略】
 保險事業 次に簡易生命保險は社會政策的施設の一端として能く時代の要求に適合し創業以來無比良好なる成績を挙げ大正八年十一月末迄於ける契約締結總數實に百七十七萬一千二百七十二件を算し人口千人に對する割合約三十八件に當れり而かも新契約の増進は毎日平均一千件以上に達しつゝありて山間避險の地と雖も簡易保險の加入者を見ざるなきの盛況を呈しつゝあり契約の増加是の如きを以て積立金も亦連年増嵩を來し大正八年度に於ては實に四百三十六萬餘圓に達せり本積立金は保險契約者に對し還附金の範圍内に於て貸付を爲すの外主として社會政策的事業に放資し以て簡易保險創設の目的を完くせんことを企て曩に運用委員會の決議を経現

下最も喫緊の問題として一般に論議せられつゝある物價調節の一端に資するが爲め住宅簡易食堂及小賣市場の施設に對し地方自治團體又は營利を目的とせざる法人若くは組合に貸付くる事とし現に内三百餘萬圓は既に貸出を開始せり翻つて民間貯蓄保險事業の發達狀況を見るに戰亂勃發當時一億六千三百萬圓に過ぎざりし銀行貯蓄預金は最近に至り四億九千萬圓の多きに達し大正三年末に比し三億二千七百萬圓即ち約二十割の増加を見るに至れり次に生命保險事業も亦異常なる國民經濟力の膨脹に伴ひ頗る良好なる成績を挙げ最近に於ける現在高二十億三千二百二十七萬餘圓に達するの盛況を呈しつゝあり然れども之を英米其他諸國の實況に比するときは尙未だ遺憾とする點尠からず

國際労働會議へ保險顧問差加ヲ建議

〔二・二五、協會會報〕 國際労働會議へ保險顧問差加ヲ建議

○日本アクチュアリー會 同會は九月二十六日例會を開き別項記載の萬國共通記號譯字を決定し次で労働會議に保險顧問を加へんことを建議する件を可決し同月二十九日會長栗津清亮氏より左の書面を農商務大臣に提出し建議の實行に努めたるも人選其他間に合はざりしは頗る遺憾とする所なり又十月の例會は同月二十八日開會席上龜田博士の社會保險の數理に關する講演あり十一月の例會は二十五日開會當日は毎年一回の定時總會を兼ね萬安樓に於て宴會を開きたり

建議

拜啓益々御清健奉賀候陳者今回萬國労働會議へ官民の代表者御派遣に付御配慮の段感謝に堪えざる次第に御座候然處同會議の問題中に強制失業保險と題する一節有之右は労働問題中の重要な事項にして其研究討議には保險に屬する専門知識を必要と心得候に付差出がましき儀には御座候へども代表者一行中に相當なる保

第一編 一般資料

險専門家を是非共御差加への事を御勧め申上ぐべく今回本會に於て決議致候間既に御心付の御事とも存じ候へ共會員一同の邦國を思ふ微衷より敢て申上候段御諒恕の上御配慮の程希望に不堪候謹言

〔二・三、中外商業〕 疾病保險制度調査

内務省保健衛生調査會にては曩に同會に於て前水野内相當時建議したる疾病保險制度調査に關しては爾來調査中なるが該保健制度は社會政策上必要なるのみならず國民保健衛生上極めて緊要の制度なるを以て右調査完結の上は該機關を設置せらるべしと

〔二・二、中外商業〕 疾病保險制度調査
内務省保健衛生調査會にては曩に同會に於て前水野内相當時建議したる疾病保險制度調査に關しては爾來調査中なるが該保健制度は社會政策上必要なるのみならず國民保健衛生上極めて緊要の制度なるを以て右調査完結の上は該機關を設置せらるべしと

大正九年

〔一・五、中外商業〕 保險業の趨勢

法學博士 栗津清亮氏談

凡そ保險思想の發達せざりし時代に於ては

主として勸誘の力に依りて其效を奏し、時の經濟狀態如何は多く關係を有せざりき然るに近年各種保險は經濟的要素たるを認識せられ富を爲す可き後援者としては先づ生命保險及傷害保險の必要缺く可らざるを自覺し又其得たる富を保全する爲には亦火災保險及海上保險の必要普く認められ殆ど漏れなく利用せられ居るが故に一般經濟界の盛衰は保險事業を支配するに至れり然らば本年の保險事業如何を觀測するに當りては一般財界の趨勢如何を見るを先決問題とす、而して一般財界の趨向は茲に輕々斷定を下す能はざる各種複雑なる事情の存し或は吾人の觀測が全然觀測違ひとなるやも知り難きも強いて之を言へば大體樂觀說なり、何となれば歐洲大戰の影響を受け著しく増大したる我富力は大勢に於て退歩す可き原因の存せざるを思ふと共に歐洲交戰國に於ける生産能力亦容易に恢復する兆候なきを以て我國民が一方常に悲觀的態度を待し警戒を加へて進むに於て却て一層經濟上有利の地位に立ち得可く其間労働問題とか或は新設會社簇出の結果として株式相場の低落を現す事あるやも計られざるも此場合我保險事業は其波瀾に依る影響を受くること比較的輕微ならん而も生命保險は貯蓄の分子を含む事甚だ多く即ち貯蓄の發達に伴ふて増進し又火災保險は建築物及物資の價格騰貴に並行するが故に之に伴ふて益々増加す可く尙海上保險の如きは海運及貿易業の盛衰と直接關係を有するを以て之等が不振

に陥りたる場合に連れて不況に陥るを當然とするも我國の海上保険業は其収入の五割以上極端に云へば七割見當迄外國保險會社に再保險に附し居れば若し全體の收入減少するに於て之を加減するの餘地を存するに依り是亦左まで悲觀の必要なし更に傷害保險は勞働保險と密接の關係を有し假に國家が勞働保險を行ひ勞働者の傷害を救濟するに至らんか民間の傷害保險は稍上級者を勧誘する方法あり既に勞働者すら此保險を利用し世に處する者多き今日稍知識の進歩せる階級者に於ては一層之を理解し利用するに至る可きは疑ひを容れず故に是れ亦悲觀は無用なるべし只物價騰貴甚だしき爲人間を唯一つの機關とする此事業の如き給料及手當の増加を爲すに甚だ苦み且つ多數の印刷物を使用するが故に印刷費の騰貴等は斯業に對する甚大の阻碍たり今や生命保險事業に於て附加保險料の値上問題さへ起るの事情に在れば契約増進の割合に其利益を擧ぐる事或は困難ならんか

〔二・一六、中外商業〕海保利益の減退 各務錄吉氏談 海上保險事業が戰後に於て必ずや惡影響を受く可

しとは當業者の豫期せし所なり然るに我國に於ける船價が戰時中七八百圓見當より三四五圓見當に低落せるに反し英國の如きは戰時中一噸二十磅乃至二十五磅なりしもの却て三十磅乃至三十五磅見當に騰貴し一方歐洲各國が戰時工業に全力を集中したる結果食料品其他一般日用必需品の缺乏を告げ且つ米國が未曾有の好景氣を呈せる關係等より諸物價世界的に騰貴し従つて世界の海上保險會社數が戰前に比し約五倍以上に達せるに拘らず尙各社共相當の契約を獲得するを得たり併し乍ら收入保險料の要素たりし戰時保險の消滅に依り其收入保險料は著しく減退を示せり斯て大正八年度は經過せるも偕大正九年度の斯業は如何既に一般物價及船價も先づ此邊を絶頂と見るを至當とし又一時米國は交戰國に對し巨額の正貨及物資を供給したるも最早交戰國に於ける財政の關係上無限なる供給を繼續する能はざる事情に在るが故に從來の如く物資の移動旺盛ならざる可く而

も海上保險會社數が戰前の五倍以上に達し供給過多の現象を來し其結果同業者の競争熾烈となり自然料率の低落を招き若くは契約の條件擴張せらるゝと謂ふが如き種々の原因に因つて大正九年度は前年より更に收入の減少を豫期せざる可らず一方海運業が過去の如く旺盛ならざる爲め勢ひ一定の航路を繼續するを得ずして新規航路を開拓せんとする傾向あり、是れ海上保險事業より見る時は著しき危険の増加なり又船舶及一般貨物の低落は一度び海難を惹起せる場合、損害を一層大ならしむるに至る可く殊に戰後の特徴としては積荷に對する盜難の増加なるが保險會社は契約の際盜難をも引受け居るを以て是亦看過し得ざる悲觀材料なり彼是れ各方面より觀察せば我海上保險業は今年中は勿論此後四五ヶ年は寧ろ悲觀時代ならんか

〔二・三一、東京日々〕簡易保險局新設 從來逓信省爲替貯金局に於て取扱ひつゝありたる簡易生命保險は事業の發達に伴ひ事務の處理上一局を設置するの便宜なるを認め九年度豫算に五千二百八十八圓の經費を要求し簡易保險局を新設する筈

〔二・一、中外商業〕疑問多き所得稅法案の批判 清水文之輔氏談

第一法人所得に就き株式會社と合資會社の區別を廢せる事及源泉課稅を末流課稅に改定せるが如きは公平なる見地より當を得たるものと認めらる、然るに其變體として超過所得と留保所得に對し課稅する事となれるが開は生命保險の如き資本金の僅かなるに拘らず社内に保留する資金比較的多額なるものに對して甚だ大なる影響あり何となれば保險會社の資本は其實際に於て擔保資本にして運用資本に非ざるが故に利益は責任準備金の利

用より主として生まれ如何に利益少額なる會社と雖も資本金に對する利廻りは三割乃至五割に相當し居り、然るに改正法の超過税は資本金に對し年八分以上を超過せる場合超過所得と見做すものなれば即ち最高の超過率を課せらるゝ結果を生じ保險會社は其根底より基礎を破壊せらる可し此超過所得は當局者の言明せるが如く戰時利得税の變體にして戰時過當利益を得たるものに課税するを目的とせり然るに生命保險の如きは戰時及戰後に於て物價昂騰に因り經費は異常の膨脹を來し而も收入保險料は料率を公定せられ引上不可能の状態に在りて頗る不利の影響を受けたれど有利なる影響は毫も受け居らざるに非ずや之に向つて其高率の超過率を課するが如き全然法の精神に背反するものなるを以て生命保險の如き特殊關係を有する法人に關しては特別の取扱を法の運用上に設けられんことを希望す、又第二種所得の中に定期預金の利息を加へたるは刻下我國情の下に大に考慮を要する事項なり何となれば定期預金は實際上貯蓄と見るを至當とし、即ち將來の資金を生み出す源流なるを以て國家は之が獎勵に全力を注がざる可らず既に曆代の内閣が勤儉貯蓄の訓令を發したるもの蓋し茲に在らん去れば之を課税せんとするは貯蓄思想を阻害し延ひて生産の發達を抑制する結果となるが故に是れ正に經濟政策の矛盾と云はざる可らず更に第三種個人所得に於て累進率の範圍を擴張せるは大體に於て負擔力の公平を期し得るに依り別に異論なきが免稅點を現行五百圓を僅かに百圓引上げ六百圓に改定したるは物價騰貴に伴ふ生活程度より見て極めて姑息的改定にして寧ろ此際千二百圓見當に引上ぐるを適當とす可く尙此免稅點に就き吾人の希望を云へば生活の基礎を異にする獨身者と配偶者の區別を設くるの要あらん、次に改正法に依れば個人所得に對し配當所得と勤勞所得との綜合課税を爲す可き主義を採るに至りたるが其配當所得は資産より生ずる所得にして勤勞所得とは全然性質を異にし學理に於ても且つ各國の立法例に徴するも資産所得を重くし勤勞所得を軽くする事を原則とせり故に之を綜合して均一の課税を爲すが如きは公平の趣旨に背反するに依り

主義を廢して各別主義を採用せられん事を希望する次第なり

陳情書

今期議會ニ提出セラレタル所得税法改正法律案ニ依レハ所得稅負擔ノ上ニ甚大ナル激變ヲ來ス次第ニ付之ニ關シ修正ヲ希望スル事項少ナカラス候得共他方面ノ意見ト重複スルコトヲ避ケ生命保險業者トシテ是非共希望致シ度キ事項別紙ニ開陳シ御明鑑ヲ仰キ度此段陳情仕候也

大正九年二月五日

東京市麴町區有樂町一丁目一番地 社團法人生命保險會社協會

理事會々長 福原 有 信

大藏大臣 男爵高橋是清閣下

一 第四條第一項但書ヲ削除スルコト

生命保險事業ノ現況ハ其會社ノ株式組織ナルト相互組織ナルトヲ問ハス主トシテ利益分配附ノ契約ヲ爲シ居ルカ故ニ會社ノ利益又ハ剩餘ノ中ニハ其性質會社ノ所得ニアラサルモノヲ包含スルヲ常トス然ルニ法案第四條第一項但書ニ保險會社ノ所得ハ各事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ニ依ルトアルカ故ニ苟モ利益又ハ剩餘トシテ現ハルル金額ハ之ヲ會社ノ所得トスルカノ疑ヲ生スルコトナル依テ同條第一項但書ヲ削除シ生命保險會社ノ總益金ト總損金ノ詳細ノ計算ニ付テハ本法ノ施行規則ニ於テ規定スルコトニ改メラレタシ

一 第四條第二項ヲ左ノ通り改ムルコト

前項ノ場合ニ於テ總益金中第二種ノ所得アルトキハ之ヲ控除ス

第二種所得ノ源泉タル公債社債ノ如キハ資産利用方法中ノ確實ナルモノトシテ生命保險會社ニ於テ之ヲ所有

大正九年

スルコトハ誠ニ望マシキ所ナレトモ其利息ニ對シ第二種所得稅ヲ課シタル上ニ尙ホ超過所得稅留保所得稅ヲ課セラルトキハ其實收利率著シク減少スルコトナルヲ以テ生命保險會社ノ如キハ公債社債ノ類ニ投資スルコト能ハサルニ至ル虞甚多シ依テ法案第四條第二項中ヲ修正シ「總益金中第二種所得アルトキハ之ヲ除クス」ト改メラレタシ

一第十七條第四號ニ「并ニ生命保險契約配當金」ヲ加フルコト

生命保險ハ貯蓄ノ一種ニシテ利益分配附契約ハ其性質產業組合ニ同シ其所謂利益金又ハ剩餘金ノ分配ハ零碎ナル過拂保險料ノ返還ニ外ナラス且其支拂ハ一會社ニシテ少クモ數萬人多キハ數十萬人ニ對シ極メテ微細ナル拂戻ヲ爲スモノナレハ之ヲ第三種所得ニ加フルコトハ誠ニ煩雜ニ堪エサル所ナレハ第十七條第四號ニ「生命保險契約配當金」ヲ追加セラレタシ

一第十四條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フルコト

生命保險ノ保險料トシテ支出シタル金額ハ所得ノ十分ノ一ヲ限り之ヲ所得ヨリ控除ス

生命保險カ各人ノ生活ヲ安定ニシ多數人ノ幸福ヲ増進スル制度ニシテ之ヲ獎勵スル必要アルコトハ識者ヲ俟タスシテ明ナル所ナレハ戶主家族ノ生命保險ノ保險料トシテ支出シタル金額ハ所得ノ十分ノ一ヲ限り之ヲ所得金額ヨリ控除スルコトセラレタシ

(255)

所得稅法
修正ヲ協
會希望

〔二・五、東京朝日〕 生命保險修正意見 新所得稅法案

生命保險業者は四日生命保險協會に集會して所得

稅改正法案に對する修正協議をなし、第一生命保險會社社長矢野恒太氏特別委員として大藏大臣を訪問し左

記修正の希望意見を述べたり

修正希望條項

【以下協會陳情書(256)ノ要旨ニ付省略ス】

(256)

本年ノ流
感影響ト
對策

〔二・五、中外商業〕 保險損失甚大 流行性感胃影響

流行性感胃發生の時期は前年に比し四ヶ月遅れにし

て而も其蔓延の區域が前年は殆んど全國的なりしに比し今年は一地方に止まり居れり併し乍ら此死亡率は區域狭少且つ發生時期の遅れ居る割合に高率を示し居れば保險會社の損害亦比較的大なるが如く尤も其死亡に依り保險金を保險會社に要求し來るは先づ死後二週間乃至二十日を経過せる時に在るを以て今日迄到着せる分は一月中旬頃のものに屬するが故に未だ正確なる數字を知る能はざるが大體一月末に約二百五十萬圓位の支拂を爲すものと豫測せられ若し此狀勢を以て昨年の如く三四月迄繼續するに於て或は前年同様七八百萬圓の損害を蒙るに至るやも計り難く然るに一方に於ては之が刺戟となり新契約は益々増加の傾向を呈し即ち新契約の増加に因り其損害も幾分緩和せられつゝあり而して之が對策に就き當業者は種々苦心焦慮し居れど未だ有效なる成案を得ざる爲此際成る可く大口契約を爲さざる方針を採り假りに契約するも保險金削減の條件を附すとか又は契約者の生活及職業狀態を精査する等消極的對策に出づる外なき有様なりと

〔二・二〇、時事〕 疾病保險法案

憲政會より提案

憲政會代議士武富時敏氏外七名は十九日左記法律案を

衆議院に提出せり

○疾病保險法案

○疾病保險特別會計法案

○工場法中改正法律案

右三案の内容は既報の如くなるが疾病保險法案提出理由左の如し

大正九年

二六七

(257)

憲政會疾
病保險法
案提案

現下の情状に鑑み國家的社會政策として強制的に疾病保險の制を樹立するは緊切の要務なりと認む之れ本提案の所以

海上保險續出 (258)

率出料
積上會社
低出料

〔三・二三、東京朝日〕海上保險續出 保險率暴落 海上保險は戰時中政府の再保險あり且戰時保險當時に屬するを以て各保險會社は船會社同様非常の利益を收得し殊に當時は主營會社九兼營六合計十五社に過ぎず船舶隻數及搭載貨物率に比し保險契約上競争をなす迄に至らざりしも其後休戰に伴ひ各國會社の支店及内地の新設會社の増加に加へ俄に保險率は低下し若し此の儘に放置する時は根底なき出來星會社は倒産の悲境に陥るのみならず殆ど際限なき暴落を來し一般的に設けられたる協定率さへ保つ能はざるに至らん、然して目下の保險會社數は三十八社なるも現在のみにても既に過剩なるに加へ目下其筋に申請中のもの八會社あるを以て漸次之等が許可さるゝ時は益海上保險界は亂調子を來し賃率の暴落を見るに至らんと尙申請中の八會社は左の如し

社名	資本金	新日本
千代田再火災	二百萬圓	五百萬圓
東都	二百萬圓	五百五十萬圓
大北	二百萬圓	二百萬圓
中央	二百五十萬圓	五百萬圓
合計		二千三百萬圓

火災保險續出 (259)

火保會社
續出ト合
同機運

〔三・二七、東京朝日〕火災保險續出 小會社合同機運 日本火災聯合會に屬する内國火災保險會社は現在三十七會社外國會社二十五會社の外、昨年一月より本年三月迄九社の新設會社創立され、尙目下其筋へ申請中のもの十五六社の多きに達せるが、右の既設會社中には勿論海上保險を經營せるものもあるも近來保險契約率に比し

會社過剩の傾向あり爲に新設會社の如きは頗る經營難に陥り稍もすれば協定率を破り低率にて契約する向あり一流會社は早くも此點に留意し【不明】國又は英國方面に支店又は出張所を開設し成る可く内地同業の競争を避け日本、横濱、東京海上、明治、大阪の五會社は已に外國に向つて活躍し居り、最近又共同火災は某國某社と連絡を取る計畫あり是と同時に英米兩國にても戰後我國に支店又は取扱所を設くるもの續出するを以て邦人經營會社にても既に前述の如く過剩に苦しみ居る際なれば寧ろ會社合同の必用ありとし二三會社は内々合同に關する計畫を進めつゝあり

〔四・二五、時事〕海保協會成立 三十日創立總會 歐洲大戰以來海運界の世界的活躍に連れて大好況を來したる結果多數の新設會社の設立を見るに至りし我海上保險界には未だ一定の商習慣成り立たしむるに至らずして各社個々の方法に依り各自の取引に諸種の不便あるのみならず實際上の事情に適せずと知りながらも倫敦習慣を採用せざるを得ざる場合あるに依り先般來主なる元受會社間に於て海上保險協會を設立して商習慣の統一を計らんとするの計畫ありしが既に定款草案の脱稿ありたるを以て來る三十日海上ビルヂング商會堂に於て創立總會を開催すべしと

生命保險協會歡迎 (261)

レングス
待一氏相

〔四・二九、時事〕生命保險協會歡迎 生命保險會社協會にては來る三十日午後三時より今回來遊米賓一行中なる紐育生命保險會社長ダーウキンビーキングスレー氏を招待してアフターマン・レセプションを行ふ由【備考】大正九年六月十五日發行生命保險會社會報第九卷第四號八八頁參照

海保協會成立 (260)

海保協會
設立ノ企

所得稅案
修正案
會修案
(262)

〔五・二一、東京朝日〕所得稅案協議 生命保險業者案 生命保險業者は今次の議會に提出せらるべき所得稅法案に對する研究を過日來續行し居たるが二十日に至り大體左記四箇條の希望修正案を内定したれば近く文書に作成して政府其他へ具申する由 【下略】

【以下、協會陳情書ハズ】要旨ニ付省略ス】

陳情書

所得稅法改正に關し當協會の意見別紙の通り陳情致し御明鑒を仰ぎ候 敬具

大正九年六月八日

社團法人生命保險會社協會

理事會會長 福原有信

內閣總理大臣

原

敬殿

大藏大臣

男爵

高橋

是清殿

農商務大臣

山本

達雄殿

所得稅法
改正案
見陳情
(263)

意見書

所得稅法改正に關する意見書

第四十二帝國議會に提出せられたる所得稅法改正法律案は會社の所得に對し過重の課稅を爲し株主の受くべき配當金を著しく減殺する上に更らに其株主に對し二重の重稅を課するを以て會社は苛稅を免れんか爲めに事業經營上必要なに拘らず拂込資本金の増加を敢てし依て流通資本を固定せしめ一般公衆は所得率減少の爲め會社事業に對し資金を投下することを嫌ふに至り其結果我邦産業の發達を阻害する虞あり殊に生命保險會社の如

き主として資金の利殖を圖るべき事業に對し障害を與ふること甚大なるものなれば該法律案は一時之を見合はせ後日の調査研究に讓られ度緊急必要なる財源は現行法の課稅率に相當の割増を加へ一時の急に應すべく便宜の措置を執らるゝ様切望の至に堪えず候

殊に生命保險會社としては少くとも左記事項に付き特に御考慮あらんことを希望致し候

一、生命保險契約に對する配當金は豫定を以て徵集したる保險料中支拂事由の發生したる保險金、事業費及び豫定の算法に依る責任準備金を差引き其剩餘となれる金額を拂戻するものなれば其性質過拂保險料の拂戻に過ぎざるを以て之を保險加入者の所得と謂ふへからず又假令豫定利率以上の利殖に因り得たる金額を配當することありとするも生命保險は廣き意味に於ける貯蓄の一種にして利益配當附保險は其性質恰も産業組合に同じきものなれば貯蓄預金又は産業組合貯金の利息と同一の取扱を受くること至當なるを以て生命保險契約に對する利益又は剩餘金の配當は之を保險加入者の所得の計算より控除することに定められんことを希望致し候

二、生命保險會社の資本金又は基金は創業當初に於ける支拂準備の爲めに之を要するに過ぎず從て其拂込金額は極めて小額にて足るのみならず其事業の擴大するに及んでも他の事業會社の如く拂込資本金又は基金を増加する必要なきのみならず相互會社に在ては積立金か一定の額に達したる場合には却て其基金を償却するに至るものなれば生命保險會社の事業の大き從て亦所得金額の大きは拂込資本金又は基金の額に比例するものにあらす相當發達したる生命保險會社に在ては其所得金額の拂込資本金又は基金に對する割合は他事業會社に比し著しく高率となるべきものなれば若し所得金額の拂込資本金又は基金に對する割合に依り課稅率を定むるか如き場合あらは之を他の會社と區別し所得の大きと事業の大きとの比例を保たしめんか爲め積立金中

大正九年

二七一

責任準備金の一定割合例へは其十分の一若くは二十分の一に相當する金額は之を責任準備金と看做すか又は生命保險會社に對しては特に低度の税率を定むる等相當考慮せられんことを希望致し候

三、生命保險は各人の生活を安固にし多數人の幸福を増進する制度にして社會政策上之を奨励する必要があること今更ら喋々するを要せざる所なれば戸主及家族の生命保險契約の保險料として支出したる金額は所得の十分の一に至るまでは之を所得金額より控除することに定めて以て國家が生命保險を奨励する所以を明にせられんことを希望致し候

四、第二種所得の源泉たる公債社債は保險會社の資産利用方法中の確實なるものなれば成るべく多く之を所有すること好ましき所なれども若し其利息に對し第二種所得税を課したる上に尙ほ會社の所得全體に付て所得税を課せらるゝ如きことあらは其實收利率著しく低下することとなり又會社にして公債社債の類を多額に所有するものは保險會社貯蓄銀行等利殖を目的とするものゝ外多く其例を見ざる所なれば此課税は僅に少數の會社に對し重大なる苦痛を感せしむるの偏重あるを以て會社の總益金中第二種所得税を課せられたるものあるときは其利息は之を總益金中より控除すること現行法の如くならしめられんことを希望致し候

五、所得税賦課の目的にて生命保險會社の利益金又は剩餘金を算出する場合には保險契約に對する配當金は實際其年度に於て拂渡すものと將來に積立て置くものとを問はず苟も會社が保險契約の規定に依り確定的義務として支出すべきものなるときは之を其年度の所得より控除することに大正七年中所得税法施行の際御省の御決定を得たる所に有之候乍併特に保險約款に確定的義務として利益配當を爲すべき明文を設けざるも生命保險業一般の趨勢に従ひ會社の利益金の幾分を保險契約に對し配當することあるべき了解を以て保險契約を締結することあり此場合の利益配當は商業道徳上の義務とも云ふべき支出となり其年度に於て之を拂渡す場

合と將來に積立て置く場合とを問はず事業經營上の必要支出に屬し且將來に於て拂渡すべく積立てたる場合には其積立の形式如何を問はず保險業法の規定に依り保險契約者又は保險金額を受取るべき者に於て其上に優先權を有し會社の自由に之を他の目的に使用することを得ざるものなれば保險契約に對し配當すべく決定したる金額は確定的義務に基づくと否とを問はず之を會社の所得より控除することに御決定相成り度く且又此の如き事柄は成るべく法律の明文を以て之を定めらるゝことを希望致し度く若し所得税法々々の御都合上現行法の如き條文を改めらるゝこと不可能なりとせば少くとも其施行令に明文を以て之を明かにせらるゝことを希望致し候

〔六・一二、東京朝日〕 保險業者の運動 所得税法改正に關し十一月午後大阪今橋四丁目日本生命樓上に

攝津海上 辰馬海上 神戸海上 日本海上 中外海上 大東海上 共保生命 日本共立生命 大同生命 福徳生命 日本生命 共同火災 豊國火災 日本動産火災 日本簡易火災 大阪海上火災 日清火災 日本海上 朝日火災 八千代火災 大北海上 太平洋海上各會社

の代表者集合し改正案は保險業の蒙る影響甚大なれば臨時議會開會と共に政府及貴衆兩院に陳情書を提出する事を一致決議し日本生命外七會社代表者を起草委員に擧げたり(大阪電話)

謹啓時下益々御清祥奉賀陳者所得税法改正案に關する關西保險業者の意見陳情書別紙の通り各大臣及貴衆兩院議長に提出致候につき一部供御高覽候右は國家の重大問題と被存候間何卒御賢慮の上御賛同を切望致候 敬具

大正九年六月廿九日

關西保險業者一同

大正九年

二七三

生命保險會社協會 理事會々長 福原有信殿

陳情書

所得稅改正案に關する關西保險業者の意見別紙の通り陳情致候也

大正九年六月廿四日

日本簡易火災保險株式會社社長、日本海上保險株式會社社長、日本共立生命保險株式會社社長、日本生命保險株式會社社長、日東海上火災保險株式會社社長、日清火災海上保險株式會社社長、豐國火災保險株式會社社長、中外海上保險株式會社社長、大坂海上火災保險株式會社社長、太平洋海上保險株式會社社長、大東海上保險株式會社社長、大同生命保險株式會社社長、大福海上火災保險株式會社社長、八千代海上保險株式會社社長、福徳生命保險株式會社社長、神戸海上運送火災保險株式會社社長、朝日海上火災保險株式會社社長、共同火災保險株式會社社長、共保生命保險株式會社社長、攝津海上火災保險株式會社社長

殿

所得稅法改正法律案に對する意見陳情書

第四十二回帝國議會に提出せられたる所得稅法改正法律案は稅制全般の整理を行ふものにあらずして單り所得稅の稅率のみに對し急激なる増加をなさんとするものに有之當に國民負擔の均衡を失し候のみならず法人の所得に對しては超過累進稅の外個人に對する配當稅の三重課稅と相成候而して此の結果は又事業界に甚大なる打撃を與ふる事は當時該案が衆議院を通過するや直に財界に惡影響を及ぼしたるの事實に徴するも明らかなる所

陳情書

財界不況
ト新契約
減退ノ徴

(266)

に御度候今や財界の變移動搖甚しく各種事業家の破綻續出するの秋に際しては更に充分の顧慮を爲し慎重の審議を経るにあらざれば事業界の萎靡衰退益甚しきを加ふるに至るへきは必然の儀と存候殊に保險業に在りては其の火災保險たるは海上保險たるを問はず事業の性質上多年に亘りて始めて損益の平衡を得るものにして多額の積立金を爲すにあらざれば事業の安固を期し難きものなるに之れに對し過重の課稅を敢てなすは當に其發達を阻害致候のみならず安全なる根據を有し候ものは一面に於て多額の稅率を課せらるへき標的と相成事業の基礎を危殆に陥らしむるものと存候就ては該法律案は一時之れを延期し國防上等の必要より歲入の増加を要するものは特に現行の諸稅率を増加して之れに充當せらるゝ等財政上一時機宜の措置を講し速に一般統制を整理して來る通常議會に各種稅法の改正と相俟つて適當に改正せられん事を切望致候

〔七・一七、中外商業〕 保險契約減退 財界不況影響

戰時及戰後に亘り我財界は異常の活氣を呈し來り事業の創設及擴張は各方面を通じて益々多きを加へ一般商工業の繁榮を現出せるは勿論米價蠶糸其他農產物累年の豊收と市價騰貴とは農村の金融を著しく潤澤ならしめ從つて生命保險の募集上に好影響を來し新契約は逐日増加の趨勢を示し大正三年末現在契約高十一億三千六百二十七萬二千五百八圓なりしもの大正八年末には實に二十二億二千二百二十二萬九千八百七十六圓に達し、尙ほ其後一、二、三月に至る迄漸増の傾向を辿り居りしが三月中旬以降我財界は急激なる變動を惹起し株式綿糸及絹糸を始め商品市價の暴落を來したるを以て銀行業者は益々警戒を爲すに至り爲に金融硬塞して都鄙を通じ甚だしき不景氣に陥りたれば自然斯界に大影響を及ぼし四月以降新契約は一轉し減退の傾向を辿るに至れり即ち本年一月以降各月新契約を示せば左の如し(單位千圓)

大正九年

月次	件数	金額	三月	六月	九月
一月	四三、九九四	四五、三〇〇	四月	五五、五二二	六七、〇五一
二月	五五、六八八	五六、六七八	五月	四九、八二五	五四、八七八
					四七、九八〇

加之、解約は頻々として現はれ五月中には前月に比し二百十萬三千七十七圓を増加して千二百七萬三百七十三圓の解約を出せり、既に營業状態漸く不況に赴きつゝある一方に於て有價證券の暴落に依る所有財産の評価損あり尤も最近金融梗塞の結果として金利昂騰し財産の運用上幾分有利點なきに非ざれど若し財界が依然今日の情勢を永續せんか、之が爲め今期の決算期に於て利益を計上し得る會社は極めて稀なる可しと觀測せられつゝあり

疾病災害
保險調査 (267)

〔八・一、東京朝日〕農省の三調査 【小作組織、引取所改正の二項省略】 勞働保險制度制定に關する調査委員會を貴衆兩院議員、學者醫師並に各關係官吏約三十名を以て組織し新設すべき勞働課に於て外國の制度及施行の狀況並に成績、國內に於ける疾病災害の狀況等を實地に調査して立案し調査委員會は其立案に基き疾病災害兩保險中何れを先にすべきや又政府及び雇主の負擔其他に就き審議する筈なり

戰時再保
廢止 (268)

〔八・一〇、東京朝日〕戰時再保廢止 特別議會の協賛を経たる戰時海上再保險法廢止法律は九日官報を以て廢止の旨公布せられたり要領左の如し

法律第五十七號 【以下省略】

【備考】 昭和七年刊、日本保險關係法規全集上巻參照

戰時保險
殘務整理 (269)

〔八・二一、東京朝日〕戰時保險殘務整理 戰時海上再保險法は去る八月七日廢止されたるが之れに關する官制の廢止及同保險補償法に關する事務に従事せしむる爲臨時職員増置の件並に海上再保險審査官規定廢止の件は何れも二十日の閣議に於て決定せり戰時保險官制の廢止及同審査官規定の廢止は戰時海上再保險法の廢止に伴ふ當然の事にして右廢止以前に契約せるもの及補償法に依るべきものは從來の例に依るものなるを以て是等の殘務整理の爲農商務省商務局に事務官及技手各一名宛屬五名を増置する事となれる次第にして戰時海上保險補償法に依る補償金十萬三千三十五圓及既契約に關する戰時海上再保險金八萬九千二百四十二圓は特別議會にて通過し居れり

海上盜難
保險設定 (270)

〔八・二三、東京朝日〕海上盜難保險設定 保險責任局限 近來輸出の貨物にして盜難に罹るもの頻出し然も其區域は一地方に止まらず實に世界的となるに至れりと右に就き某海上保險業者の談によれば從來盜難の甚だしかりし地方は印度中米南米阿弗利加濠洲等なりしが近時は歐羅巴其他各國に蔓延し英國の如きは最も甚だしく

其原因の主なるものは

- 一 荷造の不完全なる事
 - 二 戰爭のため鉞力、亞鉛等の拂底の爲め鉞力張、亞鉛張荷物の減少したる事
 - 三 船舶の港内碇泊の長きに至る事
 - 四 稅關構内船渠等に貨物の停滯久しきに互る事
- 等なるが其船内たると陸揚後たるとを問はず竊盜方法も亦巧妙を極むるに至りたるは争ふの餘地なき所なり現

に本春約四ヶ月間に英國ロイドの損害精算部が支拂ひたる金額は實に百十萬圓に上れるが右は單にロイド精算部加入の分のみなるが尙加入せざるもの及び海上保險會社船舶會社が支拂ひたる金額を加ふれば著しき巨額に達すべしと云ふ最近に於て一船會社にして單航海に一萬八千圓の要償を蒙りたる例あり以上の他、地方の保險會社が昨年中支拂ひたる盜難のみの損害總額が收入保險料の十三倍に上りたりと云ふが之れが對抗策に就て曩に倫敦保險協會は盜難及荷渡し不足の保險に對しては其保險金額の七割九分を支拂ふ事に決議し本年五月十日より實施せるが我國の海上保險業者も近時其必要を認め先般來同業者會合調査研究を重ねつゝありしが今回愈倫敦協定に同意する事として九月一日より實施する旨決議したりと而して其方法及區域は

- 一、北米合衆國及加奈陀を除く世界各國と日本との間に於ける輸出入貨物
 - 二、盜難及荷渡不足の保險に對しては其貨物の性質及目的地に依り相當の割増保險料を以て擔保する事
 - 三、盜難及荷渡不足の保險は無制限に分擔を擔保すと雖も其損害に對しては七割五分を支拂ひ残り二割五分は貨主の負擔たるべき事
- 但し左の貨物に限り全損害額を填補すべし
- 金銀貨幣、金銀塊、寶石類、金屬類、貴金屬、諸證券類、有價證券、繪畫、骨董、水銀、ゴム、手荷物
- 四、盜難及荷物不足に對する保險金額は必ず海上保險金額と同一たるべき事
- 尙右方法設定の理由として
- 一、現今の如く世界的頻繁に發生する盜難危險に對しては從來海上保險に附隨して課し來りたる從來海上保險料にては到底收支相償はざる事
 - 二、海陸輸送中の盜難又は荷渡不足に對しては運送者が責任を負ふ場合あり此場合に於ては其責任は保險者

に轉嫁せらるる斯の如く貨主は完全に其損害を保險者より補填せらるゝ事の持續する間は現在の被難を根絶する事は不可能なり

(271)

貸付課税
標準ノ不
當ヲ協會
陳情

謹て陳情致候

近頃永代橋稅務署長より共濟生命保險株式會社に對し大正九年度の營業稅に關し營業名及課稅標準の決定として通知せられたる所に依れば保險業としての決定の外に新たに金錢貸付業兼業として會社の貸付金を運轉資本と看做し之を課稅標準として保險業に關する營業稅の外に金錢貸付業として營業稅を課すべきことを通知せられたる事實有之候然る處元來生命保險業は保險契約者より保險料を收集し之を利殖し保險金支拂事由の發生したる場合に保險金の支拂を爲すことに依りて成立するものなれば生命保險會社として資金の利殖を爲すことは當然其事業の一部を構成し決して他の事業を兼營せるものには無之而して其利殖方法は有價證券を所有すること貸付金を爲す與其他の方法に依るとを問はざる次第に有之保險業法には保險會社は他の事業を兼營することを禁せられあるを以て我邦生命保險會社にして此規定に違反して他の事業を兼營し居るものある筈なく又同法施行規則には保險會社の資産利用方法に付ての制限を定めあれども貸付金を禁したる明文あることなく却て或制限の範圍内に於て貸付金を爲し得べきこと明かに規定せられあり各保險會社は此制限の範圍内に於て更に詳細なる制限を定めて監督官廳の認可を受け其認可せられたる利用方法に従て資産の利殖を圖り居ること有之即ち生命保險業の性質として其内には資産の利殖のことを包含し其利殖方法の一として貸付金亦適法なることは法律の明文に於ても規定ある所に有之從て既に生命保險業として營業稅を課せられたる以上は金錢貸付業の兼營として重ねて營業稅を課せらるべき謂なきこと一點の疑なき所に有之候

永代橋稅務署長は又同社に對する生命保險業の營業稅課稅標準たる資本金額に同社の所謂利益分配準備金なるものを加算して課稅標準を決定せられたる事實有之候乍併同社の利益分配準備金は會社の利益金中保險契約に對し分配すべく決定して積立てたる金額にして會社の決算に於て利益分配準備金として決定すると同時に其金額は被保險者の權利に屬し最早會社の自由に處分することを許さざる性質の金額と相成候ことは同社の保險約款の上に於て明なる所にして其名稱の如何に拘らず其實質は責任準備金又は支拂備金と同しきこと同業者一般の認むる所なるのみならず同社の保險契約者亦斯く信し居る所にして此金額は會社の資本金額に加算せらるべき性質のものに非ざること疑なき所に有之候

共濟生命保險會社は以上の理由に依り右決定に對し適法に審査の請求を爲したる由に有之候得は審査の曉には事理忽ち明白致し候事とは存候得共元來本件の如きに付ては保險業法の規定の存するあり又保險業は監督官廳の特別の監督の下に於て一切の計算を公表致し居り聊も疑義なき次第なるに拘らず斯かる明了なる事柄に對し苟も彼の如き決定を爲し異議あらは審査なり訴願訴訟なり以て之を争ふへしとせらるゝか如きは當業者の甚しく迷惑と感ずる所に有之候間御省より速かに適當なる解釋を訓示せられ將來此類の煩累なからしむる様御取計あらんこと切望の至りに堪えず候
右事情を具陳し明鑒を仰き候也

大正九年八月二十五日

東京市麴町區有樂町一丁目一番地

社團法人生命保險會社協會

理事會々長 福原 有信

大藏大臣 男爵 高橋 是 清 殿

〔一〇・二、官報〕 朕簡易保險局官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

大正九年十月一日

內閣總理大臣 原 敬

遞信大臣 野田卯太郎

勅令第四百五十七號

簡易保險局官制

第一條 簡易保險局ハ遞信大臣ノ管理ニ屬シ簡易生命保險ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 簡易保險局ニ左ノ職員ヲ置ク

局 長

勅 任

書記官 專任一人

奏 任

事務官 專任五人

奏 任

技 師 專任二人

奏 任

書 記 專任百六十六人

判 任

技 手 專任四人

判 任

書記補 專任二百二十一人

判 任

第三條 局長ハ遞信大臣ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第四條 書記官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第五條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第六條 書記及書記補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第七條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

大正九年

本令の公布の日ヨリ之ヲ施行ス

(273)

繋船保險
實施

〔二〇・二九、東京日々〕 繋船保險制定 來月一日より實施 從來より繋船保險の組織ありしも其契約は殆ど皆無の状態なりしに近來海運界不景氣の影響を受け繋船續出の結果之が保險を求むるものを生じたるにより東西の海上保險業者が過般來協議を遂げ大體左の條件を以て繋船保險契約を引受くる事とし十一月一日より實施すべしと云ふ

一、繋船保險會社に於て決定せられたる乗組員を具備し日本及日本租借地に於ける安全なる港内に於て繋船する船舶に契約する事、安全なる港灣と指定すべきもの左の如し

横濱、神戸、大阪、宇野、長崎、釜石、萩の濱、釜山、大連、青島

二、繋船保險は船舶の港内に於ける入渠入架轉鑄を妨げずと雖も此場合には豫め保險會社の承諾を要す

三、繋船保險契約中被保險船舶が航海の準備に着手し又は荷役を始めた時は其後に生ずる損害に對して擔保の責に任せず

四、繋船保險は雷火より生ずる損害又は火災より生ずる損害を擔保せず

五、繋船保險の條件は全損の場合に於て救助費擔保を原則とす

六、繋船保險は一箇年間の契約を原則とす但し一部又は全部保險全填補の場合は一箇年間の保險料を徵集す

流行性感冒死亡調査 (協會總會決議録)

(274)

流感死亡
調査

大正九年一月ヨリ五月マテニ於ケル内國生命保險會社全體ノ實驗シタル流行性感冒ニ依ル死亡數ヲ調査シ同年十月之ヲ發表シタリ

航空局ヨリ問合ニ付各社ノ回答

(275)

航空機
務員ノ契
約取扱

航空機操縦者又ハ搭乗勤務者ノ生命保險ニ關スル航空局ノ照會ニ對シ各社ノ御意見御問合致候處今日マテ御回答アリタルモノ二十七會社ニシテ内三會社ハ目下研究中ノ旨ニ有之殘リ二十四會社ノ御回答内容ヲ左ニ列記致候

第一 航空機操縦者又ハ搭乗勤務者ノ生命保險ハ新契約ハ之ヲ引受ケサルモノ 二十四會社

第二 被保險者カ航空機操縦者又ハ搭乗勤務者トナリタル場合ノ處分

イ、契約ヲ解除スルモノ 十七會社

但此内特別保險料ヲ拂込メハ契約ヲ持續セシムルモノ五會社ニシテ其特別保險料ノ高ヲ定メサルモノ四會社、保險金額ノ千分ノ二十五乃至五十トシタルモノ一會社アリ又契約後一定年數經過ノ後ハ解除セサルモノ四會社アリ

ロ、契約ノ效力ヲ中止スルモノ 一會社

ハ、契約ヲ解除スルコトナキモノ 三會社

但内一會社ハ保險金額ノ十ノ一ヲ削除スルモノトセリ

ニ、保險金額ノ内一定金額(例之千圓五百圓)ヲ支拂フモノ二會社

ホ、講究中 一會社

第一編 一般資料

第三 娛樂又ハ交通ノ目的ヲ以テ航空機ニ搭乘シ死亡シタル場合ノ處分

二八四

- イ、單純支拂ヲ爲スモノ 六會社
- ロ、契約效力ヲ失フトシ又ハ解除スルモノ 十一會社
- ハ、臨機ノ處置ヲ爲スモノ 二會社
- ニ、特別ノ扱ヲ爲サス 一會社
- ホ、講究中 四會社

尙本問題ニ對スル研究部委員ノ意見トシテハ我邦目下ノ航空機ノ狀況ニ鑑ミ左ノ如ク處理スルヲ穩當ト認ム

第一 航空機操縦者又ハ搭乗勤務者ノ生命保險ハ新契約ハ之ヲ引受ケサルヲ可トスヘシ

第二及第三ノ問題ニ付テハ約款ノ明文ト牴觸セサル限り商法第四百十條及第四百十一條ニ依リ處分スルノ外ナカルヘシ

右御通知申上候也

大正九年十一月十八日

生命保險會社協會

加入會社(本支店三十八通)宛
理事研究部委員供覽

(276)

航空調査ニ付
航空保險
航空調査ニ付
航空局ノ
申出

航空局より生命保險會社協會へ申出 大正九年十二月七日

貴協會ニ於テハ本邦ニ於ケル航空保險ハ其ノ航空事故ニ關スル統計等ノ不備ナル爲一般保險ノ基礎ヲ危ウスルヤノ趣ヲ以テ當分其ノ經營ヲ差シ控フルコトニ御協定相成候由仄聞致候處既ニ一二航空運送業ノ經營ニ着手セ

ムトスル者モ出現致候現狀ニ有之旁我國ニ於ケル期業ノ發達助成ノ一手段トシテ該保險ノ經營ハ最モ望シキコトニ存候就テハ航空ニ關スル統計等調査上必要ノ事項有之候ハ本局ニ於テモ可及的貴意ニ可應所存ニ有之候ニ付此等調査ニ關スル貴協會御希望ノ筋御申出相成度右得貴意候也

大正九年

二八五

大正十年

〔二・三〇、大阪朝日〕貯金と保険 一家の幸福を享受し一國の富を増進せんとせば平素より其所得の幾分を蓄積するの必要あるが如く保険は少額の保険料を支出蓄積し置き一朝事故に際會するや大なる保険金として收受する者にして特に生命保険の如く長期間に亘り一定時期に保険料の支出をなすの必要あるが故に不知不識の間に貯蓄心を發達せしむ、中には保険よりも毎年貯蓄する方利益なりといふ人あり、字書を暗記すべしといふ論に似たり必しも可からざるに非ず、人間普通の精力を以て之を遂ぐべきや否か問題なり、砂は積易けれど崩れ易きが故に家の礎とせず、貯金は甚だ崩れ易く甚だ繼續し難き蓄積なり、保険料を取りに來ると貯金を持て行くと齊しく是貯蓄なり、而して其途行の難易千里の差ありスマイル氏は斯の有名なる「勤儉論」の中に保険の妙味を説いて曰く

若し夫れ此の十二三磅を年々銀行若くは貯蓄銀行に貯ふるとせんか、其總額の五百磅に達するには殆ど二十年間を要すべし、されど生命保険の簡單にして善美なる方法に依れば一生の最良部分たる二十六年は尠くとも心勞と不安とより免るゝ事を得べし、未來の不幸に對する豫想は現時の快樂を奪ひ去る事なし、年々定額の支拂は會社の利益に従ひて遞減す、一期夭死の場合一廉の財産となりて其の家族を保護すべしと

〔二・六、時事〕森林保險創始 東邦火災事業 獨逸に開始せられてより歐米各國に發達したる森林火災保

險業に就きては、我農商務省山林局に於ても植林事業の發達に資す可く調査中なりしが栗津博士は其關係會社なる東邦火災保險會社に於て營業として經營するの計畫を建て料率表の制定其他の準備行爲を完了し主務省の認可申請中の處今回認可ありたるを以て不日營業開始の運びに至る可き由にて其料率は秘密に附せられあるも植林種類樹齡及地勢隣接地の状態等に依り細別せられあるは恰も火災保險料率の如く最高千分の十五より最低千分の五程度迄に分割せられあり尙當分は自然林及五ヶ年を經過せざる植林地は引受けざる方針なりと

(279)

簡保引上
是非業者
意見

〔五・八、中外商業〕簡易保險額引上是非 民間業者意見 政府當局に於ては簡易保險最高金額二百五十圓を五百圓に引上げんとするの企圖を有し目下其調査を爲しつゝあるに對し生命保險會社協會にては既報の如く研究部委員たる清水文之輔(太陽) 玉木爲三郎(仁壽) 海老原介太郎(明治) 官本幸五郎(蓬萊) 池田龍一(日清) 北里袞袞男(帝國) 甲能順(共濟) の七氏をして之が對策を研究せしむべく専ら材料を集めつゝあり材料纏まり次第遅くも當月中には委員會を開きて意見を取纏め更に理事會に於て審議の上協會の決議として發表の筈なる由なるが民間業者の此問題に關する意見の二三を紹介すれば左の如し

官營の前提歟 明治生命保險會社事務取締役 藤田讓氏談

官營の簡易生命保險は民營の保險に比し契約保險金の支拂に幾多の條件附隨し民營保險の如く保險金支拂の事由發生と同時に全額又は一部の支拂を受くる事能はざる者あるを以て被保險者側より之を見れば民營保險の方途に有利なるも

保險契約に際し民營保險の如く身體検査を爲さず無條件にて契約をなし得る便利ある爲一般保險契約者は深く兩者の相違點を考慮する事なく保險料の比較的高率なるにも拘らず契約手續の簡單なる官營保險に加入す

る者日に多きを加へ

簡易保險實施以來民間保險業者の打撃尠少なからざるものあり但官營保險の契約高が最高二百五十圓なるを以て打撃の範圍が官營保險と同額程度の保險を取扱ひ居れる一部小保險會社に限られ居たるも今後若し官營保險最高契約高を五百圓に引上げるに於ては打撃の範圍は著しく擴大され民間斯業の發達を阻碍する事尠からざるべし

由來簡易生命保險業は官營實施前既に民間一部業者間に企畫され之が認可の申請を爲したる事あるも遂に却下され却て之が官營を見るに至れるが如き政府當局の眞意が奈邊に存するや諒解に苦しむ次第なり

惟ふに政府が簡易生命保險の最高契約高を引上げんとするは既設官營事業を擴張し將來民間生命保險業を官營にせんとする前提には非ざるか余輩は民業に悪影響を及ぼす微温的擴張より寧ろ徹底的に全部を官營となすを可なりと信す

民業の壓迫也 太陽生命保險事務取締役 清水文之輔氏談

簡易生命保險契約金額の最高を現在の倍額程度に引上んとする計畫の根據は

物價騰貴により貨幣價值下落し現在の金額は低きに失するのみならず民間業者の契約金額を見るに殆ど五百圓以上にして最近統計に據れば一人當り平均保險契約金額は九百圓見當なるを以て之を五百圓に引上げるも民間事業者を壓迫する様の事なからん

と云ふにあるが余は之に反對せざるを得ず何となれば大正九年における新契約凡そ七十萬件の内約六割は五百圓未滿主として三百圓と五百圓との契約なるに若し簡易保險金額を五百圓に改めんか無診査にて手数を要せざる官營保險の爲に民間業者の營業の大部分が蠶食さるべきは明かなる上に外國の例に見るも

(一) 英國は簡易保険金額二十磅にして民營保險一人當の契約金額平均は百二十磅

(二) 米國は前者五百弗にして後者三千弗となり居れり
孰れも民營保險契約金額平均は簡易保險契約最高額の六倍に當れり然るに我國にては漸く三倍半弱に過ぎず之を以て觀るも簡易保險最高額を五百圓とするは時期尙早にして民業壓迫の譏りを免れずと云ふべし

打撃程度輕微 千代田生命保險常務取締役 堀井卯之助氏談

官營簡易生命保險の最高契約高引上は民營事業に取りては打撃なるは勿論なるも近來民營當業者の保險契約に對する方針が出来得べき丈け小口契約を避け努めて大口の契約を結ばんとする傾向を帯び今後此傾向は年と共に益々顯著となるべければ従つて官營保險最高契約高引上の民間當業者に及ぼす影響は一部小會社の營業に限られ而も之が影響は年と共に漸次輕減さるゝに至るべし

尤も保險契約高は大口のものは小口のものに比し保險會社の危險負擔の程度大なるも契約に要する勸誘費診察費等の營業費は契約高の多少に拘らず略同様なるを以て危險負擔の程度は營業費の點に於て緩和さるべし次に官營保險と民營保險とは被保險者を求むるの方面に於て自ら一種の分野とも云ふべきものあり即ち前者の對象とする方面が殆ど無産階級若くは薄産階級に限定され居るに反し後者は主として有産階級乃至中産階級を目標とし居れば兩保險の實質的に相違せる點が一般被保險者により好く徹底するに於ては打撃の程度も更に輕減さるゝに至るべければ當業者としては結局打撃の程度輕微なるべきか

〔五・一五、中外商業〕簡保金額引上問題 遞信省側の主張 簡易生命保險金額を五百圓に引上ぐる件に就ては目下民間保險會社側に於て種々議論されつゝあるが其要點が主として民業に及ぼす影響の有無若くは其多

少に限られ簡易保險其物の使命を深く了解せざるの傾きあるは遞信當局の大に遺憾とする所なるが今其主張の梗概を記せんに左の如し

抑も簡易保險事業は下層階級に對する一種の直接相互救濟事業にして此事業の隆盛は即ち社會問題を緩和し場合に依りては階級闘争の安全瓣となる所以なるが故に單に對民間事業の關係のみを以て論ずべきにあらず試みに大正八年度中に於て内務省を通じて所謂社會事業に投資せられたる金額を見るに二千二百三十二萬四百四十八圓なるが此内簡易保險の積立金運用に係るもの七百三十萬六千五百圓に達し九年度には更に五六百萬圓を運用し得る見込みなり而して若し保險金を五百圓に引上ぐるに於ては其責任準備金を一層増加すべきを以て近き將來に於て我簡易保險が凡ての社會事業の中心となり以て其使命を果す域に到達すべし之れ最も我國現下の社會狀態に鑑みて緊急なるものにあらずやと云ふにあり

〔五・一九、中外商業〕簡保引上對策 二十日の委員會 生命保險會社協會研究部は二十日正午より同協會内に委員會を開き

清水文之輔(太陽) 玉木爲三郎(仁壽) 海老原介太郎(明治) 北里袈裟男(帝國) 池田龍一(日清) 宮本幸五郎(蓬萊) 甲能順(共濟)

の諸氏出席の上簡易保險金額引上問題に關し協議を爲す筈なるが委員中には引上絶對反對者もあれど又中には三百圓程度に引上ぐるは時勢上止むを得ずと爲す程度論者も若干ある由委員會に於て研究討議を重ね意見の纏まりたる上改めて理事會に提出する都合なるも其間委員の意見を取纏むる丈にても多少の曲折あらん乎と云ふ

第一編 一般資料

〔五・一九、中外商業〕留萌町債計畫 保險會社引受 生命保險會社協會研究部員たる清水文之輔、宮本幸五郎、北里斐製男の三氏中心となり北海道留萌町債二百四十九萬四千圓（留萌川切替市街區劃増設整理其附帶事業及副港設備費に充つる爲）に應ずる事に内定し目下各生命保險會社に向つて其應募額其他に就き交渉中なり其條件左の如し

- 一 募集總額二百四十九萬四千圓
- 二 貸出時期十年六月一百萬圓、十一年六月百四十九萬四千圓
- 三 利率年一割四、償還期限大正十三年度末

【備考】留萌町債決定（280）参照

〔五・二〇、東京朝日〕労働保險調査會

農商務省は労働保險法制定の目的を以て昨年同省に労働課を設置

し爾來労働保險制定の基礎たるべき各種労働者の生計状態、賃金等労働者の負擔能力に關する詳細なる調査を爲すと共に一方全國工場に於ける災害死亡、疾病等の調査に努力せる結果労働者の生計状態に關する調査は既に終了し賃金に關する各地よりの調査報告も本月中全部本省に到着すべきを以て直に之が集計に取掛ると共に調査尙不十分なる災害疾病死亡等に關する詳細なる調査を爲す筈なるが是等の調査も七月末若くは八月中には大體終了するに至るべき模様なれば同省に於ては八月中に農商務、陸海軍、逓信、鐵道、内務の各關係省員及び貴衆兩院議員學者等約三十人より成る労働保險調査委員會を組織し労働課にて調査せし労働者の生計状態及賃金等労働者の負擔能力を初め災害疾病死亡等の統計並に諸外國の労働保險制度と該制度實施の經過及成績等各種の材料を參考資料として同調査會に提供し

- 一、制定すべき労働保險の種類及保險の範圍如何
 - 一、労働保險の形態如何
 - 一、保險料負擔額如何（イ）労働者の掛金（ロ）事業主側の負擔額（ハ）國庫補助額
 - 一、給與金規定如何（例へば）（一）疾病に關する分（イ）治療と共に労働者に付與すべき疾病給與金（ロ）産婦給與金及給料下付程度（ハ）死亡給與金（ニ）家族慰安金
 - （二）災害に關する分（イ）治療投薬及傷害年金並に給料付與と其の額（ロ）死亡手當金及家族手當金等
 - 一、労働保險と訴訟規定如何（一）労働者に對し訴訟費用を負擔せしめざるを可とするや否や（二）事業主の負擔可否等
 - 一、労働保險は強制保險とするを可とするや又任意保險を可とするや
- 等を諮問し同會の決定事項に基きて労働保險に關する制度を立案せしむる筈なるが我國の労働状態其他より云ふも此労働保險は強制保險とするを可とすべく保險の種類は諸外國と同様當初は先づ疾病災害の二保險を制定し順次各種のものに及ばんとするものゝ如く右二保險中に在りても疾病に關する統計集收比較的困難にして災害は之に反し調査容易既に同省に於ても大體の統計を得居れば結局災害を先とし疾病は之に次ぎ保險の範圍は工場労働者より順次一般に及ばんとするものゝ如し

〔五・二四、時事〕對日保險契約停止 其の理由發表 支那相互生命保險會社では二十日午後株主總會を開き日本に在る代理店に新契約を停止させることにした其理由は日本の物價は非常に騰貴して代理店の經費が嵩む一方、日本の醫師に被保險者の病氣を正直に報告することが無いからだ云ふとして取締役會長は保險料の

引上げを日本政府に要請したが許可を與へなかつたと報告した 上海國際二十一日發二十三日着

簡保引上
協會對策
再議 (285)

〔五・二四、中外商業〕簡保對策再議 生命保險協會研究部委員繼續會は二十三日正午同協會に開催七名の委員出席の上政府の簡易保險金額引上對策に關し種々協議を重ねる所あり大體の意嚮は民營保險契約は金額五百圓未満の者其過半數を占め居れば簡保金額を五百圓に引上ぐるが如きは民業を壓迫する事明白也故に絶對反對の態度に出づべきが如きも尙慎重に研究を爲す事とし午後二時半散會せるが孰れ二三日中更に會合協議すべしと

(286)

簡保引上
協會陳情
書決定 (286)

〔五・二五、東京朝日〕簡保擴張反對陳情 生命保險協會理事及研究部員聯合會は二十四日正午同協會に開會福原理事長、矢野理事、藤田幹事及北里、甲能、宮本、清水の各研究部員出席し簡易生命保險金額引上對策として研究部員の起草したる野田遞相及び山本農相に對する陳情書を提出する事を決定し散會したり

【備考】簡保引上反對陳情書(286) 參照

(287)

遞相協會
幹部招待 (287)

〔五・二七、中外商業〕遞相保險協會幹部招待 保險思想普及簡保制限引上 野田遞相は二十六日正午大臣官邸に保險協會役員福原有信、矢野恒太、淺岡雄之助、下郷傳平、藤村義苗、藤田謙、安田善四郎の七氏を招待し部内より秦次官外關係係局長列席して午餐を共にしたる後野田遞相は

今回會合の目的は時節柄大に國民に向つて保險思想の普及を計らんが爲め官民合同して夫れが宣傳に當り以て民力の涵養に資せんとするにあり

とて別項の希望的挨拶を爲し之に對し矢野恒太氏來賓を代表して謝辭を述べたる後「保險思想普及の爲め共同宣傳は極めて賛成なり」との意味を述べ主客交歡裡に共同宣傳の具體的方法を議し午後二時閉會せるが簡易生命保險制限額引上げ問題に就ては遞相より簡單に

當局は五百圓に引上る希望を有し居るも未だ決定せりといふに非ずと述べ之に對し矢野恒太氏は

本問題に就ては協會として多少意見あるも本日は之を差控へ他日の機會に於て折衝する處あるべしと述べたるのみにて互に深く言及するに至らずして散會せり

野田遞相挨拶

我國に於ける生命保險事業は各位多年の御盡力に依り順調の發達を爲し又我簡易保險も大正五年創始以來豫期の成績を挙げつゝあるは共に邦家の爲め寔に幸慶とする所なり惟ふに生命保險は多數共助の精神に基き創設せられたるものにして人生生活上缺くべからざる要具なるに拘らず一般國民の之を閑却するもの頗る多きは主として國民の保險思想未だ幼稚なるに因るものなるべし故に保險思想の開發普及を圖るは單に保險事業經營上より見るも今日の急務なりと謂ふべし各位と提携して官民協力之に當るの必要ありと認めらる幸に御同意を得ば其手段方法等細目の事項に至つては更に別に御協議する事と致し度し

保險普及宣傳

遞相官邸に於ける保險業者との會合席上申合せたる保險思想普及宣傳方法左の如し
中央に於ては保險協會と、當省地方に於ては各社支店(代理店)と遞信局と連絡を執り
一 保險事業は崇高なる精神に基く社會事業なる事

大正十年

一 保険は死亡等の場合は勿論健康時に在りても生活の安定を計るべき必要上日常生活に必須缺くべからざるものなる事等を國民に徹底せしむるを目的とし其の方法として

一 官民有志殊に新聞雑誌の協力に俟つ事

二 活動寫真幻燈の利用

三 講演會の開催

四 ポスターの掲出

五 冊子類の配布

六 懸賞募集

等多くの方法あり費用負擔方策等と共に時々協議の上實行する事

陳情書

近頃世上傳ふる所に依れば、逕信部内に於て簡易生命保険の最高金額二百五十圓を一躍五百圓に引上げんとの内議ある由、若し此の如き内議にして實現を見ることありとせば、民間普通生命保険に甚大の影響を及ぼし斯業の運命に重大の關係ありと思料候に付茲に當協會の意見を開申して切に明鑑を仰ぎ候

一、民間普通生命保険の契約金額が近時多少の向上を來せるは事實なるも、細に其内容を吟味するときは、今尙五百圓以下の契約を以て過半を占むるの實狀に有之大正九年度の新契約に就ては契約總人員の内

五百圓以下のもの

四割四分

千圓以下のもの

八割八分

又同年度末現在契約に就ては契約總人員の内

五百圓以下のもの

五割八分

千圓以下のもの

九割

千圓を超える金額の契約は僅に總契約者の一割に過ぎざるの有様にて、普通生命保険の加入階級が現實に要求する金額は主として何程なるや、又普通生命保険業の營業範圍が主として那邊にあるやは此數字に照し一目瞭然なりと存候

二、翻て簡易生命保険の内容を查察するに最近大正八年度の年報に依れば、保険契約總數の内

百圓以下のもの

六割強

百五十圓以下のもの

八割強

百五十圓を超える金額の契約は僅に總契約の二割弱に止り、簡易生命保険の加入階級が實際に要求する金額は、主として百五十圓以下の契約なることは又疑ひなき事實と認められ候、故に簡易生命保険にして將來一層多額の契約を收めんと意圖なるに於ては、殊更に最高金額の引上を行はずとも、百五十圓乃至二百五十圓の範圍に於て契約加入者を求むること綽々餘裕ありと存候

三、然るに今若し簡易生命保険の最高金額を五百圓に引上げられたりとせば、簡易保険と普通保険の營業區域は互に錯綜混淆して衝突と競争を免る能はず、自然の結果として無診査、月拂の特権ある簡易保険は官業の威名と相待つて、此種の特権なき普通保険を壓迫し五百圓級の營業領域を奪取するに至るべきは勿論、家族數人に分割して契約し得るが故に、千圓級の領域をも蠶食を逞ふし、折角發達し來れる普通生命保険の根底を覆へすの憂なきを保し難く候

四、簡易保險當局は限度引上の理由として、普通生命保険の金額向上と物價の騰貴、貨幣價値の下落等を摘示せられたるも、此等は孰れも戦時戦後の經濟膨張に基ける一時的現象と見るを適當とすべく、現に昨年の財界動搖以來は、契約加入者の數並に契約金額著しく減退せんとする傾あり、且物價及貨幣價値の如きも財界の整理に伴ひ漸次常態に復しつゝあるは全世界の趨勢なり、而も此際此の如きを理由として簡易生命保険の金額限度を引上げ、普通生命保険との接觸紛亂を増すが如きは、財界の大勢と斯業總體の利害を顧みざる謂れなき變改と評するの外無之、簡易保険も普通保険も等しく生命保険なり、一に重く他に輕き道理なし、二者の分野を明にし、互に侵さず、以て双方の並進を計るが邦家經濟の要義なりと愚考仕候、されば簡易生命保険法制定の當時、逓信大臣は帝國議會に於て、特に此點に就て政府の意向を聲明公約せられたる次第なり、然るを今俄に逓信部内に於て限度引上の内議あるを聞くが如きは當協會の實に意外とする所に御座候

五、由來簡易生命保険は所謂薄資者を保護するの目的に依り、社會的施設として創定せられたることは法律制定の當初に於ても又毎年の地方長官會議に於ても當局大臣の特に宣明せられたる所なり、此主旨を貫徹せんとするには、最高金額の制限を嚴重にすると同時に、加入者の資格に制限を設け以て他の混入を防止するを必要とすべし、簡易保険が職業と地位と財産の如何を問はず、何人にも加入し得るの門戸を開きあるは立法の目的に副はず普通生命保険との分野を亂すものと云はざるべからず、依りて將來機會を見て加入者の資格に一定の條件（例へば直接國税を納めざる者若くは其家族）を附するやう法律を改正せられんことを切望仕候

以上續述の次第に付簡易生命保険最高金額引上の議相起り候とも何卒御採用無之様相願所謹而陳情仕候敬具

大正十年六月一日

社團法人生命保險會社協會

- 理事 福原有信
- 理事 矢野恒太
- 理事 下郷傳平
- 理事 弘世助太郎
- 理事 藤村義苗

内閣總理大臣

敬殿

逓信大臣

敬殿

農商務大臣 男爵 山本達雄殿

【備考】簡保引上三百五十圓ニ決定(32)参照

(289)

簡保金額引上反對陳情書

〔六・三、中外商業〕簡保金額引上反對陳情 首、農、逓相へ提出 生命保險協會にては既報の如く一日午前十一時より協會に於て常議員會を開催し加盟三十二會社中太平橫濱外二社を除ける全會社幹部出席して去五月二十七日の理事、監事及研究部委員合同會に於て成案となれる簡易保險最高金額引上に對する陳情書を附議し賛否を求めたる處滿場異議無く原案を可決したるを以て午後三時伊藤書記長をして同協會理事福原有信、矢野恒太、下郷傳平、弘世助太郎、藤村義苗五氏の名を以て左記の陳情書を原首相、野田逓信又山本農相宛に提出せしめたり尙今後は隨時理事監事研究部委員會を開催して對策を講究の筈なり

陳情書【前掲陳情書ト同様ニ付省略】

大正十年

二九九

留萌町債 決定 (290)

〔六・五、中外商業〕留萌町債決定 保險會社引受 北海道留萌町は留萌川切替、市街區劃増設整理其附帶事業並に副港築設費に充當する爲め二百四十九萬四千圓の町債を募集する計畫を立て生命保險會社に向つて應募方交渉中なりしが今回左の條件を以て其内二百萬圓丈應募する事に決せり

應募額 二百萬圓

利率年 一割

償還期限 大正十四年三月三十日

拂込期日 第一回分として一百萬圓を本年六月中に拂込み殘額一百萬圓は大正十一年六月中に拂込む事

而して右町債に對する各社の引受額左の如し

帝國生命	六十萬圓	徵兵及蓬萊	五十萬圓	太陽	十六萬圓
萬歲	十二萬圓	國光	十萬圓	常磐	十萬圓
大安	五萬圓	日清	五萬圓	中央	五萬圓
富士	五萬圓	萬壽	二萬圓	共保	二十萬圓

(291)

勞働保險 基本調査 終了

〔七・六、東京日々〕勞働保險制度 基本調査終了 農商務省にては勞働保險制度實施に關する基礎的調査に着手したが從來一部の調査のみにて系統的でなかつたので最近省内會議に於て左の如く其調査事項の確定を見た尙該事項の審議に關する勞働保險調査委員は九月中旬任命せられ同官制も亦八月中勅令を以て公布さる由 醫療機關分布狀況調査 醫師、齒科醫師、藥劑師、産婆等の分布狀況調査

疾病の分布狀況調査

職業病狀況調査

傷害の狀況

治療費の調査

醫療囑託に關する調査

勞働者幾人に醫師一人を要するやの調査

勞働者幾人に病床一個を要するやの調査

監督制度及決定機關設置に關する研究調査

現在醫療機關の利用方法及利用可能程度研究調査

勞働者の疾病率負傷率出産率癩疾率死亡率等の調査

勞働者の病傷豫防狀況調査

農業、水産業、山林業に従事する勞働者の衛生狀況の調査建築土木日傭等の業務に従事する勞働者の衛生調査

〔七・二二、中外商業〕生命保險會社が 國債保有質問 生命保險協會理事長福原有信、理事矢野恒太、研究部員玉木爲三郎三氏は伊藤書記長と共に二十一日午前十時山本農相を訪問し曩に各保險會社に宛、資産中相當の國債を保有すべき様通達ありたるに對し其趣旨の存する所を質問したるに右は單に勸誘したる迄にて別に強制するに非ずとの答辯を得たるに付其旨各加盟社に報告せり

國債保有 質問

(292)

大正十年

東商簡保
引上反對 (293)

〔七・二二、東京朝日〕簡保引上反對 東商社會部會 東京商業會議所にては二十一日午後三時より社會部會を開き政府が簡易生命保險額を引上げる意圖に對し保險業者より引上反對の陳情ありたるに付き協議する所あり、保險業者の陳情を正當と認め追つて之れが決議文を作製し理財部との聯合部會にて協議したる上、發表する事とし五時散會せり

國債所有
ノ付協會有 (294)

東商簡保
引上反對 (295)

〔七・二六、中外商業〕生命保險會社 國債所有協議 内地生命保險會社各代表者は二十六日丸の内、生命保險協會に會合して曩に主務省より相當額の國債所有を懇懇し來りたるに對し可及的之に應すべく各社の資産利用方法の改定に關し協議する由なり

東商簡保
引上反對 (296)

國債所有
ノ付協會有 (297)

〔七・二七、東京日々〕簡易引上反對 東商理財、社會部會 東京商業會議所にては廿五日午後一時より理財部社會部の聯合會を開催し簡易保險金額引上(二百五十圓より五百圓に)對し次の如き趣意の反對決議をなした

簡易生命保險の引上は一般經濟界の情勢並に最近保險事業狀態を見るに現在其時期にあらず同時に簡易保險は社會的施設として改善の必要あるが故に政府は簡易生命保險の引上を畫策するに先だち勞働保險を實行する事目下最大の急務なり

東商簡保
引上反對 (298)

〔七・二七、中外商業〕國債保有申合 生命保險の態度 生命保險會社協會加盟會社代表約三十名は二十六日午前十一時丸の内同協會樓上に會合して曩に主務省より資金利用法として國債の保有を懇懇する所ありたるに

國債保有
ノ付協會有 (299)

對し當業者は可成之に應ずる爲其所有最低額を決定すべく意見の交換を爲したるに異論ありて議容易に纏まらざりしが結局可成多く之を所有する事を申合せて午後二時散會せり

弱體保險
ノ必要 (300)

〔八・二四、東京朝日〕萎縮せる生命保險界 弱體保險の新計畫 財界不況に拘らず比較的打撃少かりし生命保險界は昨年下半年頃より漸次營業狀態不振に傾き保險契約勧誘に關する經費は依然として各社共増加するに引換へ其成績見るべきものなく現に本年一月より五月末迄に於ける内地四十二社の契約總額は一億五千三百萬圓にして昨年同期の二億三千五百萬圓に比すれば八千五百萬圓の減收にして各社の利益豫定額と著るしき差額あるを以て其及ぼす影響は甚大なるべく殊に小口契約は尙多少見るべきものあるも大口千圓以上に至る程減少の程度激しきは中産階級に屬する部分の生活難の反面を窺ふに足るべし勿論大口新契約の減少に伴ひ大口の解約亦續出し地方代理店の如きは解約申出の引止めを窮心し居る向もありといふ斯の如く新契約の減少と舊契約の解除は經濟界不況の反映として已むを得ざるも選信省の無檢査簡易生命保險が年々契約増加するに徴すれば此増加率は少くも民間會社の勢力に侵入したるものと見るを得べく従つて若し政府の簡易保險高三百圓が五百圓に増加するゝ場合は民間會社は益窮境に陥らざるべからず試みに本年一月より五月末迄に於ける民間會社の契約増加高の高低を昨年同期に比較する時は一二流會社の受くる打撃多くして三流四流の小會社に少きを見るに足らん

會社	本年一月より五月迄	昨年一月より五月迄
日本	一、九〇〇萬圓	二、七〇〇萬圓
代田	一、〇〇〇萬圓	一、一〇〇萬圓
帝國	九〇〇萬圓	同上

仁壽	一、〇〇〇萬圓	六〇〇萬圓
東洋	同上	五〇〇萬圓
徵兵	一、二〇〇萬圓	五〇〇萬圓
明治	一、〇〇〇萬圓	四〇〇萬圓

右の内最近の現象としては朝鮮に於ける保險思想發達し各會社が競ふて出張所又は代理店を設置し之が勧誘に努力し居り政府にても近く簡易保險を朝鮮に制定する事となりたるが内地に於ける内地人よりも寧ろ一般朝鮮人が生命財産の安寧に對する觀念より進んで小口生命保險の契約をなすに至りたるが要するに各會社が現在の如き營業成績を以て推移する時は經濟界が特に復活せざる限り一二年の中に全く悲境に陥り結局大會社に合同又は買収せらるゝ事は己むを得ざる事なるも茲に注意を要すべきは某保險會社の調査に依れば保險新契約に當り身體検査の結果申込の三割は體質虛弱にして會社規定に則りては契約する能はざるものなり強いて之を契約する事は營利會社として危険のみならず主務省の検査條項に悖るも如何せん現在の如き不況の時代にありては地方勧誘員の如きは深く將來を慮らず大體の方針に依りて新契約をなすが如き傾向あるは保險會社として大いに顧慮せざるべからず近時英米の實情に照し弱體保險部を設け最も低率に保險契約をなすべく一二保險業者の間に計畫され居るが如きは前記の弊を矯むる意味に於て大いに策を得たるものならん云ふ

〔八・二五、中外商業〕保險宣傳問題 生命保險業者は過般來選信當局者より共同して保險思想の普及を圖らんとするの勸誘を受けつゝあるを以て之に對し當業者會合協議の結果大體に於て各社共賛成なるが如きも其宣傳方法を如何にす可きや未だ具體案なく従つて之が經費幾何を要す可きかも全然見當附かざるに依り九月中旬頃選信當局者を生命保險協會に招待し其實行方法を聴取したる上當業者の態度を決定する筈なりと

【備考】 保險文藝叢集(305)參照

〔九・三、東京朝日〕生命保險國債積立難 外國會社恐慌 從來内外生命保險會社の責任準備積立金は各社財産状態によりて一致せざるも大體に於て保險契約高の約一割を長期の地方債又は他の有利なる會社の株券を以て積立來りしが本年四月農商務省にては右積立金は今後國債を以て之に充てしむるやう保險會社に通達する所ありしも元來保險會社の利源は利差、死差事業費より割出さるゝものにて死差の如きは各社豫定死亡數以上に達し現在の状態にては死差より生ずる利益は著るしく減少し更に事業費に於ても物價騰貴の關係上經費膨張し居るを以て結局利差より生ずるものに重きを置かざるべからず然るに當局の主張に基き低利なる國債を以て一割五分乃至二割に廻るべき地方債及社債を振換ゆるに至つては會社の經營上重大問題なりとし内地保險會社は從來の制度を維持することとし其筋に陳情したる結果、當局にても之を諒とし只成るべく國債を以て積立つべき方針となす事にて解決したれど外國保險會社に對しては、當局は向ふ十箇年間に必ず國債となすべきやう嚴達したるが目下我國に於ける外國保險會社は加奈陀サン、マニフアクチュアライフ、紐育ライフ(チャイナミューチャン閉鎖)の三社にて一社平均五百萬圓餘の積立供託金あり、右は内地同様長期の地方債(二十箇年乃至三十箇年)等を以て之に充て一割乃至一割五分の利廻りあるが若し之れを當局の命令に基き國債に轉換する時は營業状態に大支障を來すを以て右三社にては八月下旬農商務省に陳情する所ありしも當局の意嚮としては外國保險會社が年々三百萬圓乃至五百萬圓本國に送金する餘裕あるを以て此際利差によりて利益を得んとするの必要なべしと云ふにあるが外國會社にては更に數日來之れが對策につき協議中なりと云ふ

簡保引上ハ必至ノハ勢

第一編 一般資料

〔九・一二、中外商業〕簡易保険は五百圓 遞信當局の決意民業に影響なし 遞信省に於ける簡易保険制限額引上げ問題に付いては老獪なる野田選相のことなれば豫め民間保険者と妥協し置き議會開際に至つて申譯的程度の引上を行ふべしと傳へられつゝあれど確聞する所に依れば全く臆測にして最早引上げ可否の調査を終了し民間業者に及ぼす影響愛ふべきものにあらすとの結論に到達したれば遞信當局の意嚮は最初の聲明通り五百圓に決定したる如く従つて該問題は已に遞信省を離れて内閣自體の問題に移れりと云ふを妥當とすべし現に過般の閣議に於て野田選相は引上の已むべからざる理由を力説して曰く

簡易保険引上の主たる目的は社會政策上の必要より來れるは勿論なるが其内現時最も努むべきは其積立金を公設市場の建設並に住宅の廉價提供に充つるにあり何となれば現今日用品小賣相場の低下せざる理由を數ふれば種々あらんも家賃の高價なるも慥かに其一大原因たるを失はざるを以て之に依り一は高率家賃の負擔より免れ得しめ其所に勢ひ低廉なる物價の標準を作らしめ一は安價なる住宅の標準を作らしめ以て奔騰極まり無き住宅家賃を抑ふるを得べし之れ予が曩に簡易保険積立金運用委員會に於て該金を農業倉庫建設費に充當したしとの田中農商務次官の意見に反對したる所以にして要するに當面の物價政策より云ふも亦住宅政策より云ふも簡保引上は缺くべからざることに屬す

と以上熱心に主張したりとさへ傳へられつゝあれば他に重大なる内閣自體の政策と背馳せざる限り來議會に五百圓の引上げ提案を爲すべきは事實なるが如し

〔九・三〇、中外商業〕保險宣傳方法 文藝物を募集 民間生命保險業者及び簡易保險當局者は既報の如く過日生命保險協會に會合し保險事業の共同宣傳方法に就き協議したる結果先づ第一着手として生命保險に關す

共同宣傳方法

る一口嘯、和歌及俳句等を懸賞により一般公衆より募集する事を申合せ之に對する條件經費及び經費の分擔方法等に關し目下調査中なるが調査済の上は更に兩者會合の上具體的に決定すべしと

簡保對策無診査保

〔一〇・二、東京朝日〕生命保險對策 無診査契約申請 政府は簡易保險金額を現在の二百五十圓より五百圓迄に上ぐべく來議會に提出する模様なるが之に對し此間當局は其勢力範圍を犯すものなりとし主務省に事情を具陳する處ありしも主務省は結局引上を斷行すべしとの事なるが右に就き生命保險委員は曰く民間保險會社が從來の歴史的經過と會社の内容を披瀝して引上が民間業者を壓迫し延びて營業を減退たらしむるものなることを陳述したる次第なるが社會政策の見地よりすれば更に一步を進めて失業病疾又は傷害保險等を政府自ら開拓するを以て順序とす故に保險金額を増加して其範圍を擴張するよりは前述の如き種類の保險を計畫し全般に對し保險の意志を徹底せしむる事を要す若し政府が其言明する如く無検査のまゝ五百圓制度を採るとせば民間業者も同様五百圓までの保險者に對し無診査契約を實行すべく此際其筋に制度防止を申請し以て對等に其條件を附するを以て至當す故に近く再び民間業者は結束して其實行に努力すべし云々

簡保引上確實無診査不認可

〔一〇・一九、中外商業〕簡保引上確實 無診査は不認可 遞信省が簡易保險金額を五百圓に増額すべく決意したるは同保險に依りて得たる保險料積立金を増加し之を社會政策遂行の資金に充當せんことを主要理由とせるを以て民間保險業者の反對の如き最早何等顧慮する處なく斷々乎として實行すべき決心なりと猶民間業者か最後の對抗策として五百圓以下の無診査契約の開始を計畫し第一生命相互會社は逸早く農商務省に對し之が許可の申請を爲したりと傳へらるゝも簡易保險業法に牴觸する點もあれば政府は必ず認可せざる可しと云ふ

志田三氏
栗津
三氏
表彰
講演
會

(304)

〔二・二九、中外商業〕 保險記念講演 功勞ある三氏表彰 全國保險業者は栗津清亮、志田御太郎兩法學博士、玉木爲三郎の三氏が多年保險界の學術及實際的方面に多大の貢獻を爲したので其功勞を表彰す可く二十八日午後二時より生命保險會社協會に於て記念講演會を開き伊藤萬太郎氏開會の辭を述べ次で保險局長桑山鐵男法學博士森莊三郎、理學博士龜田豐治朗、醫學博士中濱東一郎諸氏の講演ありて同六時より記念晚餐會に移り食後矢野恒太、農商務省商務局長鶴見左右雄、法學博士富谷銈太郎、橋本重幸、福原有信氏等の祝辭ありて同九時散會したが桑山、中濱及龜田三氏の講演の大意は左の通りである【以下省略】

保險文藝募集 (生命保險會社協會總會決議録ヨリ)

保險文藝
募集

(305)

大正十年十月選信省簡易保險局ト當協會ト共同シテ保險思想普及ノ目的ヲ以テ和歌、俳句、狂句、一口噺、標語ノ保險文藝ヲ募集スルコトトセリ而シテ右文藝ヲ審査スル爲メ選信省及當協會ヨリ委員ヲ選出スルコトナリシヲ以テ當協會ニ於テハ大正十年十二月左記五氏ヘ右委員ヲ囑託シタリ

矢野恒太氏 藤村義苗氏 池田龍一氏 岩間六郎氏 玉木爲三郎氏

【備考】 保險文藝當選廣告(317) 参照

大正十一年

發起申請
中ノ會社

(306)

〔二・八、大阪朝日〕 保險計畫續出 目下保險會社創立發起申請中のものは川崎海上(資本二千萬圓)を始め左記十七件の多數に達するが、其の内東京府荏原郡入新井宿字新井宿小崎清外七名に對し常磐火災海上保險株式會社發起の件を六日付で認可したが同會社の資金は三百萬圓で本店所在地は東京市、該會社の保險事業は火災海上及運送の三種である

川崎海上	二千萬圓	松方幸次郎	國華火災	三百萬圓	早川純三郎
萬壽火災	一千萬圓	河東田經清	安田生命	同上	安田善次郎
護國火災	五百萬圓	渡邊祐策	八千代徵兵	二百萬圓	小原達明
永樂火災海上	同上	池上伸三郎	軍事生命	百萬圓	名和長憲
國際海上火災	同上	若尾璋八	富士火災	同上	宇都宮金之丞
京都火災	同上	濱岡光哲	同仁生命	同上	井上金之丞
東京火災海上保險相互	四百萬圓	草場茂一	國華生命	同上	川崎
五福久火災	三百萬圓	青木新九郎	東海徵兵	同上	松方五郎

(307)

簡保引上
協會反對
聲明

〔二・二〇、中外商業〕 簡易保險引上と營業者の態度 絶對反對を決議す 生命保險會社協會では政府が簡易生命保險の保險金額最高制限を引上げる意嚮あるに對し機會ある毎に反對の態度を執つて居るが最近之が引上問題に就き選信當局より再び諮問があつたので大要左の如き理由の下に反對を聲明した

大正十一年

民間保險會社は三百圓以上の保險契約を爲し官營保險は二百五十圓以下の保險契約を爲し即ち五十圓の間隔を置いて緩衝地帯とし相互に侵食するのを避けて居るのである而も今日までに於て實際の簡易保險契約金額平均僅かに百圓内外に過ぎないのである點より見るも二百五十圓以上に引上げる必要なのみならず尙此範圍に於て縛々として開拓の餘地があるのであるから其引上に對しては絶體に反對する

而して政府當局者は該問題に關しては民間會社の了解を得ない限り實行しないと云ふ事を議會に於て又當事者に向つても聲明して居るから兩者間に諒解の出來ない内は不意打的に引上げるが如きことなからうが此後更に折衝を重ね結局三百圓とか三百五十圓見當引上ぐる事に落付くのでは無からうかと觀測する者もある

農商務省ヨリ生保協會へ業者大會開催方通知 大正十一年二月二十七日

今春三月平和記念東京博覽會ノ開設ヲ期トシ全國保險業者大會ヲ開催相成以テ斯業ノ進歩發達ヲ圖リ公益ノ増進ヲ期スルト共ニ該博覽會開設ノ趣旨ヲ徹底セシメ度趣ヲ以テ今般同博覽會々長並ニ協賛會長ヨリ之カ勸誘方依頼越候ニ就テハ可然御配慮相成度此段申進候也

追テ大日本聯合火災保險協會並海上保險協會ニ對シテモ同様及通知置候條件テ御了知相成度候

(309)

簡保引上額決定セズ

〔三・六、中外商業〕簡保引上未定 結局は四百圓か 逕信省の簡易保險金制限額を倍額五百圓に引上げんとする問題は當局最初の意氣込みに似ず未だ議會にも提案されないので果して野田逕相に斷行の勇ありや否やを疑ふ者さへ生じつゝある有様であるが當局は之が關係法たる簡易保險法の改正案は既に法制局の審議を経て内閣に廻附してあるから最早開議の決定を俟つばかりであるとも言ふて居る、尙ほ聞く處によると該制限額に

(310)

漁船保險ノ困難

關して一般民間業者が反對した許りでなく農商務省側からも民業壓迫といふ理由の下に根強い反對が出た爲であつて内閣側も此間の調停には少からず弱り切つてゐるが引上ことは既に逕信大臣の聲明した處であるから今更取止めも出來ないので結局百圓増しの三百五十圓か百五十圓増しの四百圓位で折合ふこととなるであらう

〔三・八、大阪朝日〕漁船保險困難

漁船に對する船體保險は金融の關係上船主から其必要を認め水産局にも裏に陳情する處あり、海上保險の一木會でも各種の調査を重ねた結果現在の狀態では保險契約は頗る困難であつて先づ不可能と見るの外はないと云ふ、最近水産局の調査に依れば五噸以上三百萬噸迄の漁船數は約三十一萬隻ありて右の内五千隻は發動機裝置船で他は概ね手漕船であるが是等は一般の荷物船と異なり一定の場所を航海するのでないから海難事故も百隻に對する四隻で普通船舶に比し餘程の高率でなければ保險會社として引合はぬこの事であるが更に漁船に限つては各地方の漁區に依つて船舶の構造も多少異つて居るから保險率を一定する事に出來ぬ要するに將來漁船法が制定されて船舶が完全に登録され其構造等も或程度迄改良されるに於ては兎に角現在の狀態では例へ高率の保險料を以てしても會社は契約に應ずる事は不可能である

(311)

社債類ニ向投資ノ傾向

〔三・一一、時事〕證券投資の一傾向 保險會社は株券國債類を忌避す 最近各種公債社債等の有價證券類が頻發されるに當り銀行に次で最も有價證券に投資能力を有する保險會社の投資模様を見ると一般に新規の保險加入減少の爲めに全體の放資能力を減退せざるを得ないが大體に於て利率の低い銀行預金を出來るだけ少くして不動産並に有價證券に投資をする傾向が持續して居る模様である而して二三有力なる生命保險會社に就て

大正十一年

聞くに各種有價證券中國債と株券は此際寧ろ歡迎しない模様で出来る丈け確實で利廻りのよい市債、地方債乃至社債の類へ好んで投資をする傾向を生じて居ると云ふ、蓋し株券は昨今の財界不振にて何れも其相場低落し最も確實な銀行株ですら低落する模様であるから今後財界が安定して相場が底入をすと思はれる頃までは是を回避する模様で又國債は概して社債、地方債の類に比し可なり利廻り低く且つ政府の公債政策も統一を缺き今後或は従来以上の好利廻りの國債が發行される事となれば其結果は既發國債の市價を低落せしめる事となるから必ずしも安全と云ふ能はず勢ひ利廻りのよい確實な地方債、社債類に投資の傾向が著しくなつて來たのであると、因に全國生命保險會社の契約總高は大正十年末に於て約三十億圓一ヶ年の新契約は約三億圓一ヶ年の収入總高は約二億圓其内事業費として約千二百萬圓保險金として約三千五百萬圓配當として約千萬圓の支出となり残額一億一千萬圓餘は投資される状態である、然して大正十年末に於ける投資状態を見ると不動産二千五百萬圓有價證券二億五千萬圓銀行預金約一億二千萬圓貸付金約九千萬圓であると

(三・三、大阪朝日) 簡易保險引上 閣議で決定 簡易生命保險改正法案が要點である保險金額二百五十圓を三百五十圓に引上げは閣議で決定、一兩日中に議會に提出の筈であるか右引上方法に就き初め政府の五百圓說に對し民間當業者は數回主務省に陳情書を提出し政府側と民間當業者と屢會合の末結局妥協して民間の要求を容るゝこととなり其結果曩に民間當業者要求の無診査保險其他特殊の事項は全然撤回することに決した(東京電話)

(三・一九、中外商業) 引上の理由が無い 前農商務省保險課長 伊藤萬太郎氏談

(313)

簡保引上
三百五十
圓=決定

(312)

簡保引上
=就テ
(伊藤氏
談)

簡易生命保險最高制限引上に對し當局者は該制度制定當時と經濟の事情を異にし貨幣の價値が低下したから引上の必要を生じたと言つて居る其理由は根本的に間違つて居りはしないか即ち之が引上の場合を想像すれば事業實施の結果現在金額の範圍内では到底計算が執れぬ爲め此儘で進むと廢止する外はないと云ふ状態でなければならぬ然るに其實際を見ると斯く急迫を訴へて居ない又貨幣の關係より云へば二百五十圓以下の保險金額では加入者が殆んど無いと云ふのなら止むを得ないが現在契約件數約二百九十餘萬件の平均が百十六圓五十錢に過ぎないのに徴し必らずしも斯る状態に陥つて居ない事を證する元來簡易保險の目的は下層社會に斯業を普及するに在る故に此階級の國民が實際に二百五十圓以上の金額を欲する際に於て擴張す可きものである殊に當局者が最高制限五百圓を主張しながら民間保險業者の反對に依つて三百五十圓に割引した所などは掛引の甚しきもので其理由の如何に薄弱であるかを證するのである抑も政府が簡易保險業を獨占する所以のものは可及的低廉なる保險料を以て一般下層民に保險を普及し其恩澤に浴せしむる精神なるにも拘らず其政府の保險料は低廉でない従つて斯業の經營に依つて得た剩餘金は當然加入者に割戻す可きのである然るに政府は其積立金を所謂低利貸付に投資して社會政策を實行して居ると高唱しつゝあるが僅かに百圓内外の小額なる保險加入をする細民の膏血の一部を以て社會政策を實行するなど云ふ事が根本に於て誤謬である而かも此保險加入者に殆んど直接利益なき住宅建築資金に供するに至つては全く細民の膏血を絞つて中流社會の幸福を圖らんとするものである斯の如き政府當局者の矛盾した政策には吾々は絶対に反對である

(三・一四、時事) 健康保險法案 本日衆議院に提出 政府は十三日左の法律案を衆議院に提出せり
一健康保險法案

衆院提出 (314)

大正十一年

法案の要項を概説すれば左の如し

法案の目的

労働者が疾病負傷分婉等の一時的災害により労働の機会を脅威せらるゝは日を追つて増々劇しからんとするの情勢に鑑み斯る一時的の災害を速に回復して労働力の減殺を防止し併せて労働能率を増進せしめ以て労働者をして労働の機会を失ふの不安より救済せしめんとして制定せられたるものなり

法案の要綱

- 一、**保険事故** 労働者の業務上の事故なると業務外の事故なるとを問はず其の疾病負傷の場合は原則として百八十日間の現実治療を例外として休業手當として災害治療に要する百分の六十の金銭給付を爲す事分婉の場合には同じく百分の六十の出産手當並分婉給付を爲す事死亡の場合は賃金の廿日分の給付を爲す事
- 二、**被保険者の範囲**(イ)工場法の適用ある工場(ロ)鑛業法の適用ある事業場及工場の従業者の任意包括加入とす
- 三、**保険者** 政府及健康保険組合の二とし後者にありては原則として五百人以上の従業者に對しては強制設立三百人以上なる時は任意設立とし政府は保険所を設置する事
- 四、**保険費用の負擔** 保険料は國庫が一部を補助し原則として事業主及被保険者に分擔せしめ被保険者の負擔すべき保険料の割合は之を一定の率以内に制限し且少額賃銀を取得し又は業務災害の危険率著しき事業に従業する被保険者に關しては特に事業主の負擔の割合を増加する事とす
- 五、**審査機關** 健康保険に關する一定の係争事項に關しては簡易なる裁決手續を設くることとし仍ち保険給付に關する事項に關しては通常裁判所に審査會を設けて裁決せしめ保険料の賦課等に關しては訴願又は行政訴

訟を提起する事を得せしむる事

〔三・二一、東京朝日〕對支生命保險

火災保險は擔保物件として金融の關係上新契約多少増加したが生命保險に至つては依然不振の狀態を辿つて居るので最近に至り内地保險業者臺灣、朝鮮、支那方面に向つて支店又は取次店を設置し新契約の開拓に努めて居るが、朝鮮の如きは現在十餘社の支店が設けられてある外昨年漢城銀行一派の朝鮮富豪及大官が資本二百萬圓を以て第一生命社長矢野恒太氏等の後援を得て朝鮮生命保險會社を創立したが從來同地方の戶籍が完全して居らぬから死亡率及被保險者の年齢等に就て不備の點あるに加へ勸誘員が自己の利益より一時的の強制をなすので第二回乃至第三回の掛金に當り解約するもの續出する傾向あり概して保險思想に乏しいので經營甚だ困難なる狀態にあるが、支那に於ては先年日本生命及二三の資本家に於て北京に支店を設け更に米國人の經營するチャイナミユチアル保險會社が上海に創立されて居るが在支那外國人及支那上流富豪のみが加入し廣く一般的に保險に對する觀念に乏しいが、昨年以來一部の支那商人中に加入するものもあるも朝鮮同様戶籍が明瞭でない爲め却つて保險會社側が危惧の念を抱いて居るので此の點に於て十分調査し支那人適當の方法に依つて保險宣傳をなすべく、矢野第一生命社長は近々渡支の豫定であるが、其他二三會社でも支那人を得意とする特種の方法によつて保險契約をなすべく支店設置の計畫をなす向がある

〔三・二六、東京朝日〕生保無診申請

都下の生命保險會社は財界不振のため、解約續出するも防止の方法なきを以て寧ろ新規契約の競争に走り其結果會社の二三は六種病を除く外無診にて保險契約をなすものあるに至つたので重なる保險會社では寧ろ此際政府の簡易保險三百五十圓以上の民間保險に對しては前記六種病を除

(317)

第一編 一般資料

き二箇年間の削減期間を制定して診察全廢をなす必要ありとし近く農商務省に向つて申請をなすとの事であるが英米兩國の如きは保險金の如何に拘らず全部之れを無診査とし二箇年乃至三箇年の削減期間を設けて居るが之れに依つて被保險者側でも會社側でも保險契約が簡易な爲め相當の成績を擧げて居ると云ふ

〔四・一一、大阪朝日〕保險文藝當選

客年十一月二十一日懸賞募集致しました保險文藝の當選は左記の諸氏であります

東京市麴町區有樂町一丁目一番地 生命保險會社協會

暹 信 省 簡易保險局

和 歌 憂き事のかぎりなき世を保險てふ

光をあびてねたるうれしさ 大阪市西區九條北通三丁目四九一番地 松下 繁藏

俳 句 枯木焚いて人に保險をすゝめけり 大阪市南區木津町敷九七四 古賀内商店 吉田 七三治

狂 句 保險金喰つた奴が借りに來る 千葉縣長生郡豊田村 水島 川生

一口嘶 甲労働者「君は苦しい生活だと云ひ乍ら能く保險料が出るね」

乙労働者「八々々々君も生活が樂で無いくせによく酒代が出るね」

標 語 保險の路は幸福の峰に通ず 東京府下澁谷町下澁谷一八〇八 中仙道方 吉田 誠

【二等、三等、四等ハ氏名ノミ記載シアルニヨリ省略】 大阪府西天下茶屋濱田五四三 中尾方 宇野 春

(318)

商務局長ヨリ各生保會社宛契約解除ニ關スル通牒 大正十一年四月二十日

生命保險會社中被保險者ノ死亡シタルモノニ對シ保險契約ヲ解除シ何等ノ支拂ヲ爲サス又ハ示談ヲ試ミ保險金額ヲ減少シ弔慰金義濟金ノ名義ヲ以テ支拂ヲ爲ス向々有之斯カル取扱ヲ爲スニ至ルハ畢竟保險契約ノ當初ニ於テ被保險者ノ選擇調査ノ不充分ナリシニ因ルコトモ多カルヘク認メラレ候處斯クテハ一般生命保險事業ニ對シ誤解ヲ招キ且ツ其ノ信用ヲ毀損スル虞有之斯業ノ發展上洵ニ遺憾ニ存セラレ候ニ付テハ貴社ニ於テモ今後一層御注意相成候様致度尙若シ已ムコトヲ得シテ右等取扱ヲ爲シタルモノ有之候ハ、其ノ事實ヲ承知致度候ニ付其ノ都度遲滯ナク左記事項ヲ報告相成度此段通牒候也

記

- 一、保險契約者、被保險者及保險金額ヲ受取ルヘキ者ノ氏名、住所
- 一、保險種類、保險金額及既收保險料ノ總額
- 一、保險契約ノ年月日、被保險者死亡ノ年月日
- 一、保險契約解除ノ年月日及解除ノ事由ノ詳細
- 一、弔慰金、義濟金其ノ他名義ノ如何ニ拘ハラス支拂ヲ爲シタルモノアラハ其ノ額及支拂年月日

陳情書

本年四月二十日附テ以テ保險契約解除ノ通知ヲ發シタル場合及弔慰金又ハ義濟金支拂ノ場合遲滯ナク事由ノ詳細ヲ報告スヘキ旨御通牒有之候處右ハ是等事項ヲ統計調査セントノ御主意ニ出ツル趣御説明有之候義承知致候從テ右報告ハ必シモ其都度遲滯ナク且詳細ノ事由ヲ具シテ提出スルマテノ必要モ無之義カト察セラレ候ニ付成

大正十一年

(319)

ルヘク時々一纏メニ事件ノ概要ヲ御報告致候ハ、足ルコトニ御取扱ヲ願ヒ度多數會社ノ意見有之候且又世間ニハ右御通牒ヲ傳ヘ聞キ生命保險會社ハ徒ラニ保險金ノ支拂ニ故障ヲ附クルモノ多キヲ以テ主務省ヨリ特ニ警告ヲ加ヘラレタルカノ如ク誤傳スルモノ有之斯業ノ信用ニ關スル義モ有之候間何卒事情御考察御酌相成候様御詮議被下度此段陳情仕候也

大正十一年七月十三日

社団法人生命保險會社協會

理事會々長 福原有信

農商務省商務局長 鶴見左吉雄 殿

(320)

健康保險法公布

〔四・二三、時事〕 健康保險法公布

帝國議會の協賛を経たる健康保險法は二十二日官報を以て公布せられたるが施行期日は勅令を以て公布する由

【備考】 生命保險會社協會編、日本保險關係法規全集下巻參照

(321)

民間會社ノ無診査保險希望

〔四・二六、大阪朝日〕 生保無診査の程度

政府の經營する簡易保險の三百五十圓迄が無診査にて保險契約をして居るが此れと同様民間保險會社にも或る一定の金額迄被保險者の便宜を計り無診査にて保險契約をなすべく保險業者側より内々當局へ陳情する處あつたが當局でも三百五十圓迄は場合によりては無診査となすも差支なからんと云ふ意嚮であるが民間業者は尠くも五百圓迄を限度とし無診査となさんとの希望を有して居る其理由は今期議會に於て政府が引上げたる簡易保險金三百五十圓迄は民間會社の契約範圍に觸るゝ部分は極めて少く大體に於て五百圓以上であるから政府保險と同一金額迄を無診査とするのでは何等得る處はないから寧ろ

五百圓迄を無診査とし一般被保險者の便宜を計ると云ふ意思であると

(322)

安田第一無診査保險會社ノ審議ニ就

〔四・二八、東京朝日〕 無診査保險問題

當局の審議不進

目下農商務省に對して保險事業創設の認可申請中のものは損害保險會社十二、生命保險會社が五であるが其内の故安田善次郎翁其他十餘名の申請に係る安田生命保險株式會社では全部無診査で保險契約を爲さんとするもので第一生命保險相互會社の團體無診査保險と共に我國の民間保險事業に於ける新しい試みであつて申請後足掛三年になるが未だ當局の審議一向進まず従つて方針は決定しない、尤も第一相互の團體無診査に關しては危險率も全部の無診査に比して輕いのを初め無診査保險なる政府の簡易保險の狀況を見ても必ずしも不可とは云へず大體に於いて認可する事となり認可條件として數項を定款に規定し定款作成の上改めて申請する様通達し第一相互では目下定款作成中だと云はる而して一方安田生命の全部の無診査保險に關しても近く無診査と被保險者死亡率、適當な保險料及保險金額並に診査保險と無診査保險との事業上の基礎強弱比較等を調査研究の上何とか決定したいと云つて居るが此無診査保險に對して當局者中に

無診査保險は弱者と雖も全部無診査で加入せしめ而も同一の保險料を徴收するのだから強者と弱者とに依つて著るしい負擔の不公平を來すばかりか危險率が多いから事業の基礎を危くするものだと不認可を主張ものがあるのに對し他方

無診査保險に於ては川本某等の爲した如き保險上の詐偽もなくなり、又保險會社が被保險者に對して告知義務を怠つたとか何とか種々の理由に依つて故意に契約を解除したり保險金の不支拂や減少等の弊害が除去される程、強者と弱者と其の負擔率が不公平にはなるが社會政策上弱者を保護する見地から之も好しい、簡易

大正十一年

保険の成績から見ても方法さへ適當であれば必ずしも危険でない即ち保険金の支拂に關して保険契約後一箇年内に被保険者が死亡した場合は三割若しくは半額、二箇年内に死亡した場合は半額若しくは八割、三年後の死亡には全部を支拂ふと云ふ制に制限して危険を防止すれば好い無診査保険は詐偽行爲其他各種の弊害を除く去する上に於て寧ろ現在の診査保険に優ること數倍である但し無診査保険に於ては保険契約後三年を経過すれば告知義務不履行其他如何なる理由があつても保険契約を解除する事を得ずと云ふ事にせねばならぬとて無診査保険認可論も相當有力である但し之れが決定を見る迄には尙多大の日數を要すべく今の所果して認可せらるゝ否やを豫測する事は困難だが認可論の相當有力なのは注目すべき事だと

(323)

弔慰金等
ニ付通牒

〔四・二八、東京朝日〕生命保険業者に警告 生命保険會社中には被保険者の死亡したのに對し告知義務を怠つたとか種々の理由を以て故意に保険契約を解除し何等の支拂をせず、又は示談を試みて保険金額を減少したり保険契約解除に依つて保険金の支拂をしない代りに一種の涙金とでも云ふべき金額を弔慰金又は義濟金等の名義を以て支拂を爲し寧ろ之れを恩に被せるが如きものも往々あり尤も保険契約の當初に於て被保険者の選擇調査が不十分だつたのに起因する事も多いが兎に角斯くの如きは其の故意に因ると否とに拘らず事業上の誤解を招き信用を毀損する事となつて斯業發達上多大の支障を來すと云ふので農商務省に於ては全國の生命保險會社に對して斯くの如き事之無き様各會社に於て一層注意すべしと警告し且つ今後

【中略、契約解除ニ關スル商務局長ノ通牒(318)ノ一部ニ付略ス】

等を一々詳細に報告する様夫々通牒を發した蓋し從來農商務省の保險課には醫師一名も置かず従つて保險に關する醫務上何等の取締が出来なかつたのも是等各種弊害の發生を餘儀なくせしめたのであるから同省では今回

(324)

支那生保
絶望(矢野氏談)

新に現工場監督官古瀬醫學士を兼任させ前記保險會社より新に報告させることになつた保險契約解除の理由其他を調査し疑點ありと認むる時は直に出張調査して適當な處置をする外、十分な取締りを勵行する事になつた

〔五・一四、東京朝日〕支那生保絶望

支那に生命保險事業を計畫せんと目的を以て四月三日出發上海北京其他支那内地を視察し最近歸朝した矢野恒太氏は對支那人生命保險事情に就て左の如く語つた

四億の人口を以て天賦の沃野を有して居る支那に生命保險事業が發達せないのであるは支那に戶籍が制定してないこと従つて年齢及死亡等が確實でないこと及醫學の進歩が遅々として振はない等が保險事業を經營するに就て最も大なる支障であると信じて居つたが實際に調査して見ると始めの豫想して居つたよりも更に大なる原因を見出したのである、夫れは一般の國民が生活程度の低い事と保險が最も必要である俸給生活者が著しく薄給であるから到底保險を契約しても料金を支拂ふ能力がない假りに保險を附するにしても我國の簡易保險以下の百圓内外の程度でなければ到底事業を經營する事は困難である、夫のみならず支那内地に於ける政界の不安定より起る經濟界の事情は一般人が安心して長期の積金をするなどの事は先づ不可能と見るの外はない元來支那人は勤勉で貯蓄心には相當富んでは居るが其の貯蓄の目的は青年男女が結婚する費用と賭博の資本に充てるものが大部分であるから眞に一家の經營及將來の安全等のために貯蓄するとか又は保險に附するとか云ふ事は毛頭ない勿論支那人經營のもの又は日支合辦及英國人等の生命保險會社五六社現存して居るが眞に支那人のために保險事業を普及せしむると云ふ努力は缺けて居つて只在留外國人と支那富豪の一部に過ぎない殊に保險料金其者が非常に少額で従つて料金も少いから普通方法では經費に追ひ倒されて繼續するものでない要するに保險事

大正十一年

三二一

業の上から支那人自體を發達せしむる事は近い將來には先づ絶望であると

業者大會 (325)

〔五・二九、東京朝日〕生命保險會社大會 二十八日午前十時より平和記念東京博覽會内自治館に全國生命保險業者大會を開催し山本農相、野田逕相、高橋首相(代理朗讀)宇佐美知事及藤山東京商業會議所會頭等の祝辭あり之に對して參列者總代の答辭ありたる後生命保險業者の發展を促進すべき施設を爲す事を政府に建議する事を建議し夫より二十年勤続者百二十一名に對して表彰式を行つた其主なるもの左の如し

明治生命	二五	帝國生命	二一	日本生命	三五
太陽生命	一	有隣生命	一	共濟生命	二一
仁壽生命	六	共保生命	六	愛國生命	一
徵兵保險	二	大同生命	一三		

尙午後一時より森莊三郎、田實、後藤新平、濫澤榮一四氏の講演があり後晚餐會があつた

生保勸業ノ建議 (326)

〔七・六、大阪朝日〕生命保險建議 五月二十八日生命保險大會席上保險事業を促進する施設に關する建議案として提出されて居つた

- (一) 保險金の差押を廢止する法律を制定する事
 - (二) 保險料として支拂ひたる金額を所得より控除する事に所得税法を改正する事
 - (三) 義務教育の教科書中保險に關する記事を掲載する事
- 三項目に就ては一兩日中に委員矢野、下郷、清水、福原等の保險會社重役が會合して具體案を作成し夫々當局へ具陳する筈である

船員保險ノ立案ヲ急 (327)

【備考】大正十一年刊生命保險會社協會編、第四回全國保險業者大會報告、生保獎勵促進建議(33)及び生命保險會社協會報第十二卷第三號所載「生命保險料所得稅免除に關する法律制定經過」参照

〔七・一二、東京朝日〕船員勞働保險 是非來議會に提出 各種社會保險統一

逕信省の立案に係る船員勞働保險(失業、疾病、傷害、癩疾、生命)は四十五議會に提出する筈であつたが閣議其他の都合の爲め遂に流産の已むなきに至つた然るに一般工業並に鑛業勞働者に適用せらるゝ農商務省の健康保險法は無事通過し十二年度に愈々實施せらるゝ事になり且内務省も來議會に失業保險法案を提出する意嚮であるこの事で獨り海員勞働者のみ其恩恵に浴せざるは公平を缺く處置と云はねばならぬので逕信省では是非來議會に該案を提出して通過を期する筈である尙先議會では失業保險は統計の不備職業紹介所の不完全に依り船員保險法案を若し提出するも失業保險のみは削除する筈であつたが既に海員職業紹介所も公布せられ近く實施するの運びに至つて居るので紹介所法と保險法と實施期に相當の期間を置くときは實施に差したる困難もないと云ふので今回は失業保險も含めて提出する意嚮の様である該保險法案の實施に要する經費は年額約八十八萬圓内外で其大部分は國庫の補給金で事業費は極輕少である同省では是等の經費を明年度豫算に計上する筈で審議を進めて居る然し行政整理の都合とあらば追加豫算の形式を執り法案だけは來議會に通過を期する筈であるが該法案の概要は左の通り

- 一、加入資格者 下級海員即ち船舶登録法により登録されて居る登簿噸數二十噸以上の帆汽船の下級乗組員にして船員手帖を有する水夫、同見習、大工、倉庫番、司厨夫、ベーカー、給仕、女看護人
- 一、保險料分擔率 國庫三割残り七割を船主と船員にて分擔するもので多分船主三割船員四割の割合である

大正十一年

一、取扱方法 右の有資格者が乗船の際に海軍部支部から保険手帖を受取り乗船と同時に船長に托し船長は労働賃銀支拂の節郵便切手を以て保険料を強制せしむ

因に現在我國に於て行はれ且行はれんとする社會保險に屬すべきものに簡易保險、健康保險、船員勞働保險並に失業保險の四種あるが是等の保險中簡易保險、船員保險は逕信省に健康保險は農商務省に失業保險は内務省の所管に屬して居るが是等は須らく保險院の如きものを設けて一所に總括するのが時宜を得たものであると稱へられて居る

(328)

ビジネス
保險提唱

〔八・三、時事〕 ビジネス保險提唱 事業の安定と恐慌時の準備 事業に生命保險 米國に於て近來ビジネスに對して生命保險を付する事が大いに進歩發達して居る既に千九百二十年度の如きは同國生命保險新契約高百十三億六千萬弗の内六割はビジネスに付けた生命保險である更に紐育商業與信所の報告に依れば過去十年間に米國の會社若くは商店にして自己の事業に生命保險を付したが爲めに破産を免れた商人の數が約百萬人を超過し又不幸にして破産の浮目を見た者の大多數が生命保險に加入して居なかつたと云ふ事實を發表して居る元來一のビジネスに對して生命保險を付すると云ふ事は一寸異様な感を生じ普通人に採つては了解に苦しむ事ながら其性質が如何なるものであるかを知る時自ら明瞭となる恰も商人が自己の建物商品に對して火災保險海上保險を付すると同じ理に外ならぬ、今作用を標準として生命保險を分類すると家庭保險(ドメスティックインシュアランス)と事業保險(ビジネス、インシュアランス)との二となる前者は自己の老後の爲に若しくは死後に於ける遺族の爲めに自己に保險を付するので此場合は保險金受取人即ち保險の利益を獲得する者は自己若しくは自己の遺族であり保險の目的は自己若しくは遺族の生活を保證し其救濟の眼目が家庭の幸福と安全とを意

味するもので現今我國にて普く行はれて居る保險の殆んど全部が此種類に屬するものである換言すれば我國に於ける現在の生命保險は一身一家の生活の安定が其目的である

特異の保險方法 之に反して後者即ちビジネス保險は保險加入者の關係せる會社の事業若しくは其經營せる商店の營業上に於ける安定を目的として保險を付す、然れば保險金受取人は加入者自身若しくは遺族に非ずして實は會社又は商店である保險契約は加入者其人の生命に付するも保險金は事業其物に支拂はれ事業に利用せらるゝものであれば結果に於て事業其物に保險を付したのと同である此種の保險をビジネス、インシュアランスと呼ぶのである

該保險が商工業に利用されて以來米國の商工業は顯著な發達を告げたので斯業の繁榮に對し生命保險の貢獻せる事の偉大なるは米國人の均しく認むる處である今如何にしてビジネス保險を商工業に利用するかの手續を先づ順序として株式會社組織の場合より説明せんに最も普通に行はるゝは生命保險を積立金の代用に活用する事にして一例を示せば茲に製造會社が十萬圓の機械を据付け其機械の生命が二十年なりと假定せよ然る時此會社は二十年後に新規の機械を买入る爲めに毎年五千圓づゝの積立金を必要とする此場合重役技術者又は支配人等幹部の人に二十年満期の養老保險十萬圓を付し保險金受取人を會社自身と定むる此金額の保險料は五千圓を出でない(四千圓乃至四千五百圓見當)而して二十年満期の際十萬圓の機械を購入し得る譯で若し幹部が二十年前に死亡する時は満期前に當然確實に十萬圓を受取り得るので毎年積立金を爲すより便利で然も有利である恐慌時代の實例 機械のみに限らず建物工場器具等滅失減損すべき設備に就ては機械の場合と同じく生命保險を利用し得るのである米國に於ては特に會社が長期借入金又は社債を發行する場合に償却積立金の代りに生命保險を利用する事が流行して居る又金融緊縮の場合に會社にビジネス保險を付せらるれば金融上多大の便宜を

得る即ち會社商店の破綻は金融緊縮の場合に發生するもので財界動搖の際には銀行が貸出を引締める爲め商人は運轉資金の杜絶を招き破綻を曝露する事に立到る此場合にビジネス保險を付せんか保險證券を擔保として低利に保險會社より資金の融通を受け得るのである千九百七年紐育市場大恐慌の際、生命保險が保險證券を擔保として會社商店に貸出を行った金額は實に七千五百萬弗に達し之が爲め其當時破綻を免れた者が夥しき數に上つた事は今尙ほ米國の經濟史上に顯著な事實として残つて居る

朝鮮ニ損保創立ノ企 (329)

〔八・二六、時事〕朝鮮火災保險創始 損害保險の嚆矢 從來朝鮮には損害保險會社なるものが無く内地若しくは外國會社に對し保險の加入を爲し其保險料は一ヶ年百萬圓を超過するので今回朝鮮銀行、同殖産銀行後援の下に銀行關係者及京城有力者が發企となり、資本金五百萬圓（最初四分の一拂込）の朝鮮火災海上運送保險會社を京城に設立せんとし其株式は公募せざる事とし豫て總督府に設立申請中であつたが本月八日認可を受けたので來月中旬創立總會を開き十月一日頃開業する計畫である尙社長は前總督府財務長官の河内山樂三氏に内定して居る

報告書ニ付陳情 (330)

〔九・三、時事〕生命保險業者陳情 國內四十二生命保險會社中には近來被保險者が死亡した際に往々會社が死亡者に對し既往症隠蔽其他の事故を楯に取り保險額金を支拂はぬ場合があるので農商務省にては本年四月各會社に被保險者が死亡したる時は其事情を一々申告すべき様通牒を發したが各社は各種の事情を申告する事甚だ困難なると共に繁雜に堪へぬ爲め豫て同業者中には變更の希望あつたが恰も二日保險協會の理事會が開會されたので該事件に就き種々協議する處あり、近く更に會合を催し其筋へ陳情する模様である

供託金問題解決 (331)

〔二〇・二九、東京朝日〕保險供託問題 條件附で解決 内地の生命保險會社の供託金は從來長期の地方債等を以て之れに充當して居つたが政府が國債を消化せしむる必要上本年四月地方債を國債に交代せしむるやう交渉する處あつたが會社側は各種の事情上今直に之れを變更する事は至難であると云ふので其筋に陳情した結果其儘となつたが單り外國生命保險會社の内地支店に對しては之れが勵行を嚴達した爲め加奈陀生命、マニファクチュア、ニューヨークの三社は本邦駐米領事の手を経て内地會社同様の意見を具陳したが容易に容れられず引續き今日迄主務省と會社との間に交渉中であつたが今回從來の地方債満期日を俟つて必ず國債に振替ふる事として漸く解決した外國會社の供託金は責任準備積立金の約六割に當つて居ると云ふ

〔備考〕 契約解除ニ關スル商務局長通牒 (328) 右ニ付協會陳情 (319) 參照

生保金融勢力増大 (332)

〔二一・一六、東京朝日〕保險會社の金融的勢力 資金運用範圍の擴張 保險業殊に生命保險業が金融方面に勢力を伸ばして來たのは近年の事であるが併し其力は却々盛んで今日では抜く可からざる特殊の地盤を持つて居る、當初保險業者の金融方面に伸びたのは公債又は社債の應募並に事業會社に對する少額の金融に初まるのであつたが今日では到底單純なる應募者ではなく殆んど引受者の立場に立つて居る 元より公社債の引受は擔保附社債信託法の定むる所に依つて特別に許可を得た銀行業者の行ふ處で保險業者は之を許されぬのであるが内容から云ふと或る銀行が地方債なり社債なりの引受をなす場合先づ之が保險業者各自なり保險業者團體なりへ内交渉を開き大體其諒解を得るに至つて初めて正式に受託契約を行ふと云ふ場合が追々に増加して來るので

此の結果は保険業者は單に其公社債に對する應募者としてのみでなく一面相當の引受手数料を該銀行から分配を受けること云ふ實情となり従つて其資金運用の利廻りは頗る高率となり其勢力は盛大である

最近の統計に依ると生命保険業（徴兵保険を加ふ）の會社數は四十三で其資本金は三千九百四十萬圓に上りそして其契約高は三十三億で年々受取るべき収入保険料は一億二三千萬圓に達して居る而も過去に於ける資金の運用より得る収入は尠くとも年額七八千萬圓を算するとの事であるから此合計約二億の金額は殆んど運用資金に廻るので其大部は公社債の應募引受となり金融界へ侵入し來る有様である

生命保險會社協會の首腦者は此實情に鑑み將來新規の資金運用方法に就て目下切りに講究中にて其の

第一案として

外國の公債に應募せんとするのであるが之に就ては既に紐育及倫敦市場に就て外國事例の内調査を初めたとの事である

第二案として

地方債又は社債の引受の出来るやう法律の改正を懇請すると同時に資金運用方法を今少し寛大にして貰ひたひと云ふのである

何れ成案を得次第協議會に附議して正式の問題とする筈であるが此保険業者の金融的發展は將來銀行業者の大敵となるであらうと觀られて居る

生命保險獎勵促進の建議

生命保險は國民に勤儉の美風を奨め後顧の憂を除き經濟生活の基礎を安固にするのみならず其蓄積に係る資金は

一國の金融に重大なる作用を爲すものなれば本業の普及發達に努むるの必要あること多言を要せざる所なり我邦に於ける本業は創始以來順當の發達を致し殊に近年著しく進歩の實績を擧げ今や加入人員四百萬を算し其の契約高三十億圓以上に上り其蒐集する保険料は年額一億二千萬圓に超ゆる有様にして生命保險の必要並に效果は漸く確認せられたるが如しと雖も之を歐米先進諸國の成績に比すれば尙甚だ幼稚なるを免れず依て當業者は其發展に關し常に多大の努力を費し居るに拘らず本制度の根本的性質及び其必要が國民全體に未だ十分に理解せられざる爲め其效果に於て遺憾とする所少なからざる次第なれば政府に於ても相當施設を考慮せられ當業者の努力をして一層效果あらしめられんことを希望致候而して本業發展促進の施設として希望すべき事項多々あれども就中其顯著なるもの二三を列記すれば左の如くに御座候

一、生命保險に關する事項を國民普通教育教科書中に説明せられたること

理由 生命保險は近來著しく發展したりとは云へ國民全體の上より見れば仍ほ其根本的性質を誤解し又は其必要を輕々看過する者決して尠しとせず生命保險が社會共同生存の必要條件なることを國民全體に理解せしむる事は單に保險業者の宣傳のみに待つべきにあらず又現在の如く高等科教科書に於て僅に其一半の説明を爲すを以て足れりとするべきに非らず更に進んで國民の普通教科書に成るべく平易の文字を以て根本的性質及び必要を十分に説明せられんことを希望致候

二、被保險者の遺族を保險金受取人とする場合の保險金は之を差押ふべからざるものとする事

理由 生命保險は其養老保險たる終身保險たるを問はず何れも主として被保險者の遺族の扶助を目的とするものにして之に依りて國民の生活の安固を得せしむる效果あること喋々説明を要せざる所殊に我邦に於ては家族主義に基づき法律上親族相互間に於ける扶養の權利義務を認め其扶養の權利は之を處分し若くは差押の目

大正十一年

的とすることを禁じ居れり、生存中のものに付て此法規ある以上は其死後に於ても此道義的美風を貫徹せしむべき制度を確立すること亦極めて必要のこと、云はざるべからず是に於てか被保険者が扶養すべき關係に在る者を受取人とする保険契約に付ては其保険金請求權は之を差押ふべからざるものとすること其契約本來の趣旨及び契約者の意思を尊重する所以の道たるも同時に又頗る緊要なる社會政策的施設にして簡易生命保険の如きは既に此點に留意し居れる所なり依て之に關し法律を相當修正せられんことを希望致候

三、被保険者の遺族を以て保険金受取人とする生命保険契約の爲に拂込みたる保険料は本人の勤勞所得より控除する様所得税法を改正すること

理由 最近の改正に係る所得税法に於て所得稅納稅義務者が扶養すべき家族の數に應じ其所得稅高より相當削減したるものを以て課稅所得とすることを定めたるは親族相互間に於ける扶養の美風を認めたる結果にして其削減せらるゝ金額は極めて僅少なりとは云へ其精神は近代の立法に於ける美事として稱賛せらるゝ所なり生命保険に於て被保険者の遺族を以て保険金受取人とする契約は被保險者死亡の後まで親族扶養の道義的美風を貫徹せしめんとするものなること多數の事例の證明する所にして社會政策より觀察し成るべく保護獎勵すべきものなれば此種の契約の爲めに拂込みたる保険料は之を被保險者の勤勞所得より控除し課稅所得を定むること、せられたく生命保険加入者の主たる階級及び勤勞所得に關する納稅義務者の實狀に徴すれば此の控除を認むるも之が爲めに徵稅上に失ふ所は極めて僅少にして而も國民の勤儉の精神と相互扶助の美風を養成する上に於て莫大なる效果あるべきは疑ひを容れざる所なれば此點に關し税法を相當改正せられんことを希望致候

右本年午五月二十八日開催の全國生命保險業者大會の決議に依り建議致候也

大正十一年十一月二十日

全國生命保險業者大會

會長 福原有信

- | | |
|--------|------------|
| 內閣總理大臣 | 男爵 加藤友三郎 殿 |
| 司法大臣 | 岡野敬次郎 殿 |
| 農商務大臣 | 荒井賢太郎 殿 |
| 大藏大臣 | 市來乙彦 殿 |
| 文部大臣 | 鎌田榮吉 殿 |

大正十二年

所得稅法改正の義に付請願

請願の要旨

自己若クハ家族又ハ其相続人ヲ保險金受取人トスル生命保險契約ノ爲ニ拂込ミタル保險料ハ課稅所得中ヨリ控除スルコト

國民に勤儉貯蓄を獎勵するの一策として生命保險料を課稅所得中より控除することは歐米諸國の夙に實施せる所にして其效果の顯著なりしは各國歴史の明證する所なり、昨年五月全國生命保險業者は大會を開き全會一致の決議を以て我邦に於ても同様の施設あらんことを政府に建議せり、國際間の經濟的競争益々激甚を加ふるの實狀に鑑み有らゆる手段を施して勤儉貯蓄の美風を獎勵するの急要なるは固より論を俟たず近時我邦の生命保險は漸次國民の各階級に普及し來り契約人員約四百萬（簡易保險を除く）を越ゆるに至れり此機運に際し課稅所得中より保險料控除の恩典を與へ法律を以て勤儉獎勵の主旨を明示せば國民全體の貯蓄思想を向上するに一段の効果あるべきを疑はず今や政府は所得稅法改正案を帝國議會に提出せられたり依りて此機會に於て本願の改正をも同時に實行あらんやう閣下の御盡力を切に悃願仕候

右謹而請願候也

大正十二年

大正十二年一月三十一日

生命保險會社協會

理事會々長 福原有信

内閣總理大臣 男爵 加藤友三郎殿

農商務大臣 荒井賢太郎殿

大藏大臣 市來乙彦殿

衆法第二八號 所得稅法中改正法律案

右成規ニ據リ提出候也

大正十二年二月十日

提出者

金光庸夫

八木逸郎

横山寅一郎

賛成者 五十七名

所得稅法中左ノ通改正ス

第十六條ノ二 自己若ハ家族又ハ其ノ相續人ヲ保險金受取人トスル生命保險契約ノ爲ニ拂込ミタル保險料ハ本人ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ之ヲ控除ス

所得稅法中改正法律案理由書

扶養ノ義務ヲ負フ者カ不時ノ死亡ニ依リ其ノ遺族カ扶養ヲ受クヘキ道ヲ失フノ不幸ヲ救済シ家族將來ノ爲ニ生活ノ安定ヲ準備スルコトハ國民生活ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル上ニ於テ最必要ノコトニシテ此ノ要求ヲ充タスヘ

改正法律案

右理由書

所得稅法中改正法律案
へ提出
中改正法律案
律案議會

(335)

所得稅法
の控除
料請願

(336)

キ最適切ナル施設ヲ生命保險ト爲スルコトハ社會的施設トシテ最重要ナル生命保險ヲ獎勵スルノ一策トシテ其ノ保險料ヲ課稅所得中ヨリ控除スルコトハ歐洲先進諸國ノ夙ニ實施セル所ニシテ其ノ效果ノ顯著ナリシハ各國歴史ノ齊シク明證スル所ナリ近時我カ邦ノ生命保險ハ漸次國民ノ各階級ニ普及シ來リ契約人員約四百萬(簡易保險ヲ除ク)ヲ超ユルニ至レリ此ノ機運ニ際シ課稅所得中ヨリ保險料控除ノ恩典ヲ與ヘ國法ヲ以テ之ヲ獎勵スルノ主旨ヲ明示セハ國民ヲシテ子孫ノ爲ニ慮ルノ美風ヲ助長セシムルニ於テ一段ノ效果アルヘキヲ疑ハス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

〔二・二八、中外商業〕課稅所得と生命保險料 控除請願の理由 豫て生命保險會社協會に於て立案中であつた「課稅所得中より生命保險の爲めに拂込みたる保險料を控除する様所得稅法の改正を其筋に請願する事」の案を今期議會に請願し目下議會に於て之が審議中である其理由として當業者の語る所に依れば

生命保險料を課稅所得より控除する事を始めたのは千七百九十八年英國のウキリアム、ヒットが自ら議會に提案して實施した爾來今日迄繼續せられたものであり又獨逸の各聯邦及和蘭等でも之に倣つて免除して居る蓋し生命保險は貯蓄の一種であるけれども普通の貯金とは其趣を異にする即ち貯蓄や積立金は一時剩餘の資金を預けて何時でも費消し得る状態に置かれて居るが生命保險金は寡婦孤兒若くは老年者等の生活を安定せしむる爲めであつて貯金の如く自由勝手に費消の出来ない性質のものである之が爲め保險加入者及其の遺族は貧弱に陥らず社會の厄介にならないで済むのであつて換言すれば生命保險は國家の厄介になる可き者を防止する社會政策的意味を有するものであるから之に課稅を免除するのは合理的である而して此制度を設けて以來其國の生命保險事業は何れも著しく發達した事實に徴し我國にも此方法を採用する事が急務である

大正十二年

三三五

随つて是非共之が目的を貫徹すべく目下協力して努めつゝあると

〔三・六、中外商業〕 小作保險 革新派提出案

一 小作保險法案(齋藤宇一郎氏外四名提出)

一 小作保險特別會計法案(同上)

齋藤宇一郎氏(革)登壇

近來小作爭議の頻發は之を要するに農業收益の僅少及其不安定にあると信ずる本案は右缺陷を補はんが爲めに立案したものである

と説明し兩案を一括農村振興建議案委員に併託

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル所得稅法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政 名

大正十二年四月五日

内閣總理大臣 男爵 加藤友三郎

大藏大臣 市來 乙彦

法律第四十一號 【生命保險會社協會編、日本保險關係法規全集上巻參照】

(338)

所得稅法
中改正法
律公布

(337)

小作保險
建議

(339)

東京海上
ノ新保險
企劃

〔四・九、中外商業〕 出來たら事業家の喜び

ストライキの保險、其他火災後休業保險や航空保險

外國の例に倣ひ兼營を企てゝる海上保險社

從來わが國の災害保險は主として火災傷害盜難海上運送自動車それにボイラーなどであつたが今後東京海上火災保險會社では歐米先進國の例に倣つて新しいいろ／＼な保險を兼營することになつた風水害の保險は當り前としても工場商店の窓硝子破損に對する保險とか殊に面白いのは一燈暴動同盟罷工などによる事業家の損害を救はふと云ふ變つたものがある之は同盟罷工の頻發する英國で盛んに行はれてゐるもので若し完全に行はれば事業家に取つては一大福音を齎すものであると言つてもよい職工がいくら騒いでも又罷工をしてもその損害は絶対に償はれるといふのだ相であるそれから事業家のために火災後の休業保險といふものもある工場が火災に遭つて當然休業しなければならぬ場合には又従業員も共に休業しなければならぬとすると二重の損害を負はなければならぬ譯で之れ又必然的なものである又英國ロンドンと佛國パリ間は世界でたつた一つの航空輸送が行れてゐるので旅客の生命託送貨物飛行機等の保險があるのに倣つて將來の航空開發の爲に之も併せてやると言ふ更に家畜家禽や雇主責任などあらゆる災害に對する保險を新しく創始されるといふが果して主務省が認可するかどうかは未だ不明だけれど來る二十日の定時總會で定款の改正を行つた上認可を仰いで營業する筈である

(340)

農商務省

〔五・一四、都〕 保險政策調査

農商務省に於て

歐米に於ける保險制度の發達は近來刮目すべきものあり

勞働、失業、健康、農業、風水害、雹霜害、家畜、森林、醸造、水産、家賃、責任、硝子等社會生活各般に亘

大正十二年

三三七

つて保險制度の確立せる爲め人の生活並に事業設備安定し社會政策上顯著なる効果あるに鑑み農商務省でも左の如き各項を調査して居る

- 一、農商務省は將來當業者監督と言ふが如き消極政策を棄て社會各方面に感じられつゝある生活並に事業の不安を除去する一助として特に社會政策に必要な保險の社會化を圖る必要あること
- 二、右に聯關し再保險制度の發達普及を圖り當業者並に國家の責任分擔方策につき調査すること
- 三、歐米の保險制度を調査し社會生活上の共同責任觀念の養成又は國民生活に適當なる新種保險は特に系統的調査を遂げて當業者並に社會一般の誘掖指導を爲す等積極的保險政策を採用すること
- 四、右計畫に必要なれば全體的調査機關を設置すること

(341)

業法ノ殖
民地適用
ニ就テ

〔七・四、東京朝日〕保險業法適用統一 現行保險業法の適用範圍は内地に限られ臺灣、朝鮮の殖民地では舊會社法に依つて居るので、朝鮮に本店を有する保險會社か内地に支店を設立し營業の擴張を計畫するに幾多の不便があるので農商務省は以前から保險法の適用範圍を殖民地にも延長し全國保險業を農商務大臣の主管の下に統一せんとして先般拓殖局に其意を通じたが殖民地側は主管を農商務大臣の下に統一するの點に反對したので農商務省も一步を譲り主管は從來の通りとし保險法の適用範圍を延期することとなし先づ臺灣と交渉の結果協定が成立したので更に此程朝鮮と交渉を開始するに至つた、まだ其回答はないが大體近く協定が付きさうである、尙右協定の曉は保險業法を朝鮮に施行し但し主管は朝鮮總督に委任するの勅令を發する事になるであらう

簡保の殖
民地擴張
困難

(342)

〔七・六、都〕簡保擴張困難 殖民地に對して 選信省の簡易保險を各殖民地に延長することは、同地方よりの要望を待ち然る後に實施する筈なるが樺太より曩に熱心なる運動があり當局も殆ど實施と決定した處、法制上の問題にて行き詰り目下行惱み中であると、尙朝鮮より平壤の商業會議所其他から當局へ陳情書の提出を見なければ民籍簿の不備なる爲め當局は猶考慮中である

(343)

家畜保險
問題進捗

〔七・一三、時報〕家畜保險問題進捗 一昨年日本家畜、大日本家畜の再保險會社設立の件が主務省に出願されて以來、家畜保險問題は研究事項として當局に審議中なりし陸軍省の所管なりし馬政局か今春畜産局となりて農商務省に移管せられしを動機として本問題は再燃し先般開催せられし地方畜産主任官會議等に於ても論議沸騰せし爲に爾來審議を進めし結果、家畜保險は營利事業として民間に經營せしむることを不適當と認るに至り大體の方針として先づ牛馬のみに關し畜産組合若しくは畜産組合聯合會等に試験的に許可することに當局の意見一致したるか保險業者との關係上直ちに實行する譯に行かざる爲め更に此方面の研究を遂ぐべく今回商務局の保險事務官南正樹氏を兼任書記官として畜産局に兼務せしむることゝなれる次第にて、次期議會までには之に伴ふ保險業法の改正案を提出するに至るべしと豫想され居れり、因に全國に於ける畜産組合及び同聯合會は大正十年末組合數三百九十三、聯合會數三十にして牛馬の斃死頭數過去五箇年間の統計左の如し

年	牛頭	馬頭	八年	一九〇〇	三一年、四三〇
六年	一三、六〇一	三五、〇〇四	九年	一四、五三一	二九、六五一
七年	一二、七六一	三三、一九一	十年	一七、一五二	三一、八一八

〔八・三、中外商業〕 癩疾保險調査 社會局は來年度豫算に癩疾保險調査費を計上し省議の決定を得たので該豫算確定の上は官制を改正して健康保險部を設置し癩疾保險法の調査立案に着手するのであらう、是等は劇毒物使用工場の職工が罹る鉛中毒、火傷、皮膚病、砒素中毒、硫酸瓦斯中毒に依る脱齒病又鑛山労働者の胃さる、眼球震蕩症、鑛肺、十二指腸蟲等甚だ多きに拘らず我國には未だ英國の如く業務上の疾病に關する種類の規定無く又獨逸の如く疾病保險の制度もないのを遺憾とし今回の計上を見たもので主要の問題は炭坑夫に關する部分である、彼等の死亡率は五十歳前が七割五分、其以後が二割五分、平均死亡年齢は二十五歳乃至三十歳に過ぎず、之を農夫の死亡率五十歳前二割五分、五十歳後七割五分に比すれば實に其業務上の疾病の如何に恐るべきか察せられて餘りある、社會局は此調査費に三萬圓を計上したが若し來年末迄に調査が完了すれば直に議會に提出する豫定である

〔八・八、中外商業〕 生命保險會社の公社債投資増加 全國生命保險會社の總資產は昨年末に於て五億八千九百萬圓を算しその前年末に比し八千六百萬圓を増加して居る隨つてこの増加の割合より推せば本年に於ける總資產は尠くとも六億五千萬圓以上に達せるものと見られて居る而して此の主なる投資口は銀行預金及有價證券等である、即ち昨年末は銀行預金一億三千二百九十八萬八千餘圓、貸付金一億二千五百九十七萬三千餘圓、有價證券二億五千六百六萬一千餘圓であつた然るに當業者は最近株式界の不況に鑑み一般にこれに對する投資を回避する傾向を生ずると共に一方公債に對しては最も安全確實と認め、また好利廻りの社債及公共團體に對する貸付等に對し主力を集中する傾向となつた現に今年に入り

目黒蒲田電鐵社債九分五厘
北海道瓦斯社債九分五厘

好間水電社債一割
信濃電氣社債九分
福島縣債八分
二本松町債八分五厘
長野市債八分五厘
鹿兒島縣債八分
熊本縣債八分五厘

中央電氣社債九分五厘
小樽市債八分五厘
弘前市債八分
福島市債八分
岡山市債八分五厘
鹿兒島市債八分五厘
富山市債八分五厘

等を始めその投資は枚擧に遑がない程である、而も年初に於て今年の金融が幾分引緩み自然資産運用に因る利廻りは低下するだらうと一般當業者の期待して居たのに反し寧ろ前年に優る好利廻りを示して居り、且生命保險會社協會投資委員の手許には尙數十の申込があり勞せずして其選擇が出来る有様であるから營業方面は兎も角として資産運用利益としては頗る順調を示して居ると

〔八・一三、中外商業〕 生命保險約款の改正 研究問題とならん 我國の生命保險事業は近年著しき發展を告げ今や其總保險契約高が約三十六億、總資產が約六億五千萬圓を算し斯業の基礎をして漸次鞏固を加へしめて來た、然るに一方に於て世上往々當業者は保險金支拂に對し種々の文句を附けて支拂はぬ場合があるとか或は支拂を延期するとかの非難が高いので新契約の獲得上甚だしい障害となつて居る、此の世上の聲に鑑み二十四時間主義又は即時拂主義等を標榜して新契約の増加に向つて努力する會社も出ると云ふ奇現象を呈するに至つた之に對し當業者中種々の議論もあるが何と云つても保險會社としては成る可く迅速に被保險者に保險金を

支拂ふ様に努めなければならぬ事は議論の餘地はないのであるけれども現在の保険約款や會社の支拂手續は官僚式に出来て居るので取扱者としては事實上迅速に手續を済ます譯に行かない故に該問題を根本的に改むるには各社共同一致して約款の改訂を断行する外は無いと云ふ議論が一部有力者間に起つて居るから或は近く生命保險會社協會の研究問題として提案を見るに至るだらうと云はれて居る

(347)

銀行兼營ノ問題

〔八・一四、大阪朝日〕 保險と銀行兼營 當局は調査中 現行保險業法では保險事業者は保險業以外業務兼營を許可されて居ないので其の資金並に所有財産の運用に關しては銀行に供託する等幾多の制限を附されて居つて運用上の自由を局限され利潤獲得上にも不利な點がある、然し保險事業は保險料金の納入、國債、地方債其他株券並に銀行を通じての各方面への放資は銀行の業務に類似のもの多く事業上銀行と同等の業務をなし且つ今日では金融界に於て等閑に附すべからざる勢力を有するに至つて居るので民間當業者間でも保險事業の銀行兼營許可を希望して居るが右に對し農商務省でも大體主旨に賛成し目下内々調査研究中である、然し保險業者の銀行兼營は監督上大藏省と密接な關係を生じ其間幾多の交渉を要する譯であるから其成否は俄に豫斷を許さない

(348)

保險信託會社ノ企

〔八・一八、大阪朝日〕 保險業者の信託計畫 生命保險會社が其積立金を有利に運用する爲め他方債及び株式に投資する事は近時特増加して來た、之れと同時に貯蓄銀行兼營等も會社によりて計畫されて居る、今日迄に實施されたものは第一相互貯蓄銀行のみで明治及日本生命にても堅實なる投資方法として銀行よりも寧ろ信託會社を創立する方が現在の投資事業と附帶して寧ろ有利であると云ふ立場から計畫中である、東京瓦斯電

氣工業會社は營業不振の結果國際信託を通し多大の融通金を得其の結果國際信託の監理する處となつたが同社は其當初に於て生命保險會社に資金融通を仰いだ各社の意見一致を缺き其目的を達するに至らなかつた、保險會社が今日迄投資した金額一億圓は主として個人會社の投資であるが個々の投資は各種の上にて不便尠ならず且利益を占むる上に於ても策の得たるものでないといふ結果から信託團には保險信託會社といふ名目の下に各社の積立金中流用し得らるべき金額を醸出し合同出資の下に組織せんとするの計畫あり、右に對しては主なる會社の幹部は何れも賛成して居るから近き將來に於て實現さるゝであらうと傳へられて居る

(349)

震災生保支拂豫想

〔九・一〇、東京日々〕 生命保險支拂開始 損害は割合にすくない 生命保險會社は本社の焼失したものは丸の内の保險協會において焼失せざる太平、中央、常磐、明治、富士、有隣、共保、仁壽、東海は従來の如くそれ〴〵營業を開始し死亡者に對する保險金の支拂ひを行つてゐるが各保險會社損害高は二億圓に達するものゝ如くつたへられるも事實は存外輕微にて十日または十一日に各社の聯合重役會を開ら各社の損害高の調査ならびに善後策を協議することゝなつたが假に震災地の死亡總數十五萬人とするも一人平均の保險高は平均六十七圓と計算されてゐるから總損害は一千萬圓であり、また住民に對する保險加入割は東京九分七厘神奈川七分六厘であるがこれを死亡者總數の一割とするも一萬五千人が保險契約をしてゐた譯でこの一人平均保險金九百〇四圓であるから總保險高一千四百五十萬圓となるいづれにするも保險會社の損害は割合に僅少であるといふので各社は樂觀してゐる

(350)

〔九・一〇、東京日々〕 火災保險の補助不能 當局の打消 東京、横濱等の震災火災に對する火災保險金の支

大正十二年

三四三

拂については火災保險會社側でも相當善後策につき協議中であるが此際保險會社としては約款に拘泥せず出来る限り支拂ひを履行したいといふやうな意向もありたとへ全額の支拂には應し得なくても一部は支拂ひたいといふ意見であるがまた損害の程度についても不明であるからこれ等調査を進め政府當局の意向も聞いた上最善の努力を盡くしたいといふ様子である一方監督官廳たる農商務省でも罹災民救済の意味から出来るだけの事はしなければなるまいとの意向であるから當業者側に勸告し一部の支拂ひを履行せしむるやうになるであらうが政府が保險金支拂ひのため補助金を支出するなどいふことはまた考へてもゐないが到底出来得ないであらうとなほ大日本火災保險協會では伊香保にある各務同會長の歸京をまつて緊急役員會を開き具體的決定をなすと

(351)

協會ノ震
災死亡支
拂ノ協議

〔九・一二、東京朝日〕生命保險は支拂ふ 生命保險會社協議會では第一回協議會を十日午前十一時から丸の内同協會に開き協會加盟會社中萬歳、日本、日本醫師共濟、日本共立、日華、日清、蓬萊、東海、千代田、中央、第一相互、太平、大同、太陽、大正、高砂、八千代、富士、國光、帝國、愛國、共保、共同、共濟、有隣、明治、仁壽の二十七社出席、理事長矢野恒太氏議長席に就き協議した結果支拂延期令施行地域東京府、神奈川縣、千葉縣、埼玉縣、靜岡縣内の生命保險契約取扱方に付き左の如く申合せた

- 一、今回の災害に依る保險金は完全に支拂を爲すこと
- 一、右保險金は出來得る限り速かに支拂手續を開始すること
- 一、保險料の拂込は明年二月末日迄のものに限り保險約款に依る猶豫期間と支拂延期令に依る猶豫期間の外に更に二ヶ月延長すること

(352)

支拂資金
額ノ調査

〔九・一二、中外商業〕生命保險支拂資金 各社で調査 既報の如く日本銀行は生命保險會社に對し救済資金として金五千萬圓を貸出す事となつたが右に關し生命保險會社協會は十四日午前十一時より協會へ各社代表者會合し種々協議した、其結果各社は此際至急各自の所要金額を調査申出づる事を申合せ散會した

(353)

猶豫期間
更ニ伸張

〔九・一二、東京朝日〕保險料徴收延期 生命保險會社は曩に保險料の徴收を二ヶ月延期したが更に二ヶ月を延長し都合四ヶ月間猶豫する旨農商務省に申出た

(354)

京濱火保
契約高

〔九・一四、時事〕火災保險契約高三十六億圓 京濱兩市にて 東京市中の罹災區域に於ける火災保險契約高は東京海上火災各務事務の調査に依れば僅に三十二億圓に達する由而して横濱市の火災保險契約高は各保險會社共全燒重要書類を烏有に歸した事とて確實に其金額を知り難いが大約四億圓内外と見られて居る其の内生糸約六千萬圓家屋六千萬圓内外他の二億七八千萬圓が一般商品其他であると云はれて居る

(355)

生保支拂
方法ノ調査

〔九・一五、中外商業〕生命保險支拂の方法 八月末現在全國四十二生命保險會社の生命保險總契約高は三十六億四五千萬圓に達して居る、而して震災程度の最も甚しかった東京、神奈川の二府縣下に於ける保險契約高は約六億圓を算し其内被保險者の震災に基因し死亡せる者の保險金額は約三千萬圓と見積られて居る（生命保險會社協會調査）之が仕拂に就ては既報の如く成るべく迅速に開始する方針を執つて居るけれども尙左記の諸項に就き各社の歩調を一致する必要がある（協會調査）

- 一、被保険人の生死の証明を何うするか
 - 二、保険証券を焼失しても会社に臺帳の残存する場合の手續を何うするか
 - 三、会社の臺帳及被保険人の所持せる保険証券を共に焼失した場合は何うするか
 - 四、保険金の指定受取人生死不明の場合は何うするか
- 右に關し五名の調査委員を設けて目下調査中であるが實際支拂を開始する時期は目下の所未だ見當が附かないらしい

日銀融資
見込額 (356)

〔九・一五、東京日々〕 保険融資 日銀の方針 生命保險會社に對する日銀の資金融通は既報の如くであるが日銀が融通すべき豫定額は會社の支拂ふべき保險金のみでなくこの際契約の解除その他に必要な資金をもふくんでゐるから總額二千五百萬圓に達する見込であると

(357)

火保支拂
期ス(田
農相談)

〔九・一五、東京朝日〕 火災保險支拂は政府は最善を期す 田農相談

震害地復舊の方法として政府の救護民間特志家の義捐等勿論大いに必要ではあるが更に罹災動産不動産の火災保險に對しては被害者一般に金額の如何に拘はらず頗る期待されて居る萬一此の期待に悖る事ありとすれば民心の動搖を來す恐れがある併し會社對被保險者の間に締結されたる約款に照し權利義務より論ずれば會社は支拂の義務を有せないが今回の如き非常の場合に於ては德義上人道上より考慮して會社の自發的意志に訴へたい、保險金額は約二十三億五千九百萬圓であるが右の内八割は外國會社に元受又は再保險を附してあるから外國會社へも事情を訴へて同情を仰かねばならぬ内地會社の財産は前記保險金額の一割強に過ぎないが之れを全

(358)

生保支拂
手續簡略
ア申合

部支拂ふべしと云ふ事は會社が全たく倒産せねばならぬから之れも不可能である、依て政府は此際會社に對し會社が支拂ひ得らるゝ能力の程度を迅速に調査せしめ其上政府が何程かの保證をなすと云ふ事になるのであるから此際會社の能力の程度が決定せねば政府の腹も自然決まらない政府は民間會社の態度の決定次第成るべく罹災者の期待に副ひたい考へである

〔九・一二、中外商業〕 面倒な手續省略で生命保險金を支拂ふ 各會社の臨機處置 生命保險會社協會

は災害に因る保險金の支拂方法に關して既報の如く委員に附託して種々調査中であつたが今回の如き異常の場合に於ては法律及保險約款に依り保險証券、最終領收書、死亡診斷書又は死體檢案書、戶籍謄本、印鑑證明書等必要書類を保險會社に提出せしむるが如きは事實不可能であり又保險會社側でもカードや帳簿が焼失して居るものもあるから臨機の便宜方法即ち外交員又は代理店の證明其他被保險者である事を正確に認め得らるゝ者に對しては各社同一歩調を以て書類の作製や法律上の手續を省略し成るべく契約者の便益を圖る事を申合せ其方針に基き直に仕拂を開始する筈である、尙今回震災に因る保險加入者の死亡せる數は未だ正確に分らないが大體仕拂保險金は千五百萬圓乃至三千萬圓見當であらうと推測せられ之が仕拂準備として日本銀行より生命保險協會に五千萬圓を借受けて居るから保險金の支拂には何等憂慮の必要はないと

(359)

英國火災
業者ノ決
議發表

〔九・一七、中外商業〕 火災支拂義務 英國當業者決議 日本震災の結果生すべき保險金支拂義務に關し英

國火災保險業者は今般左の通り發表せり

一、日本に於て事務に従事する英國保險業者は最近會議に於て地震又は其結果として生じたる損害に對する責

任を免除する總ての保險證書に共通なる條件を固執すべきことを滿場一致を以て決議したり

二、右條件は正確且決定的文句を以て規定せらる殊に桑港事變以來然りとす

三、日本火災保險協會の規則は保險會社にして地震の責任の除外を特に規定せざる保險證書を發行することを禁止す、右地震は保險者の特別の要求に基き別個の保險證書に依り又は書加へ且特別の保險料を支拂ふことに依りてのみ之をカバーし得るものとす

四、日本に於て發給する保險證書の條件は主務省に提出し其の承認を受くるを要するものなり

五、保險會社に於て特別の保險料を取り地震の責任を負担せざるに地震より生じたる損害の責任を負ふべき道徳上の義務なし

〔九・二〇、時報〕無事の保險會社 東京所在の保險會社にして今回の大震災に際し罹災を免れたるもの左

の如し

生命保險の部

東海生命、仁壽生命、有隣生命、太平生命、富士生命、萬歳生命、共保生命、愛國生命、明治生命、常磐生命、中央生命、富國徴兵創立事務所

損害保險の部

扶桑海上火災、日本火災、日本海上、東邦火災、帝國火災、三菱海上火災、明治火災、東明火災、第一海上火災、太平火災、東京海上火災、東洋海上火災、常磐火災海上、京都火災東京支店、豐國火災、大日本火災海上東京支店、神國火災、辰馬海上火災東京出張所、大成火災海上東京支所、富國海上火災東京支店、朝日

罹災ヲ免
レタ保險
會社

火災保險
ノ論議
松本
局長
官談

海上火災東京支店

〔九・二六、東京朝日〕保險問題の論議 松本法制局長官談 火災後の火災保險金支拂問題に關しては隨所

に大分種々の説が行はれてゐる様である、罹災者は興奮の餘り此際全部の支拂を要求し災害復興に關する諸團體に於ても災害地以外の保險契約者の利益や保險會社の財産状態等を全然顧慮しないで全額支拂や若くは無理な支拂を最も適當の處置であるなど聲明してゐるものがある勿論此の非常の際であるから保險會社も支拂若くは見舞金の名儀で或程度の出資をなす事が是非必要な事であるがそれは保險會社の財産状態とその他被保險者の利益とを慎重に考慮の中に入るべきではあるまいか、災害地たる東京府神奈川縣の保險契約高はざつと見積つて全體の二割五分位に過ぎないのだから全國の被保險者を全權性に供する様な事なくその利益をも十分考慮すべきである、猶火災保險の官營問題に就いても諸團體で決議を發表してゐる併し此問題もそんなに輕々しく取扱ふべきではあるまい、此れは火災保險の性質からよく吟味してかゝらねばならない事である、生命保險はその性質上官營を許してもいゝものであつて外國にも生命保險官有論が頗る有力となつてゐるのだ、然し火災保險に至つてはその事業の性質上頗る商業的のものだからその官營に就いては大いに研究の餘地を残してゐるものと思ふ現に火災保險を國有としてゐるのは今の處獨逸だけで他の諸國は皆私有會社の手に委ねてゐる仕末である要するに火災保險金支拂問題に關しても官營論に就いてももつと冷靜にして慎重なる畫策が必要と信ず云々

〔九・二七、中外商業〕官民合同の再火災保險會社創立案 東京商業會議所は二十五日議員總會を開き火

災保險金支拂に關し官民合同の一新再保險會社を創立し帝都の復興に資する件外左の三件を附議決定し直に實行運動に着手した

- 一、火災保險に關する件
- 一、火災保險金を支拂ふが爲め官民合同の一新再保險會社を組織し其出資の割合は政府十分の六民間十分の四とする事

但し火災保險會社に對しては株式を以て買收し政府は公債を以て株式を引受くるものとす

- 一、新保險會社は今般大震災に依りて蒙りたる損害に對し保險金の支拂をなすこと
- 之が支拂の方法は新保險會社に於て社債券を發行し被保險者に對して之を交附すること
- 一、社債券は日本銀行に於て見返り擔保として取扱ひ其價格を維持すること
- 一、社債券は今後年々生ずる保險會社の利益を以て一定年限間に之を償却する事

附帶決議

- 一、保險を附せざる罹災者に對しては低利資金を融通し若くは住宅を建築して之を貸與すること
- 一、保險業は火災、生命、海上保險を合併し官業となすべく慎重に調査研究すること
- 二、手形再割引に關する件
- 日本銀行をして震災前各銀行にて割引したる手形を全部低利に再割引せしめ其回復を俟つて徐ろに回収せしむる事
- 三、戒嚴令に關する件
- 四、絹織物其他奢侈品課税に關する件

〔九・三〇、東京朝日〕新保險會社 會議所陳情 官民共同の新保險設立運動のため東京商業會議所の保險委員は山科副會長服部書記長と共に二十八日午後一時から官邸に農相を訪ひ一時間半に亘つて説明し賛成を求めたところ農相は名案だと思ふが良く考慮して置かうと答へたとのことである

大震災ニ因ル施設 (生命保險會社協會總會決議録ヨリ)

大正十二年九月一日關東に於ける未曾有の大震災の爲め當協會加入會社の本支店此災厄に罹りしもの二十八日此内十六會社の本支店等を一時當協會内に收容したり

同月八日各社の幹部協會に會合し大震災に因る諸般の事項を協議する爲め災害善後策相談會を設けることを可決し、其第一回を同月十日に開き爾來二十一回の集會を重ね鋭意協議を遂げ十一月二十二日を以て之を閉鎖したり九月十九日開催の右の集會に於て當協會内に無料應急診療所設置の件を可決し、同月二十一日より之を實施し一般民衆に對し醫療に従事し十一月十日之を閉鎖したり此間に於ける施療患者延人員四百七名なり

〔一三・四・五、協會會報〕謹告

支拂延期令施行地域(東京府、神奈川縣、千葉縣、埼玉縣、靜岡縣)内の生命保險契約取扱方に付き左の通り申合せ致候

- 一、今回の災害に依る保險金は完全に支拂を爲すこと
- 一、右保險金は出來得る限り速かに支拂手續を開始する事

第一編 一般資料

一、保険料の拂込は明年二月末日迄のものに限り保険約款に依る猶豫期日と支拂延期令に依る猶豫期間の外に更に二ヶ月延長すること

大正十二年九月一日

生命保險會社協會 加入會社連名

〔一三・四・五、協會會報〕廣告

當協會に無料診療所を設け一般診療の需に應じ居り候保險金の支拂は此際特に簡單迅速に取扱ひ居り候保險證券を焼失したる方は無手数料にて再發行致すべく候保險契約者、被保險者は御立退先を至急關係會社へ御報被下度候

大正十二年九月

東京丸の内 生命保險會社協會 加入會社連名

〔二〇・一、大阪朝日〕資力の許す限り犠牲を提供す 火災保險協會の決議 外國會社は支拂の責を負はず二十八日以來引續き協議を重ねたる東西火災保險聯合會は三十日午後七時半迄に一二會社を除き全部別項決議を承認することとなり交渉委員各務謙吉、井坂孝、曾我祐邦、大谷順作、長松篤榮、小原達明、田所美治の七氏は一日田邊相と會見し事情を具陳して迅速に支拂方法を講ずることとなつた

決議

大日本聯合火災保險協會に屬する大日本火災保險協會の下記内國會社は大正十二年九月三十日午後三時より會議を開き左の決議をなす

第一 下記各會社は關東地方に於ける今次の震災の爲生じたる大火災の慘狀に顧み是等會社と火災保險の契約

を有する保險契約者に對し深甚の同情を表し事業存續の基礎を危くせざる範圍に於て資力の許す限り犠牲を提供す

第二 各社の財産、一般契約及罹災契約の公正なる調査はこれを監督官廳たる農商務大臣に一任しこれに基き各省と協議の上前項に依り犠牲の程度を決定しその決定に従ひ各社のなすべき支拂及各社存續に必要な援助を政府に仰ぐこと

第三 内國會社が相互に有する再保險契約書の犠牲關係に就ては前項の趣旨に基き監督官廳と協議の上決定すること

附記

一、大日本聯合火災保險協會に屬する外國會社二十八會社は外國火災保險協會の名を以て大日本聯合火災保險協會に對し左の通告をなせるにより右決議に關係無し

外國會社は各社が發行する保險證券の條項と火災の生じたる事情とに鑑み何等契約上の責任を認むる能はず且つ約款より離れ又は見舞金等の名の下に保險契約に關聯して何等の支拂をなすこと能はざる旨の確定的指圖をその本國に於ける各本社より受領せり

二、日本共立火災保險株式會社、大成火災保險株式會社、日本動産火災保險株式會社、日本貿易火災保險株式會社及東京動産火災保險株式會社は大日本聯合火災保險協會に屬せざるが故に右決議に關係無し

- | | | | |
|--------|------|--------|--------|
| 日本火災 | 日本海上 | 日本海上火災 | 日清火災海上 |
| 日章火災海上 | 豐國火災 | 東邦火災 | 東洋火災海上 |
| 東洋海上 | 東京火災 | 東京海上火災 | 東明火災海上 |

大正十二年

東神火災海上	千代田火災	千歳火災海上	中央火災傷害
中外海上	大阪海上火災	横濱火災海上	第一火災海上
大日本火災海上	大東海火災	大北火災	太平火災海上
太平洋海上火災	大洋火災	大福海上火災	大正海上火災
辰馬海上火災	八千代海上	福壽火災	富國火災
神戸海上運送火災	帝國火災	帝國海上運送火災	朝日海上火災
共同火災	帝都火災	明治火災	三菱海上火災
神國海上火災	攝津海上火災	新日本海上火災	扶桑海上火災
常磐火災			

決議に加はらざる協定会社

朝鮮火災

本件に關し取締役會の決議を要する會社は直ちに其決議を行ふものとす(東京電話)

〔二〇・三、中外商業〕動産火災保險閉却さる 目下保險金支拂上問題となつて居る火災保險契約は主として地上建設物に對するもののみであつて家具其他動産に對する火災保險契約に就ては動産保險を專業とする東京動産、日本簡易火災、日本動産等の各社が火災保險聯合會に加入して居ない爲め聯合會の決議に關係なく各會社としても支拂の意思を表明せず又世間一般も未だ何等の注意も拂つて居ない模様である然し動産保險の契約高は右三社の分だけ大正十一年末概算二億圓二十萬件内外を算し内京濱地方罹災者の契約高は其内の七割を

占めて居る状態であり而も動産保險の被保險者が中産階級以下の比較的無資産者大部分を占め一口平均契約高の如き八百七十八圓以上千圓に充たない有様である故に聯合會加入の各保險會社が建築物保險に對し或程度の犠牲を拂ふならば動産保險會社は其保險の性質より見てより以上の犠牲を拂ふべきもので若し政府が聯合會加入保險會社にのみ援助を與へ動産に對する被保險者を見殺しにするやうな事があれば由々數社會問題を惹起するであらうと

〔二〇・四、中外商業〕日銀貸出の利下交渉 生命保險會社で 生命保險會社は既報の如く日本銀行より仕拂準備金を借入れることとなつたが、之は保險會社に準備金の無い爲でなく現に大會社では七百萬圓見當の銀行預金を有し小會社と雖も七八十萬圓位を有つて居る隨つて各會社は其預金を引出して保險金の仕拂に應ずれば問題にならないのであるが先般中モラトリアムに依て預金の引出が出来なかつたのと又今月に入つて之が撤廢されても金融界の現情に鑑み多額の預金を引出せない結果日本銀行に擔保を提供して所要の借入を申込んだ譯である而して其用途は罹災民の保險金支拂の外に證券擔保貸付金であるが證券擔保貸付は平時にても六分乃至八分即ち平均七分三厘見當の利子を附して居る位だから此際成る可く利率を引下げて貸出す方針を執つて居る然るに日銀よりの借入資金は日歩二錢四厘の利付で保險會社の貸出利率より高率であつて保險會社が銀行に向つて預金を引出さずに居る誠意も自然鈍ると同時に罹災民に低率に貸出さんとする厚意も薄らいで來る譯である隨つて既に日銀より借入れた保險會社もモラトリアムの解除と同時に返金して銀行預金を引出する傾向を生じて來た尤も今日迄の所では罹災民に仕拂ふ死亡保險金は大した數字に上つて居ないけれども若し此後増加し一方證券擔保貸付金が増加するに於ては銀行預金の引出を増加するかも知れないので此趣旨を徹底する様近く